

市民ふれあいセンター兼福祉避難所整備基本計画

令和6年3月

糸 満 市

目次

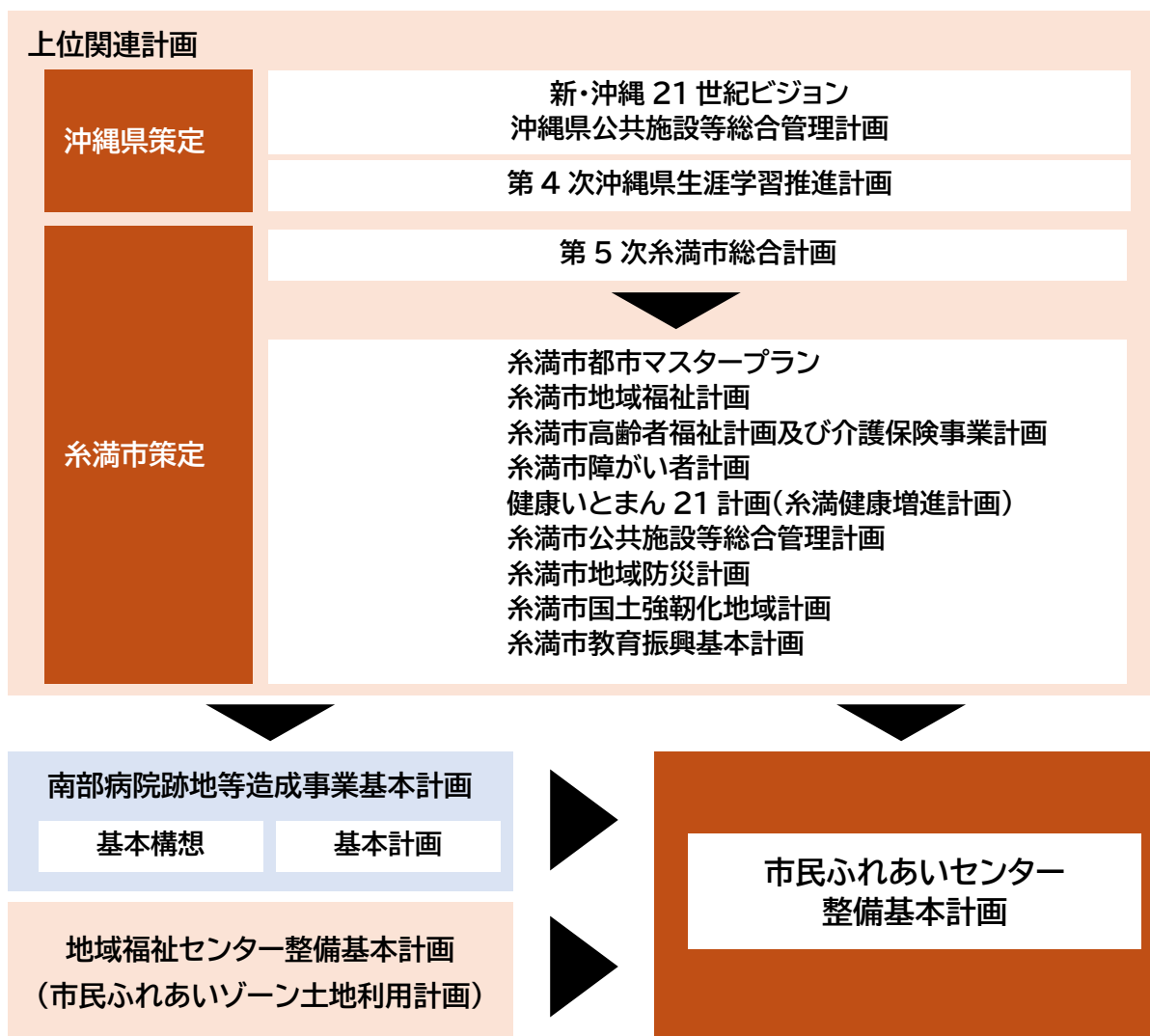
1. 計画の位置づけ	1
(1)計画の目的	1
(2)計画の位置づけ	1
(3)上位計画等の整理	2
2. 糸満市の福祉施設の現状と課題	14
(1)糸満市の福祉施設の概要	14
(2)各種団体の活動状況	21
3. 市民ふれあいゾーン施設整備基本計画	37
(1)市民ふれあいゾーンの概要・状況	37
(2)建設地の立地特性	40
(3)市民ふれあいゾーンの整備基本方針	45
(4)予定施設の構成と役割、関係性	47
(5)市民ふれあいゾーン土地利用計画	49
4. 市民ふれあいセンター整備基本計画	50
(1)施設整備方針	50
(2)市民ふれあいセンターの導入機能の考え方	51
(3)現行施設の課題とその対応	52
(4)災害時の福祉避難所としての機能導入の考え方	53
(5)施設への導入機能	55
(6)諸室の関連性	67
(7)必要な建物規模	69
(8)構造計画	71
(9)設備計画	73
5. 市民ふれあいセンターにおける事業計画	74
(1)事業方式の比較検討	74
(2)概算工事費	77
(3)施設管理運営計画	78
(4)財源計画(活用可能な財政措置)	84
(5)整備スケジュール	85

1. 計画の位置づけ

(1) 計画の目的

本計画は、市民ふれあいセンター兼福祉避難所の整備にあたり、令和4年度策定の「南部病院跡地等造成事業基本計画」で示された開発コンセプトや土地利用計画等をもとに、平時には市民交流・活動の場として、災害時には福祉避難所として活用が可能な機能を備えた ユニバーサルデザインの考えに基づく複合施設として、市民ふれあいセンター兼福祉避難所施設整備及び管理運営計画の作成等を行うことを目的とする。

(2) 計画の位置づけ



(3) 上位計画等の整理

計画名称	計画の内容
新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画 (R4.4) 計画期間(R4～13 年度)	第4章 基本施策 2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して (2)誰もが安心して子育てができる環境づくり ア. 子ども・子育て支援の充実 ③乳幼児期の子育て環境の充実 多様な保育ニーズに対応するため、市町村と連携の下、育児相談等の地域子ども・子育て支援や延長保育、病児・病後児保育、預かり保育、医療的ケア児の受入れ等のきめ細かな子育てサービスの提供体制・環境整備に取り組みます。 イ. 子ども・若者の育成支援 ①子どもの多様な居場所づくり 地域、学校、市町村、各種団体等と連携し、多様な居場所の形成など子どもを地域全体で見守り支援する拠点の形成と拡充に努め、社会福祉協議会との連携促進やボランティア活動の活性化など、効果的な支援や環境づくりに取り組みます。 (4)あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり イ. 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進 ③緊急時における輸送機能及び避難地等の確保 要配慮者の数や状況に応じた福祉避難所が適切に配置されるよう、市町村における福祉避難所の指定促進に向けて取り組みます。 (5)高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実 ア. 高齢者が生き生きと暮らせる地域づくり ①高齢者の社会参加の促進 活力ある高齢社会の実現に向けて、豊富な経験や知識、技術を持った高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が地域社会を支える一員となるように、地域活動やスポーツ・文化活動など多様な活動の支援に取り組みます。 イ. 障害のある人が活動できる地域づくり ④誰もが活動しやすい環境づくり 高齢者、障害者等のすべての人が自由に社会参加できる地域社会を実現するため、福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰や障害者への理解促進のための啓発活動を行い、関係機関と地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組みます。
沖縄県公共施設等総合管理計画 (H28.12)	第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 1.現状や課題に関する基本認識 (1)公共施設等の老朽化への対応 ・今後はすべての公共施設等の状況を把握しながら、全庁的・長期的な視点により戦略的な維持管理・更新等を推進する必要がある。 基本的な方針2 施設規模・配置・機能等の適正化 (4)統合や廃止の推進方針 ①施設アセスメントの実施(ハコモノ) ・各施設の今後のあり方(維持、転用、更新、売却等)の検討に当たっては、施設のもつ性能や利用度等を定量的に評価する施設アセスメント等を実施する。 ②施設総量の適正化 ・中長期的な視点から人口動態や社会情勢・ニーズの変化、各施設の利用・需要の実態見通し等を踏まえて、各施設の適切な規模、施設総量の適正化を図る

計画名称	計画の内容
第4次沖縄県生涯学習推進 計画 (R5.3) 計画期間(R4～13年度)	第2部 生涯学習推進の具体的取組 第3章 学びを活かした地域づくり 第5節 福祉と安全のまちづくり (施策の方向と主な取組) ⑤公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進 人と環境に優しいまちづくりを推進するため、公共空間等におけるユニバーサルデザインの普及に取り組む。 第3部 生涯学習推進体制及び学習環境の整備 第1章 社会教育施設の充実強化 第3節 公民館・公民館類似施設の充実 (施策の方向) ①幅広い世代の住民が交流し、その地域の多様なニーズに応えられるよう、情報提供をととして公民館の学習環境の充実に取り組む。 ②地域づくりにつながる、住民の自発的な学習活動を支援し、これらの活動を支える公民館関係者等の資質向上に取り組む。

計画名称	計画の内容
第5次糸満市総合計画 (R3.3) 計画期間(R3～12年度)	第1章 第5次糸満市総合計画について 【これからの糸満市の10年における主な課題認識】 ・生産年齢人口を増やす取り組み ・技術革新 ・持続的な社会への変革 ・多様性を強みに ・災害に強いまちづくり・ひとづくり ・自立と協働のさらなる推進 目指すまちの姿2 市民みんなが心身ともにすこやかに暮らす糸満市 【政策1 健康で健全に暮らす環境をつくる】 施策の展開(3)生き生きと暮らせる地域づくり ・地域の拠点づくりとネットワーク(公民館や集会所の多目的利用の促進、公共交通網の整備、いとちゃん mini の本格運行・ルート of 拡充、集団健診の周知協力依頼など) 【政策2 支え合い、後押しする福祉環境をつくる】 現状・課題 ・福祉政策の拠点である社会福祉センターは建築から38年経過し老朽化が進んでいることから施設整備に向けた検討が必要 施策の展開(1)社会福祉基盤の充実 ・福祉拠点施設の充実(施設の修繕・改築、複合化や移転等の検討、関係機関との協議など) 【政策5 まちの賑わいや調和をつくる】 施策の展開(3)土地の有効活用の促進 ・南部病院跡地の有効利用促進(市街化調整区域の地区計画または土地地区画整理事業など) 目指すまちの姿6 人と人の輪がつながり、みんなで動かす糸満市 【政策1 みんなで元気な地域をつくる】 施策の展開(2)協働社会の推進 ・拠点施設等の充実(生涯学習支援センターの活用促進、複合型公共施設の整備、自治公民館との連携など)
糸満市都市マスタープラン (H30.9) 目標年次(H47年度)	IV. 全体構想 1. 土地利用 (2)整備の方針 2)市街化調整区域 ・市街化区域に隣接する国道331号沿道の真栄里地域においては、交通アクセス性を活用した土地利用の検討を行います。 IV. 全体構想 3. 道路・交通 (2)整備の方針 ①主要幹線道路 ・沖縄県の中南部西海岸地域を結ぶ地域高規格道路“沖縄西海岸道路”の一環として国道331号を位置づけます。 IV. 全体構想 8. 福祉 (2)整備の方針 4)地域コミュニティの形成・強化 ・互いに顔の見える関係を築き、大規模自然災害等の発生時においても安心して助け合える地域福祉を支える基盤となる地域コミュニティの形成・強化に努めます。 V. 地域別構想 (5)高嶺地区 3)整備の方針 <国道331号と隣接する真栄里の集落環境の整備、保持> ・医療・福祉施設周辺環境を保全します。

計画名称	計画の内容
第3次糸満市地域福祉計画・第5次糸満市地域福祉活動計画 (R5.7) 計画期間(R5～9年度)	基本目標1. みんなが『参加する』地域づくり 実施目標(2)活発な活動の推進 ③ボランティア活動の推進 社協ボランティアセンターと連携し、ボランティアに関する情報提供、参加促進、ボランティアの機会の拡充、養成等を推進します。また、各種コーディネーターが連携し、情報交換しやすい体制をつくり、地域住民のボランティア活動機会及び世代間の交流機会を確保します。 ●社会福祉協議会の取り組み a)ボランティアセンターの機能強化 ボランティア活動の推進を図るため、ボランティア活動への参加促進や活動状況の広報、マッチング、コーディネーターの資質向上等を行い、ボランティアセンターの機能強化を図ります。 基本目標2. みんなが『つながる』地域づくり 実施目標(1)地域のつながりの向上・強化 ②様々な取組みを通じた地域のつながりの機会確保 市が実施している生涯学習支援センターの市民講座、自治公民館講座の開催支援、サークル活動、食育推進活動、健康福祉まつり、各種講座その他の交流機会を拡充し、世代間交流、ふれ合いの機会を提供します。 実施目標(2)居場所づくりの推進 ①子ども、高齢者、障がい者などの居場所づくり推進 子ども、高齢者、障害者等のための居場所、集いの場の確保を推進するとともに居場所の周知を図り、参加促進に努めます(放課後児童クラブ、地域子育て支援センター、児童センター、子どもの居場所事業、地域デイサービス、地域活動支援センター等)。 また、子ども、高齢者、障害者等が一か所で集い、交流が行える、属性を超えた居場所づくりについて、関係者や企業、社会福祉法人、地域と検討し、進めていきます。 ④活動拠点の確保 市民一人ひとりの生き生きとした交流活動を支えるために、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず、誰もが参加できる共生型の新たな交流拠点として、「(仮称)市民ふれあいセンター兼福祉避難所」を整備し、活用していきます。 ●社会福祉協議会の取り組み a)ふれあいの機会づくりの推進 地域住民グループを中心としたふれあいの場や機会づくりを推進し、世代を超えた交流の場を確保し、地域のつながりが深まるよう取り組みます。 また、既存の地域デイサービスや子どもの居場所「ふらっと こうえん前」を実施しながら、利用者の居場所や通いの場づくりの充実に努めます。 c)地域福祉活動拠点の推進 市の「(仮称)市民ふれあいセンター兼福祉避難所」とともに整備され、市社協の拠点となる「(仮称)糸満市地域福祉センター」において、地域福祉活動を展開するように進めます。 実施目標(3)地域での防犯・防災対策の推進 ⑥福祉避難所の確保 災害時において一般避難所での避難生活が困難な援護を必要とする高齢者、障害者、妊婦及び乳幼児等などの要援護者※1がより安全・安心に避難生活を送ることを目的とした中核的な福祉避難所として、「(仮称)市民ふれあいセンター兼福祉避難所」を整備します。併せて、市内の福祉施設等との連携による要援護者※1のための避難所の拡充を促進す

	るとともに、避難所指定のある公共施設や学校等と連携し、地域住民等も参画した避難等訓練の実施を推進します。 支援を必要とする高齢者や障害者等の災害時の避難場所を確保するため、市内の福祉施設等との連携により、福祉避難所の確保を図ります。電力を要する医療機器を使用している方の避難所支援のため、避難所、福祉避難所となる施設への停電時における非常用電源の確保・呼びかけを行います。 避難所指定のある公共施設や学校等と連携し、地域住民も参画した避難訓練の実施を推進します。 ●社会福祉協議会の取り組み b) 共助による防災訓練の実施及び防災教育の充実 管理施設の避難訓練・消化訓練等を定期的に実施するほか、共助を意識した災害ボランティアセンターの設置訓練や近隣施設、地域での避難訓練の参画に努めます。 c) 災害ボランティアセンターの体制整備 「災害時対応マニュアル」に基づいた災害ボランティアセンターの設置訓練を今後も継続して実施します。 マニュアルの点検評価、関係団体が主催する各種訓練や研修会等への参加を積極的に行います。 職員の参集が困難な場合を想定し、センター周辺の住民、団体・施設、企業等が訓練等に参画できるよう平時から連携を図ります。 基本目標3. みんなを『支援する』地域づくり 実施目標(1) 包括的・重層的な支援体制の構築及び保健福祉サービスの充実 ●社会福祉協議会の取り組み d) 各種福祉サービス提供の充実 社協で実施している高齢者、障害者、児童等を対象とした各種福祉サービス提供を今後も実施するほか、職員の対応及び内容の充実に努めます。 実施目標(4) バリアフリーと移動・交通の充実 ① バリアフリーの推進 「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設のバリアフリーを推進するとともに、不特定多数が利用する民間建築物について、高齢者や障害者、子育て家庭等の利用に配慮するように促します。 ③ 民間企業と協力した移動支援の確保 「送迎バス活用事業」の継続実施を図るとともに、新規事業所の加入を行います。その他にも民間企業と協力した新たな取り組みを模索し、移動手段の確保について検討を行います。実施にあたっては、介護予防を実施している願寿館や社会福祉センターへの停車協力を依頼し、高齢者が介護予防を受けやすいように努めます。
--	---

※1:要援護者は、災害対策基本法における「要配慮者」を指す

計画名称	計画の内容
第8期糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(R3.3) 計画期間(R3～5 年度)	第5章 高齢者福祉施策 1. 暮らしを包括的に支える環境の整備 (4)包括的な生活支援サービスの推進 ●地域福祉社コーディネーター(CSW)と生活支援コーディネーター(ともに社協への委託で配置)との連携・協力により、情報共有を図りながら地域課題に対して、地域全体で支える仕組みの推進を行います。 2. 健康的に暮らせる環境の整備 (2)高齢者の健康づくりと介護予防の推進 ③願寿館教室の実施 ●楽しみながら効果的なトレーニングプログラムを提供し、一人ひとりの状況に応じた内容となるように充実を図ります。また、家庭で簡単にできる運動方法を指導し、健康保持と介護予防が一人でも行えるよう推進します。 ④地域デイサービスの推進 ●各地域で継続的に多くの高齢者が参加し、介護予防や仲間づくり・生きがいづくりが一層広がっていくように推進します。 ⑤かりゆし健康クラブ、いきいき健康クラブの実施 ●地域デイサービス中央型である「かりゆし健康クラブ」及び「いきいき健康クラブ」を継続し、高齢者のフレイル予防(加齢に伴う筋力の低下等の予防)などを実施していきます。 (4)介護予防拠点の基盤整備 ①介護予防拠点の基盤整備 ●糸満市健康づくりセンター願寿館、ふくらしや館のほか、介護予防の事業を実施する拠点施設の整備や利用しやすい設備等を検討し、高齢者が身近な地域で介護予防に参加しやすい環境の充実に努めます。 3. 楽しく明るく暮らすための環境の整備 (1)生きがいづくりの推進 ③世代間交流の機会拡充 ●様々な場での学習機会、活動、地域行事を通しての世代間交流の機会を広げ、高齢者の生きがいづくりに貢献できるよう努めます。 4. 安心して暮らすための環境の整備と体制づくり (6)災害や感染症対策の推進 ①地域での防災体制の充実 ●自治連絡員説明会や防災講話を通じて自主防災組織の結成支援を継続するとともに、企業や小規模コミュニティ(商店街、通り会)等からの要望によりを対象とする実情に合った結成支援についても今後行っていきます。 ②避難行動要支援者の登録の推進 ●避難行動要支援者の登録について、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと連携を取りながら対象者の把握に努めます。 (7)ボランティア活動の推進と連携 ①ボランティアの養成と活動支援の強化 ●ボランティア活動推進校を対象とした福祉体験や講演会、高齢者や障がい者との交流、障がい者への手助けの仕方講習等を行い、学校における生徒の福祉意識やボランティア意識醸成及びボランティアの機会づくり等を進めます。 ②社協ボランティアセンターとの連携強化 ●市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携を強化し、生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターとも調整しながら、地域住民のボランティア活動を推進します。

計画名称	計画の内容
糸満市第4次障がい者計画 (H30.3) 計画期間(H30～5年度)	3 令和5年度までに達成すべき目標 (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 イ 達成に向けた取り組み ・日中活動(地域活動支援センター等)の場の充実を図ります。 (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実 イ 達成に向けた取り組み ・地域生活支援拠点等の5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)のうち、本市では、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」を先行して整備するための取り組みを進めます。
第二次健康いとまん21後期計画(糸満市健康増進計画) (H30.3) 計画期間(H30～6年度)	第4章 目標と取り組み 2. 今後の取り組み (3)行政関係課における具体的取り組み 1)項目:がん①・・・検診事業の周知徹底 関係機関と連携しながら業務等とおして検診受診を呼びかけます。また、各種介護予防事業等においても検診受診を勧奨していきます。 2)項目:循環器①②③④⑤糖尿病①②③④・・・重症化予防、疾病管理 特定健診や長寿検診受診率向上のために未受診者対策を関係課と連携して取り組みます。 9)項目:心の健康①・・・相談機関の紹介 業務の中で市民からの相談等があった場合に、こころの相談窓口について医療機関の紹介やケアマネージャー等の担当者、担当課(健康推進課)と連携しながら対応していきます。
糸満市公共施設等総合管理計画 (H29.3)	第3章 公共施設等の管理に関する基本方針 I.公共施設等の管理に関する基本方針 【基本方針1 施設保有量の適正化】 ・新規事業については、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行うPFI方式の検討を行い、その抑制に取り組みます。 【基本方針3 施設管理の効率化】 ・包括的な民間委託の推進や指定管理制度の導入等、民間ノウハウを活用する取り組みを積極的に取り入れ、市民ニーズに即した体制を構築します。 第4章 施設類型毎の管理に関する基本方針 I.施設類型毎の管理に関する基本方針 3. 健康・福祉系施設 ・健康・福祉施設については利用状況を調査したうえで、老朽化の進む施設の改修のほか、統合や多機能化の検討を行います。 4. 都市基盤施設 ・公園施設については、安全性・機能性を確保するため、計画的な点検や修繕を行い、利用状況等によっては隣接する公園との統合を検討するなど、安定して効率的な運営を推進します。 6. コミュニティー系施設 ・自治会による地域の実績に応じた管理運営を維持し、日常的な点検・保守の情報を把握することで、将来的な大規模な改修や更新を計画的に行い、更新費用の平準化を図ります。

計画名称	計画の内容												
糸満市地域防災計画 (R5.3)	第2編 地震・津波編 第1章 災害予防計画 Ⅲ 地震・津波災害応急対策活動の事前準備 第6節 交通確保・緊急輸送活動計画 (3) 臨時ヘリポート等の確保(緊急時の指定等) 孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市内の居住区域を勘案し、臨時ヘリポート等の設置を確保可能なように整備を行う。 第7節 津波避難体制等の整備 第1款 津波避難計画の策定・推進 (3) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者 観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、興行場その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。 第8節 要配慮者の安全確保 (1) 社会福祉施設等における安全確保 社会福祉施設や幼稚園、保育所には、寝たきり老人や手足の不自由な老人、身体障害や知的障害の児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備項目</th><th>計画内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①施設、設備等の安全点検(施設の安全性確保)</td><td>施設の管理者は、災害発生時に避難行動要支援者が安全で円滑に避難及び安全点検できるよう、又、施設自体が崩壊又は、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。</td></tr> <tr> <td>②地域社会との連携(支援体制)</td><td>災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは困難である。したがって、常に地域社会との連携を密に市民への周知を図り、ノーマライゼーション理念の普及や福祉団体等の育成から、災害時には地域住民の協力が得られるよう体制作りを行うものとする。</td></tr> <tr> <td>③緊急連絡先の整備</td><td>災害発生時に保護者または家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。</td></tr> <tr> <td>④災害用備蓄の推進</td><td>乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等、非常用食糧等の確保に努めるものとする。</td></tr> <tr> <td>⑤バリアフリー(身体障害者にやさしい街づくり)</td><td>高齢者や身体障害者などを多様な利用形態に対応した歩道の整備等バリアフリー化を進め、災害時の避難に備える。</td></tr> </tbody> </table> (2) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保 不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これらの人々の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。 1) 施設設備等の整備 施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう施設や附属設備等の整備に努めるものとする。	整備項目	計画内容	①施設、設備等の安全点検(施設の安全性確保)	施設の管理者は、災害発生時に避難行動要支援者が安全で円滑に避難及び安全点検できるよう、又、施設自体が崩壊又は、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。	②地域社会との連携(支援体制)	災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは困難である。したがって、常に地域社会との連携を密に市民への周知を図り、ノーマライゼーション理念の普及や福祉団体等の育成から、災害時には地域住民の協力が得られるよう体制作りを行うものとする。	③緊急連絡先の整備	災害発生時に保護者または家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。	④災害用備蓄の推進	乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等、非常用食糧等の確保に努めるものとする。	⑤バリアフリー(身体障害者にやさしい街づくり)	高齢者や身体障害者などを多様な利用形態に対応した歩道の整備等バリアフリー化を進め、災害時の避難に備える。
整備項目	計画内容												
①施設、設備等の安全点検(施設の安全性確保)	施設の管理者は、災害発生時に避難行動要支援者が安全で円滑に避難及び安全点検できるよう、又、施設自体が崩壊又は、火災が発生することのないよう施設や附属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。												
②地域社会との連携(支援体制)	災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは困難である。したがって、常に地域社会との連携を密に市民への周知を図り、ノーマライゼーション理念の普及や福祉団体等の育成から、災害時には地域住民の協力が得られるよう体制作りを行うものとする。												
③緊急連絡先の整備	災害発生時に保護者または家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。												
④災害用備蓄の推進	乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等、非常用食糧等の確保に努めるものとする。												
⑤バリアフリー(身体障害者にやさしい街づくり)	高齢者や身体障害者などを多様な利用形態に対応した歩道の整備等バリアフリー化を進め、災害時の避難に備える。												

2)施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に施設自体が崩壊または、火災が発生することのないよう施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

第12節 食糧・飲料水及び生活必需品等の確保

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食糧、飲料水、生活必需品、医薬品、宿需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間(概ね7日間)、食糧、飲料水、生活必需品を各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。

(1)備蓄体制の整備

指導・支援	指導・支援の内容
②備蓄計画の策定	市は、備蓄を行うに当たり「糸満市災害時備蓄計画」を定めるものとする。 備蓄物資の選定をする際は、管理栄養士の活用も図りつつ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。
④集中備蓄・分散備蓄体制の整備	市は、物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等へ集中備蓄する。一方、災害発生後の被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行う。併せて、それぞれの備蓄拠点を設けるなど体制整備に努める。
⑤備蓄拠点の整備	市は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

(2)食糧等の調達体制の整備

指導・支援	指導・支援の内容
②飲料水の確保	市は、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水(ペットボトル等)及び給水用資機材(ポリ容器、ポリ袋等)を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資機材を有する他の機関又は業者と協力体制整備に努める。
③生活用水の確保	市は、次の通り生活用水確保を行う。 ア 雨水の有効利用 a 公共施設の新設及び増改築時において、雨水貯留施設等(屋根及び駐車場等に降った雨水の貯水槽)の整備を計画的に推進する。 b 事業所及び家庭等民間において、雨水利用タンクの設置を促進する。 イ 井戸の活用 a 民間の既設井戸の分布状況に関する調査を行い、災害時に地域に開放してもらう協力井戸としての活用推進を図る。

	b 災害時協力井戸について、所在地、使用に当たっての留意事項及びその他必要な情報を、地域住民に対し周知を推進する。 ウ 河川・プールの水の活用 河川水やプールの水等を災害時の生活用水として活用できるよう、浄水装置やポンプの整備を推進する。
--	--

第13節 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動

(2)感染症対策活動

①災害時における感染症対策及び食品衛生監視・指導活動マニュアルの作成に努める。

②災害時の衛生、安全に関わる事項について、市民への周知を図る。

③避難所における衛生管理対策に関する計画を検討する。

(5)保健衛生

①災害時の保健救護活動及び健康相談を適切に実施するためのマニュアルの作成に努める。

②市民の自主的な健康づくりを促進する地域組織を育成するため、保健・医療機関と福祉、スポーツ等の各種団体と連携し、ネットワークづくりに努める。これらの組織は、災害発生時の助け合い活動等の基盤づくりを兼ねる。

③防災生活圏における医療・福祉の機関やボランティアと連携して、地域住民の健康増進、疾病予防に努める体制の確立を図る。

第14節 災害ボランティア活動環境の整備

大規模災害時には、行政機関とボランティアがいかに活動するかによってその後の救護・復興を左右する。

そのための、行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア(団体)や企業等が日常的に取り組むべき計画等を以下に記す。

(3)ボランティア支援対策

実施区分	実施内容
①災害時の準備	市は、殺到するボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点において準備検討しておく。
②ボランティアニーズの想定	災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。
③登録・把握とネットワーク	市内のボランティア(団体)を登録、把握するとともに、ボランティア活動を支援していく。又、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るものとする。

第2章 災害応急対策計画

第14節 避難計画

第1款 避難の原則

(4) 避難の誘導

実施区分	実施内容
①避難の優先順位	避難にあたっては、要配慮者（高齢者、幼児、障害者、病人等）を優先させるものとする。
②避難者の誘導	ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速を図るものとする。 イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。 ウ 誘導にあたっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ避難経路を2カ所以上選定しておくものとする。 エ 要配慮者等の避難誘導としては、地域で把握した要配慮者等のリストを作成し、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て各戸を訪問し、安否確認を行うとともに、円滑に避難できるよう配慮するものとする。 オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめるものとする。

第15節 要配慮者対策計画

(3) 避難生活への支援

1) 避難時の支援

市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

市は、必要に応じて専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を県に要請する。

第18節 食糧供給計画

(4) 要配慮者に配慮した食糧の備蓄

市は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食糧の備蓄に努めるものとする。

第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収用計画

第2款 保健衛生対策

(2) 保健衛生

1) 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変にともない被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じて救護所等を設けるものとする。

2) 要配慮者への配慮

高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施するものとする。

	第30節 ボランティア受入計画 (1)ボランティア受入体制の整備 市は、糸満市社会福祉協議会及び日本赤十字社沖縄県支部、その他関係団体と連絡をとりながら、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入体制を整備するものとする。また、受入に際しては、老人介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努めるものとする。 (4)ボランティアの活動支援 市及び糸満市社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。 1)活動場所の提供 ア ボランティア本部(市庁舎等) ※本部の役割 ・ボランティアの活動方針の検討 ・全体の活動状況の把握 ・ボランティアニーズの全体的把握 ・ボランティアコーディネーターの派遣調整 ・各組織間の調整。特に行政との連絡調整 ・ボランティア活動支援金の募集、配分 イ 地区活動拠点 ※地区活動拠点の役割 ・避難所等のボランティアの活動の統括 ・一般ボランティアの受付、登録(登録者は本部へ連絡) ・一般ボランティアのオリエンテーション(ボランティアの心得、活動マニュアル) ・ボランティアの派遣 ・ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネーション ・ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映
糸満市国土強靱化地域計画 (R5.3 改訂)	第4章 地域強靱化の推進方針(施策分野ごとの推進方針) <個別施策分野の推進方針> (2)地域・都市 ○地域防災力の向上 地域における防災力の向上については、避難施設や避難経路等の確保や整備を推進するとともに、ハザードマップによる危険地域や避難場所等の周知浸透を図り、災害が予想される地域での防災訓練や避難訓練の充実等に取り組む。 ○要配慮者の安全確保 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、地震時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。 また、糸満市要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者の名簿等の情報を本人の同意を得て関係機関と共有し、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。 さらに、災害時に一般の避難施設での生活が困難な要配慮者については、平時より各要配慮者に対応した福祉避難所の確保に努める。

2. 糸満市の福祉施設の現状と課題

(1) 糸満市の福祉施設の概要

1) 糸満市社会福祉センターの状況

本市の社会福祉センターについて、施設概要や利用状況等を以下に整理する。

【社会福祉センターの概要】

○所在地:真栄里 857 番地

○建設年月:昭和 57 年3月

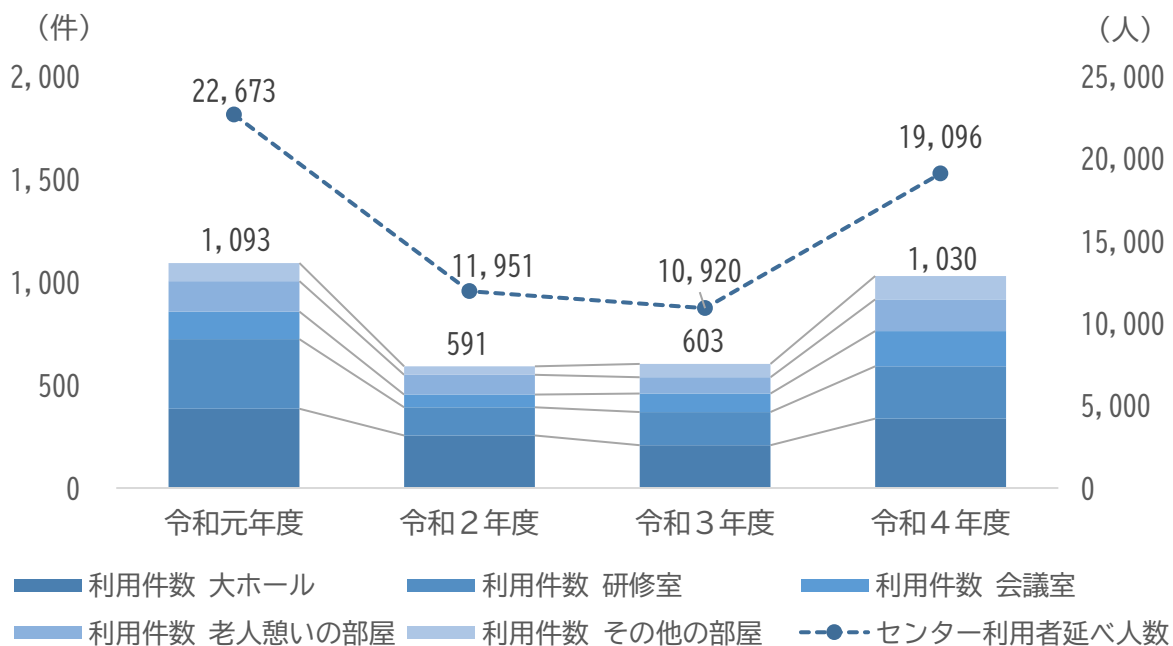
○延床面積:1,461.77 m²

○施設概要:地域社会における住民のニーズに応えるため、各種相談対応や、一般市民はもとより児童から老人、さらに心身障害者の福祉の増進と市民生活を高めることを目的に設置。

○利用状況

・利用者延べ人数及び部屋別利用件数(令和元年度～令和4年度)

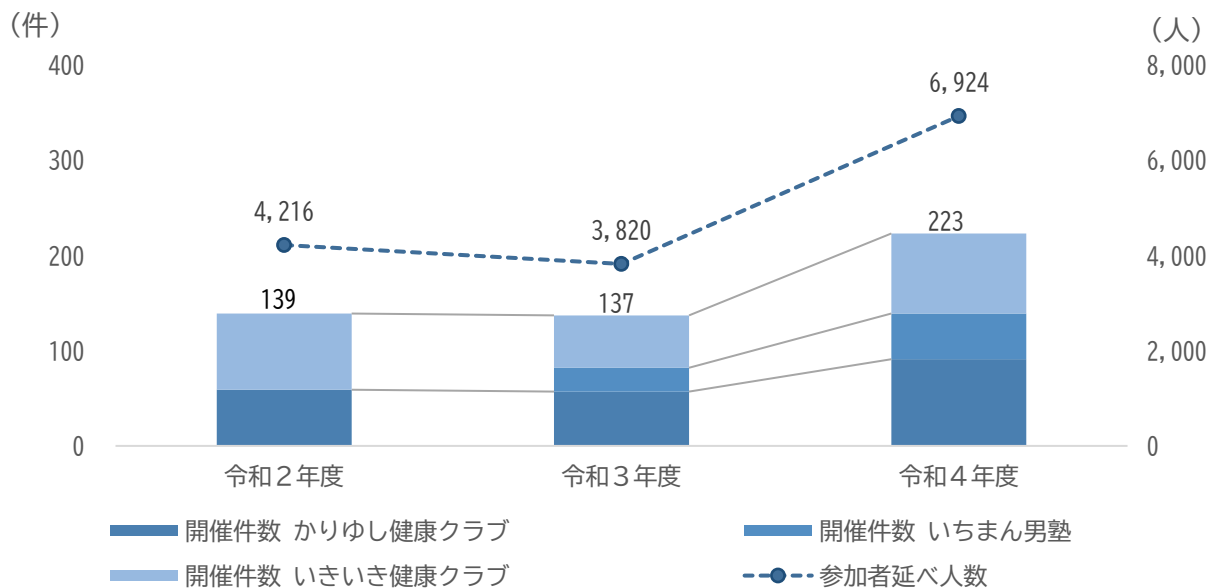
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2・3年度は利用者延べ人数及び利用件数がいずれも大きく減少した。令和4年度は、令和元年度と比較して利用者延べ人数は 84.2%、利用件数は 94.2%まで回復している。



・地域デイサービス(中央型)の参加者延べ人数及び

開催件数(令和2年度～令和4年度)

社会福祉センターの大ホールにて実施の地域デイサービス(中央型)について、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の収束が見られ、6,924 人が参加された。



【社会福祉センターに関するヒアリング結果のまとめ】

社会福祉協議会へのヒアリングより、以下の意見が得られた。

- ・交通が不便。いおちゃんミニ(市コミュニティバス)だけでなく、路線バスの導入も検討いただきたい。
- ・現施設にはエレベーターがなく、1階から2階に上がりたくとも上がれない。建物へのアプローチがバリアフリーとなっておらず、車いす利用者が円滑に移動できない。
- ・収納が足りない。既存倉庫には収まりきらず、廊下や事務室に積まれた状態である。サークルの備品や工具、機械系の備品も置きたい。
- ・相談業務にあたる部屋が現状1室のみ。仮設の相談スペースはプライバシーの確保が不十分な状態。また、数が足りていない。専用の諸室が3部屋ほど必要。
- ・エントランスホールや2階ホール等の共用空間は、交流時間に「溜まりの空間」として使用されているが、暗くて空調が効かないなど、快適な交流場所となっていない。
- ・職員数に対して事務所が狭い。係によっては部屋が分かれており、コミュニケーションが取りづらく、また来館者も案内しづらい状況。
- ・食糧庫がなく、介護保険所の冷房を利用して食糧の保管を行っており、食糧管理・衛生管理上好ましくない。また冷房効率も低い。
- ・現在の駐車場台数は約70台。日常的には、利用者と職員の車、そして公用車を駐車しても十分な台数だが、イベント時等は隣接のグラウンドも使って駐車場を確保している。

2) 公共・公益施設の状況

本市における主な公共施設の立地状況は以下の通りである。なかでも、市民ふれあいゾーンの機能と類似する施設(生涯学習支援センター及び健康づくりセンター願寿館)について、次頁以降に整理する。

【公共・公益施設の立地状況】



【生涯学習支援センターの概要】

○所在地：字糸満 1788 番地

○建設年月：平成6年3月

○延床面積：624 m²

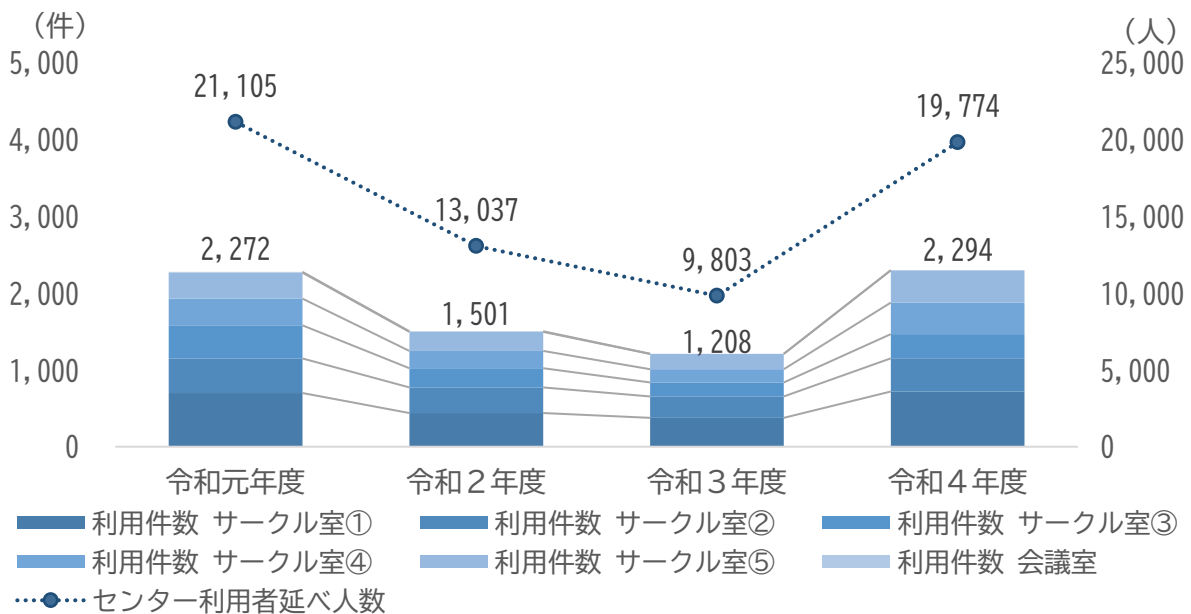
○施設概要：旧糸満南小学校教室を、サークル活動や各種市民講座を行う生涯学習施設として活用。
部屋の借用も可能。

○利用状況

・利用団体：各種サークル 58 団体（令和5年度）

・利用者延べ人数及び部屋別利用件数（令和元年度～令和4年度）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2・3年度は利用者延べ人数及び利用件数がいずれも大きく減少した。令和4年度は、令和元年度と比較して施設利用者延べ人数は 93.6%、利用件数は 100.9%まで回復または増加している。



【生涯学習支援センターに関するヒアリング結果のまとめ】

生涯学習支援センターへのヒアリングより、以下の意見が得られた。

- ・現施設の諸室は最大で 96 m²。動きを伴うサークル団体にとっては狭い。
- ・サークル室⑤(96 m²)には、調理台(3 台)が設置されており、現在は稼働率が悪いが、社会教育や交流の場として残しておくべき。可動式の調理台があれば使い勝手が良い。
- ・施設玄関付近は利用者が交流できるスペースがなく、利用者は屋外で歓談等している。
- ・2階へ上がるには階段しかなく、バリアフリー化が遅れている。
- ・倉庫が足りない。荷物を置くサークルもあり、現在と同様のスペースが求められる。
- ・雨天時は、駐車場から施設まで移動する間に利用者が濡れてしまう。
- ・駐車場は55台。利用者の9割が自家用車利用。日常的には午前中や14時以降に混みあうほか、イベント時は駐車場不足のため縦列駐車等で対応している。

【健康づくりセンター願寿館】

○所在地：西崎町 3 丁目 179 番地

○建設年月：平成2年6月

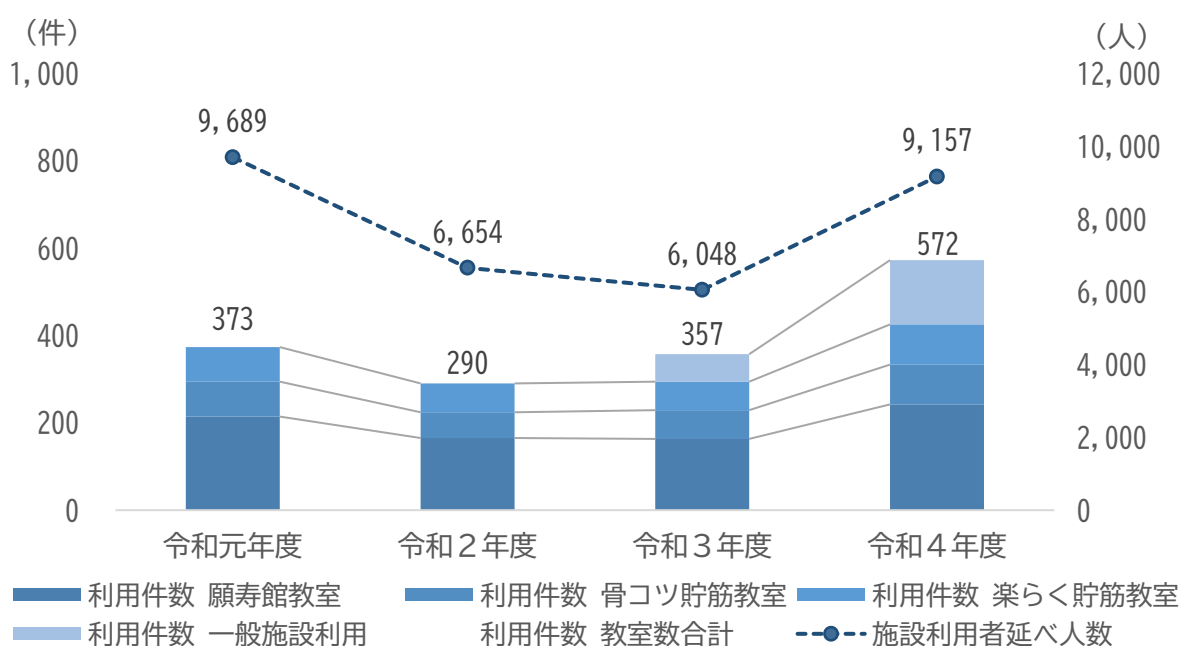
○延床面積：527.78 m²

○施設概要：高齢者の生きがいをづくりと健康の保持増進及び地域住民に密着した総合的健康づくり対策を推進する。

○利用状況

・利用者延べ人数及び教室別利用件数（令和元年度～令和4年度）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は利用者延べ人数及び利用件数が大きく減少した。令和3年度以降は一般施設利用団体件数を集計に含めていることもあり、令和4年度の利用者延べ人数は 9,157 人に回復しているとともに、教室別の利用件数合計は 572 件まで大きく増加した。



【健康づくりセンター願寿館に関するヒアリング結果のまとめ】

介護長寿課へのヒアリングより、以下の意見が得られた。

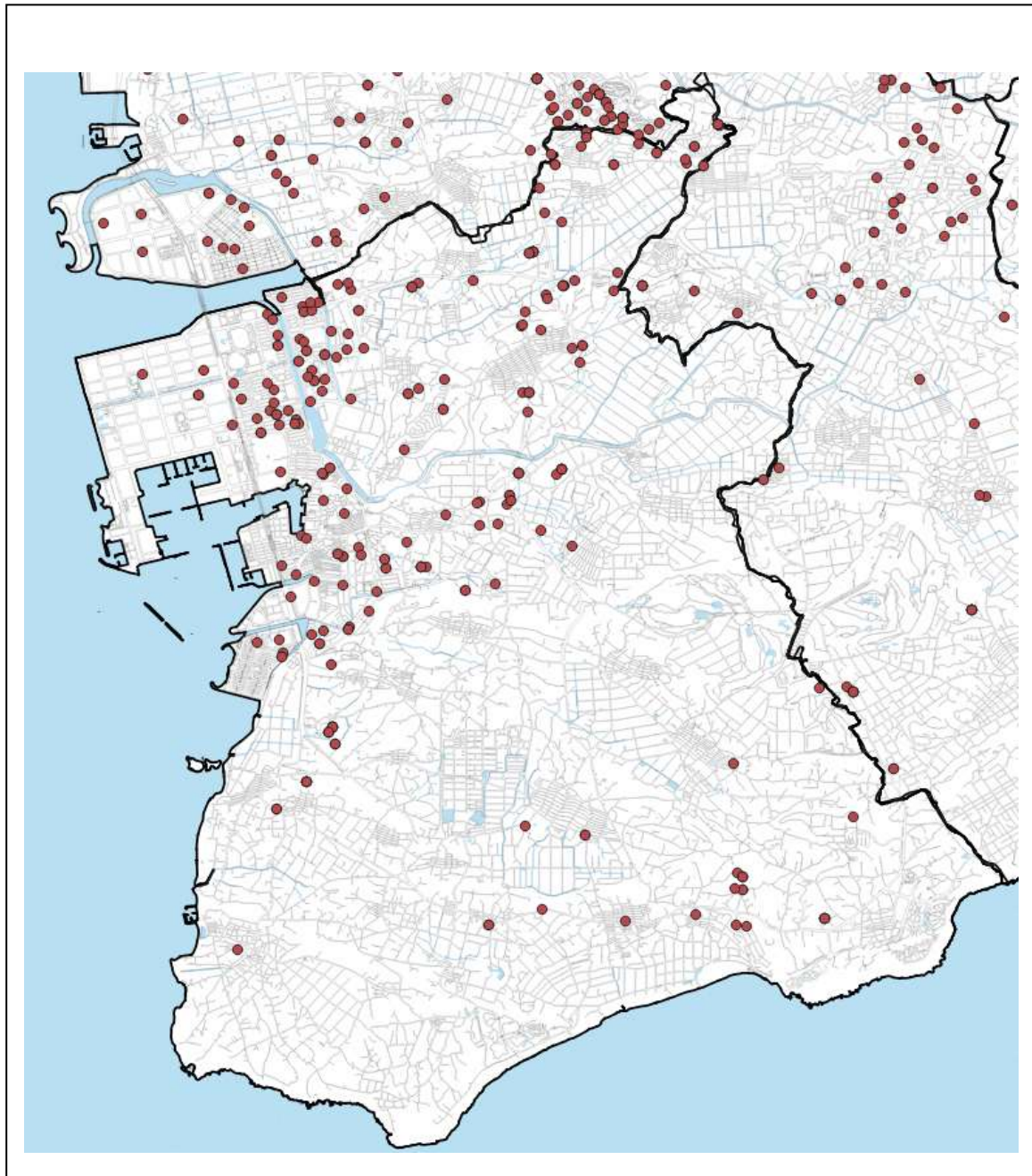
- ・介護予防事業を実施。現在と同程度の諸室規模を希望する。
- ・体操時に使う椅子の収納・保管場所が必要。
- ・現在は、利用者が交流する場所がない。

3) その他福祉施設及び福祉事業所の現状

本市に立地する福祉施設及び福祉事業所等は以下の通りである。西崎地区、糸満地区をはじめ、市内に点在していることがうかがえる。

また、これら福祉施設及び福祉事業所等のなかでも、10 施設を福祉避難所に指定し、収容予定人数等を定めている。

【福祉施設及び福祉避難所等の立地状況】



【福祉避難所の概要】

No.	施設名	対象	協定の有無	住所	収容予定人数
1	白寿園	高齢者	○	字武富175 番地1	40
2	沖縄偕生園		○	字小波藏321 番地	6
3	サクラビア		○	字座波371 番地1	9
4	かかずの杜		○	字賀数312 番地1	20
5	喜屋武こども園	乳幼児	×	字喜屋武433 番地1	33
6	真壁こども園		×	字真壁1932 番地	58
7	兼城こども園		×	字座波611 番地6	72
8	りんごの木保育園		○	字潮平337 番地1	25
9	南山病院	障がい者(精神)	○	字賀数406 番地1	274
10	西崎病院	医療的ケア者・児	○	字座波371 番地1	40

※収容予定人数は、対象者及び家族等の付添人を含む最大収容人数

(2) 各種団体の活動状況

社会福祉センターや生涯学習支援センターをはじめ、本市で活動する各種団体(サークルや地域団体等)に対し、団体活動の現状や市民ふれあいゾーンへ整備予定施設の利活用意向等を把握するべくアンケート調査を行った。以下に調査結果を整理する。

1) アンケート実施概要

○調査対象:社会福祉センターや生涯学習支援センター等を利用し、本市で活動する各種団体(サークルや地域団体等を含む)

○実施時期:令和5年8月28日(月)～令和5年9月22日(金)

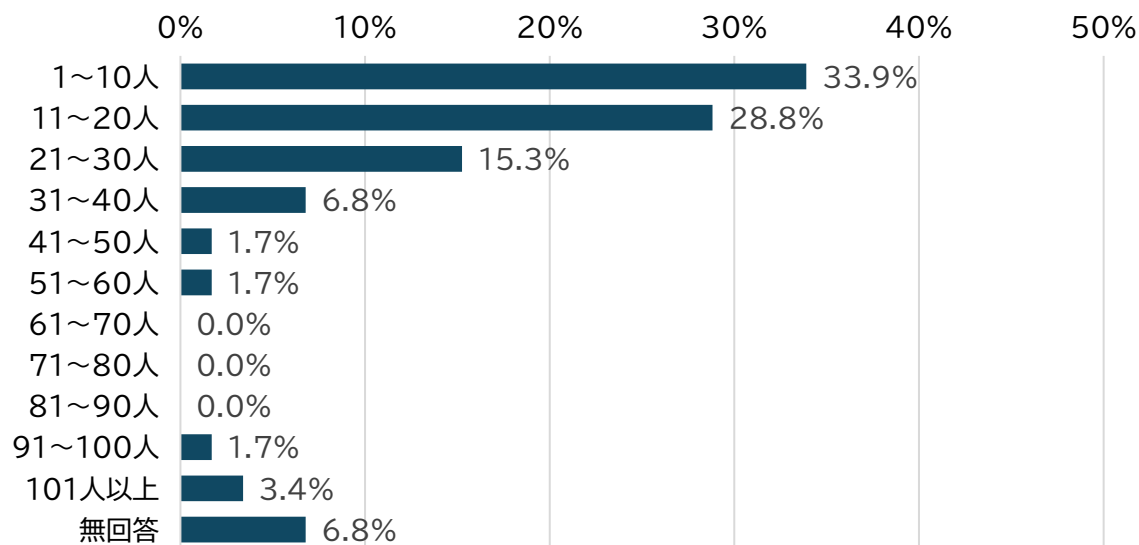
○回収数:59件

2) アンケート調査結果

①全体共通設問

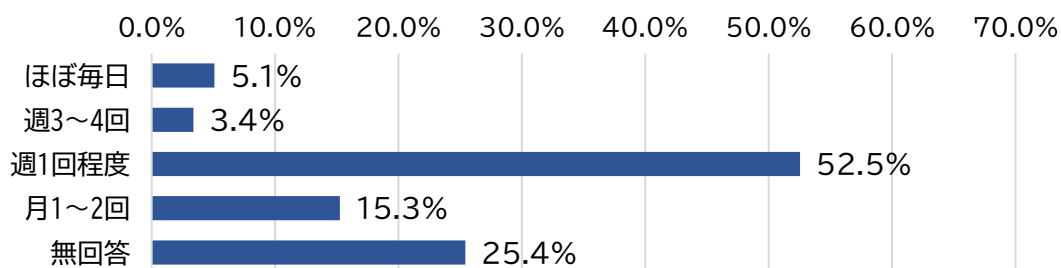
■団体の構成人数(n=59)

団体の構成人数は「10人以下」が33.9%と最も多く、次に「11～20人以下」が28.8%、「21～30人以下」が15.3%である。

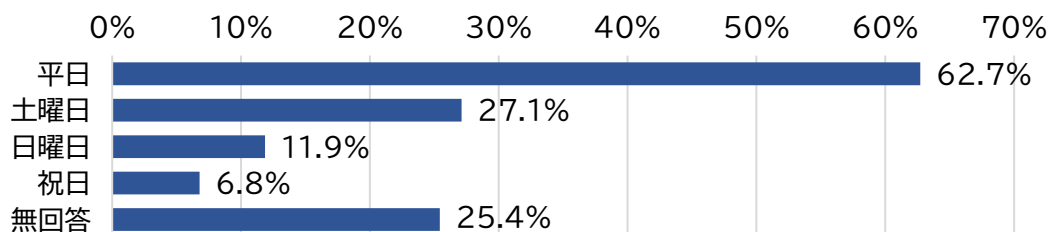


■団体の活動頻度及び活動日(n=59)

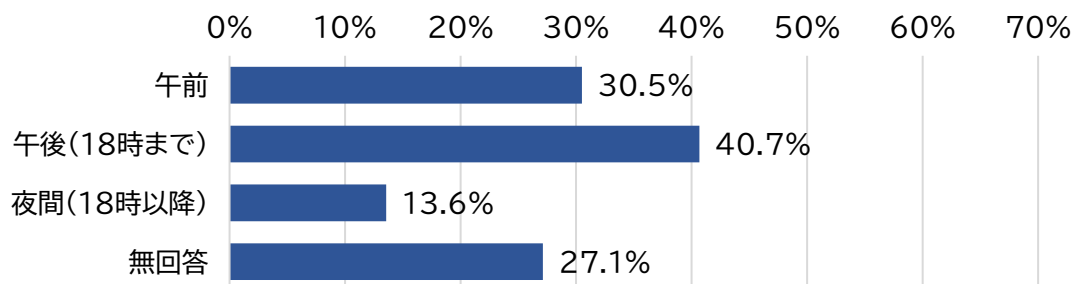
活動頻度は「週に1回程度」が52.5%と最も多く、次に「月1～2回」が15.3%である。



活動の曜日は「平日」が62.7%と最も多く、次に「土曜日」が27.1%である。

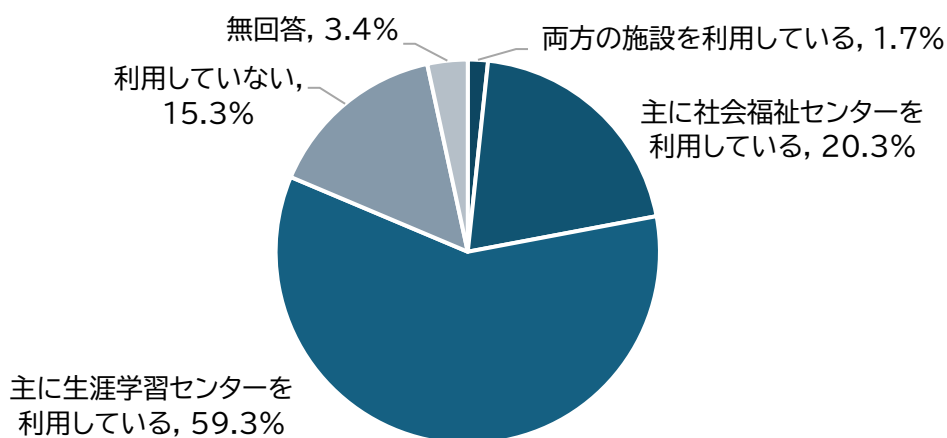


活動の時間帯は「午後(18時まで)」が40.7%と最も多く、次に「午前」が30.5%である。



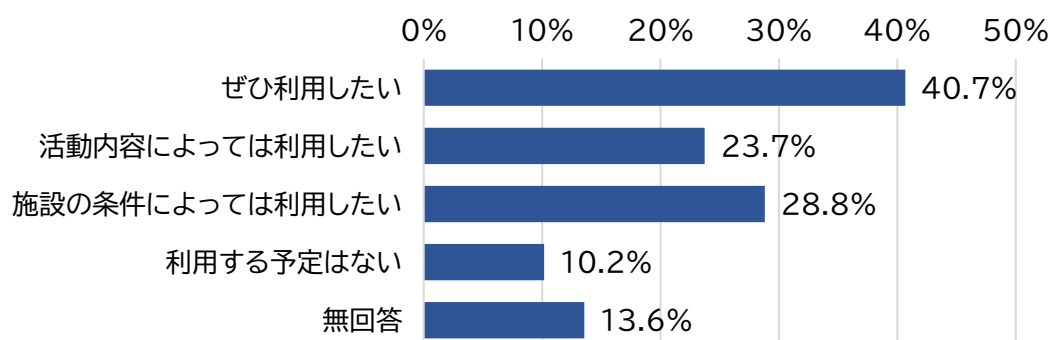
■活動場所(n=59)

活動場所は「主に生涯学習センターを利用している」が59.3%と最も多く、次に「主に社会福祉センターを利用している」が20.3%、「両方の施設を利用している」のは1.7%である。



■市民ふれあいセンターを整備した場合の利用可能性(n=59)

旧南部病院跡地において市民ふれあいセンターを整備した場合の利用可能性は「ぜひ利用したい」が40.7%と最も多く、次に「施設の条件によっては利用したい」が28.8%、「活動内容によっては利用したい」が23.7%である。



活動内容は具体的に以下が挙げられた。

- ・交流事業、役員会、研修会
- ・無料なら使用したい。クーラー代金は負担してよい。やはり身体体力維持、自分の足で生涯歩く。
- ・ブックスタート
- ・団体の活動内容にあった利用
- ・研修会等の利用の場合
- ・資金造成チャリティー・体操教室・研修会等

また、施設の条件は具体的に以下が挙げられた。

- ・無料駐車場の整備
- ・使用料
- ・運動器具の設備、パソコン教室
- ・同等のスペース
- ・ピアノの設置等
- ・クーラー設備
- ・使いやすさ
- ・交通のアクセスが整えば
- ・使用料金が発生する場合は金額が1000円以上となると難しい
- ・カラオケの設備が整っていれば。駐車場が広ければ。
- ・作った作品の展示場所があれば

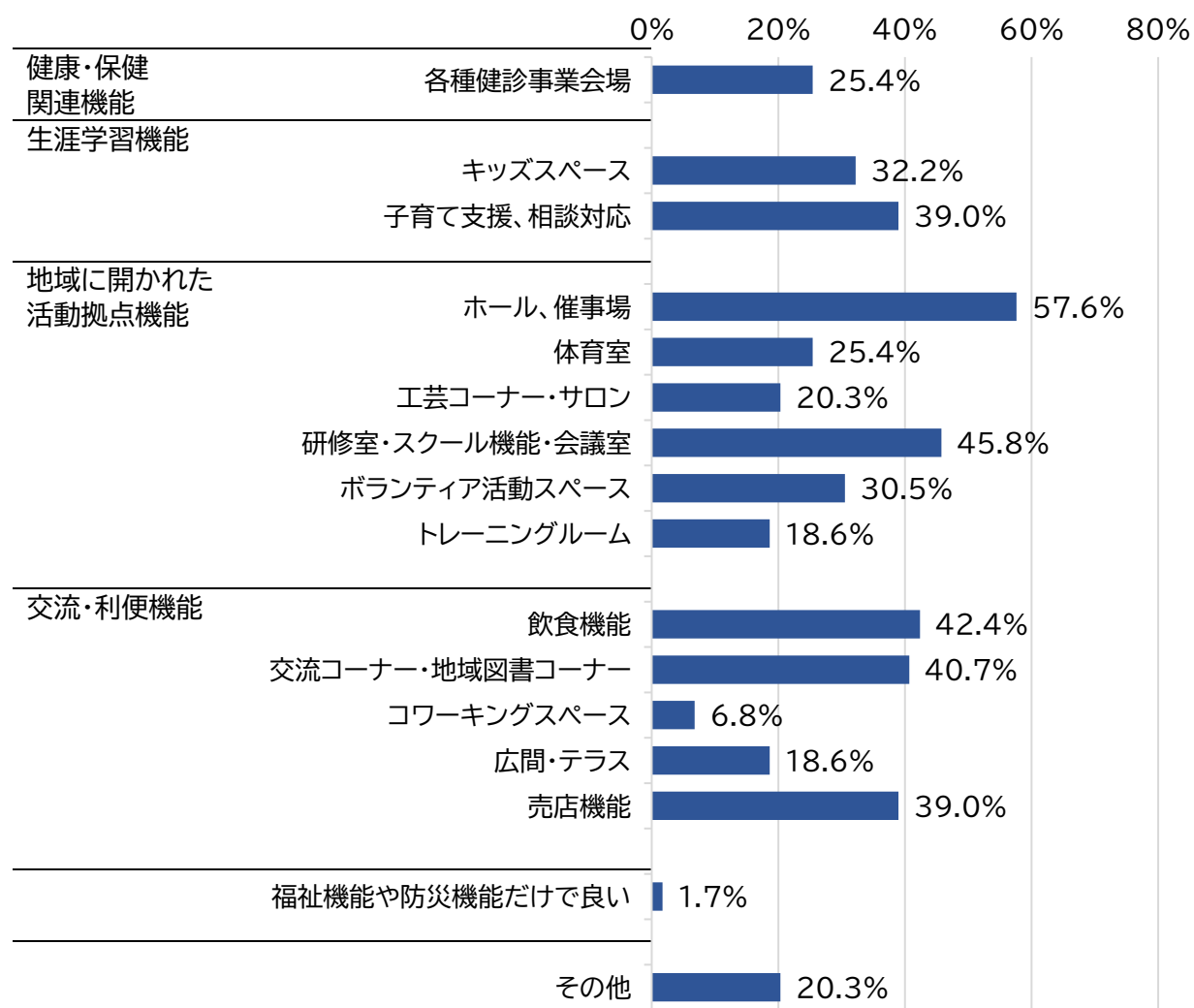
■市民ふれあいセンターを福祉避難所として使用する際に、備えておくべき福祉機能や防災設備

災害時に市民ふれあいセンターを福祉避難所として使用する際に、備えておくべき福祉機能や防災設備について、以下が挙げられた。

ベッド(電動ベッド)、エアーマット、ポータブルトイレ、尿器、オムツ(はくパンツ、パンパースタイプ)、生理用品、洗浄ボトル(ペットボトルを代用)、電気スタンド、パーテーション、ガーゼ、タオルペーパー、タオル、ガーゼ、一般的は軟膏薬剤、飲食品、ラジオ、通信機器。何か所かの訪問看護ステーション、医師と連携して安全に避難所での生活ができたと思います。
バリアフリーで車いすの方でもスムーズに入れる避難所がいいです。
ミルク、離乳食、アレルギー対応食、紙おむつ、お尻ふきシート、簡易トイレ、生理用品などの物資はもちろんですが、授乳などのプライベート空間を備える事も重要かと考えます。
糸満市で考えてください。低い土地の為、少し不安。
車いす、充電設備、食料
防災に対する日頃の備えとして、糸満市防災研修センターを併設し、体験型防災教育の充実強化を図っていただきたい。(中部、沖縄市、北部、名護市に研修センターあり)
自家発電機、WIFIの整備、福祉器具(車いす、ベッド等)、生理用品の備蓄
高齢者・障害者が多く避難してくる場所となれば、介護士、看護師等、居たら安心ですね。
・車いすで自由に動ける。 ・ミルク等(おむつ)が備えていて女性にやさしい設備があること。 ・プライバシーが保てること
・海岸に近いのでそれなりの設備が必要。 ・駐車場完備。・個々のスペースの囲い等(災害時)。 ・音楽で運動、身体を動かす。
①災害時には防災士がかけつけられるようなシステムを作っておくこと。 ②高齢者や小児・障害者が利用できる時には、介護、看護の経験者を早めに稼働できるシステムを作っておく必要がある。→各病院・施設等と市が事前の支援の為、携帯なりを。市の職員だけでは困難かと(シャッター入居者の避難時に思ったこと)。
授乳室、オムツ替え室、明るい広いトイレ(幼児が使用しやすい子ども用便座等)、キッズスペースを広くしてほしい、屋根つきの駐車場、腰かけるイス(休憩スペース)、子ども用トイレ、イーアスを参考にしてほしい、駐車場まで長い距離歩かせないでほしい、コインロッカーがあるといい、周囲の環境も明るくしてほしい、動かしやすいイス・テーブル、物品置場(メタルラック3～4台分程度)
洗い場(お風呂、トイレの小さい子用)、妊婦の休めるソファ、横になるところ、安静なところ、静かなところ(防音)、食事スペースの部屋が仕切れるところ(アレルギー対応のため)、階段の段差を低くする
地域の人々と日頃から交流することで理解しあい、いざという時に助け合うことができる。このセンターの早期実現に期待します。
トイレ、シャワー、調理室(高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等別々の部屋があれば良いかな。)
通信システム・ネットワークを充実させる
津波の際に上階に避難できるエレベーター、水に浸からない自家発電機(上階)、Wi-Fi、大雨(豪雨)に対応できる排水能力(この地域は幾度と洪水あり)、停電しない電線網(この地域は少々の台風で停電し、復旧期間も長期的になります)、食糧備蓄(障がい者や障がい児の特性に応じた物(例えばとろみ材やオムツ等))
救護室/パーテーション(世帯ごとに生活空間をわけられるよう)/発電機(医療的ケアが必要な方のため)

■市民ふれあいセンター等を整備するにあたって、福祉機能や防災機能以外に必要な機能(n=59)

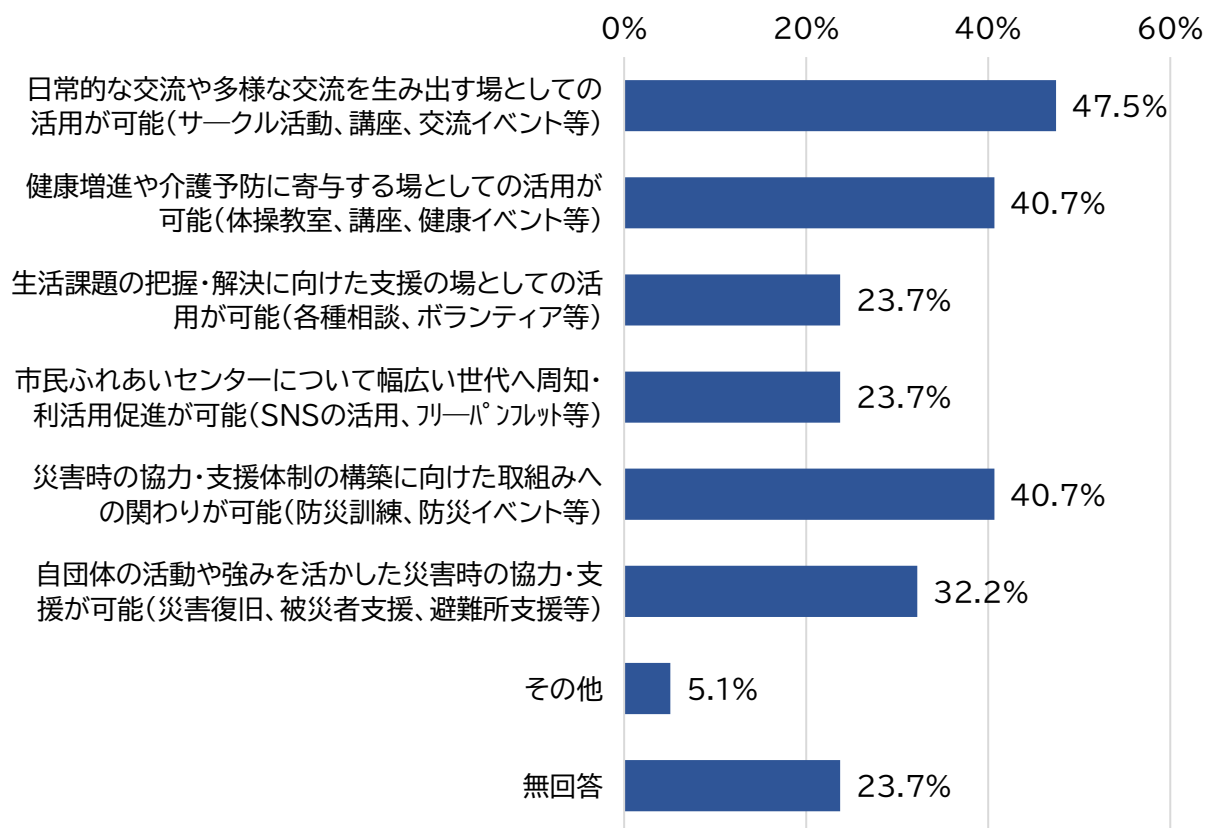
市民ふれあいセンター等を整備するにあたって必要な機能は、「ホール、催事場」が57.6%と最も多く、次に「研修室・スクール機能・会議室」が45.8%、「飲食機能」が42.4%である。



■市民ふれあいセンターの利用にあたり、共助を育むまちづくりの視点からの関わり方(n=59)

共助を育むまちづくりの視点からの関わり方は、「日常的な交流や多様な交流を生み出す場としての活用が可能(サークル活動、講座、交流イベント等)」が47.5%と最も多く、次に「健康増進や介護予防に寄与する立場としての活用が可能(体操教室、講座、健康イベント等)」及び

「災害時の協力・支援体制の構築に向けた取組みへの関りが可能(防災訓練、防災イベント等)」がそれぞれ40.7%である。



日常的な交流や多様な交流を生み出す場としての活用は、具体的に以下が挙げられた。

ワンポイント講座として、訪問看護の働きとか、夏であれば、熱中症予防とかできるかと思います。 糸満市の医療的ケア児や要介護 4-5 の方々の交流会(地区ごとに交流できると共助が高まるかな?)
育児講座であれば、現在の受け入れ組数以上に受け入れができる？ 敬老の日等で高齢者との交流、デイへの参加等。
同好会の活動拠点(通いの場づくり)
障害者の社会参加活動の場
サークル活動
水彩画の習得
市民向けに南山王国の歴史講座等
三線、胡弓、笛などサークルを開設したい。
定例会、展示会等
レクリエーション活動
サークル活動を通していろいろな地域・年齢層の方々と交流することができる。
折り紙を通して若者～老人まで交流ができる
サンシンの練習、サークルメンバーとの交流の場
和裁サークル。縫製の楽しさと着物の良さ等を伝えていけたらと思っています。
子育て世帯と地域全体をつなぐまつり、日常の広場・あそび場
地域活性化に向けリーダーの育成、研修等
障がい児支援から就労支援まで、切れ目のない一貫した支援による相談や理解促進など

また、その他に以下の内容が挙げられた。

スポーツレクリエーション活動での交流
高齢が多いので体力がある希望者で取り組みます。
災害時の避難者支援、特に女性への支援
障がいを持つ方や子どもの発達に心配のある家族に関係者等へ市民ふれあいセンター機能と当会機能との連携

共助を育むまちづくりの場として、施設の利活用に関わることができる取組やアイデアをうかがったところ、以下の回答が得られた。

糸満市の医療的ケア児の両親を呼んで情報交換し、普段言えない事や相談に乗ったりするといったかと思えます。また、誰でも参加できるイベントを行って自分たちの地域にどのような方々が住んでいるかを理解してもらい、協力してもらいたいことを発信できるといったかと思えます。※イベントは役所の方と相談して協力していきたいと思えます。
・カラオケ発表会の会場が欲しいです。 ・年に一度のフェスタでもいい、食堂も欲しい。
子どもたちへの食支援として生涯骨太クッキング、親子の食育教室を実施しています。市民ふれあいセンターでこれらの活動が定期的にできるようになればいい。ふれあいセンター、シニアカフェができるといい。
・防災に関する出前講座 ・応急手当口座(消防 OB を活用した)
・南山城跡をはじめ市内に 40 か所ある城跡の勉強会をしたい。 ・糸満市観光サイドを中心にした歴史ガイドを養成したい
人は笑顔が多いほど健康になれる。心も体も。毎日行く場所、行きたい場所、会いたい人がいる、会いに行ける、会える、そんな生きたいように生きられる楽しい日々を過ごせる場所をつくりたいですね。
定期的に各家庭の不用品を集め、必要な方へ提供できるバザー市とかをして、活性化させたい。
常設の視聴覚室
当会が運営する事業は、児童発達支援センター(中核的施設)、糸満市委託事業、就労支援施設等を含め、障がいを持つ児童(幼児)から一般就労、一般就労後、住まいの場まで、県内でも先駆的な取り組みを行い、多くの市民が利用しています。予定地には、市民ふれあいセンター、社会福祉協議会、委託相談、地域活動支援センター等があり、当会を含め一体的な整備が実現できれば、相互に連携しやすい環境が整えられ、相乗的に地域の福祉向上が図られるほか、福祉ゾーンとして、福祉事務所を含めて、点在する拠点を集約することで、利用者、保護者、関係者等がワンストップで利用・相談・申請等ができれば障がいを持つ方や保護者、関係者等の大幅な負担軽減につながるのでは思料します。

■市民ふれあいセンターの整備及び管理・運営に関する意見やアイデア

市民ふれあいセンターの整備及び管理・運営に関する意見やアイデアをうかがったところ、以下の回答が得られた。

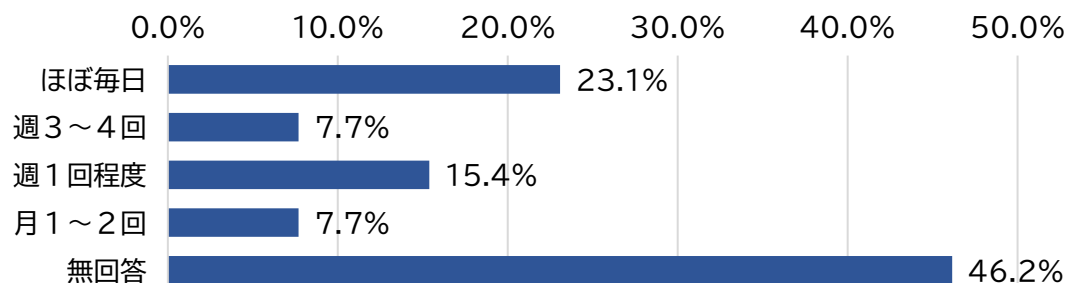
ふれあいセンターの運営に関してはいくつかの事業所？へ委託して持ち回りで運営していくのはどうかと思いました。
暑い季節の遊び場に困っている親子の声が多い。ふれあいセンターに屋外の(芝生など)広場ができるのであれば、休憩できる日よけが数か所あると良い。
・やはり金額になってしまうので今まで通り安い料金で利用したい。 ・若い方ともふれあい。 ・カラオケ発表会などの音響(RAMがあれば最高)、モニターが欲しいです。 ・特別な地域との交流。
・20～30名くらいが入れる調理室がぜひ欲しい。 ・市民が快く集えるよう、コミュニティの場として活用したい。 ・食と健康を実践するため、市民が利用できるジム機能が整ったトレーニングルームが欲しい。
エレベーターやスロープの設置
・福祉センター(社協)に管理委託が現実的
・トイレのドアの開閉時に閉めづらい。 ・サークル①の扇風機、結構、燈が切れているところがあります。日頃の設備等、点検、修理ありがとうございます。感謝
シャトルバスあるといい
・利用しやすい、使用料金の設定(クーラー等含む) ・防音設備 ・音響設備、防音設備、カガミ等を希望。クーラー設備も希望。 ・使用料はどうか？安ければよし
・全身用の鏡の設置 ・防音設備 ・サークル用の小物置き場戸棚設置 ・移動しやすいイス・テーブル ・利用しやすい使用料設定
将来的には、糸満市博物館を建ててもらいたい、当面、糸満市文化財資料センターを設けて欲しい。(例①読谷村座喜味城ミュージアム、②中城村護佐丸会館)
ているののような使いやすい場所が糸満市内にも欲しいと感じていた。
現在の生涯学習センターが料金、施設、駐車場等、とても利用しやすい状況です。現在のセンターの状況で使えるようよろしくお願いいたします。(利用料、駐車場は無料等、現在のままでお願いします。)
駐車場の拡大
利用時間の柔軟な対応
南部病院の駐車場がすきでした。夏にはせみがなくて、うるさくて、生き物がたくさんいて、植物もたくさんあって、日かげや木漏れ日がきれいでした。あの自然の豊かさは活かしていただけると嬉しいです。
管理運営にあたって、施設使用料が各団体の負担にならないような配慮をしていただきたい。
糸満市社会福祉協議会の周りや旧陽だまりには桜の木があり、満開になるととても綺麗な桜並木となりました。利用計画では、運動場(野球場)もあるため、健康を考慮し運動ができる場として、土地利用計画地全体を周回できる桜並木のマラソンコースや桜見等ができれば、賑わう場としてさらに活性化するのはないでしょうか。
時間外で利用希望がある場合の対応について

②社会福祉センター利用者について

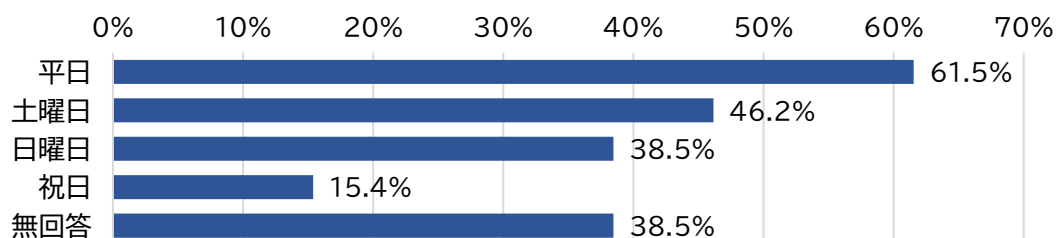
(活動場所について「両方の施設を利用している」または「主に社会福祉センターを利用している」と回答された団体)

■社会福祉センター利用団体の活動頻度及び活動日(n=13)

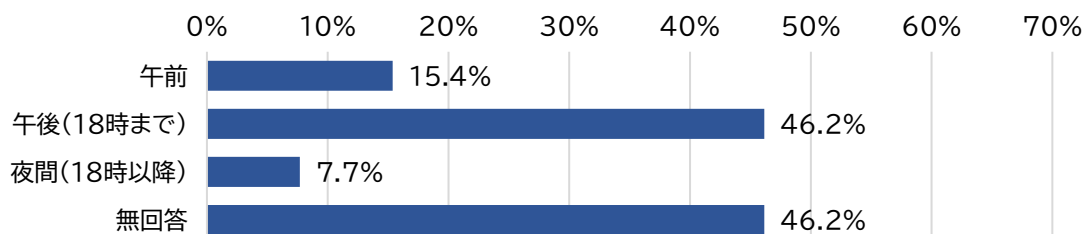
活動頻度は「ほぼ毎日」が 23.1%と最も多く、次に「週1回程度」が 15.4%である。



活動の曜日は「平日」が 61.5%と最も多く、次に「土曜日」46.2%である。

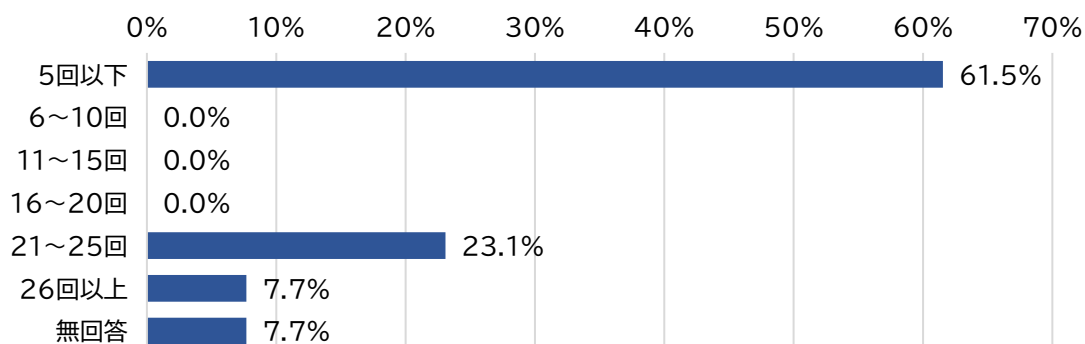


活動の時間帯は「午後(18時まで)」が 46.2%と最も多く、次に「午前」が 15.4%である。



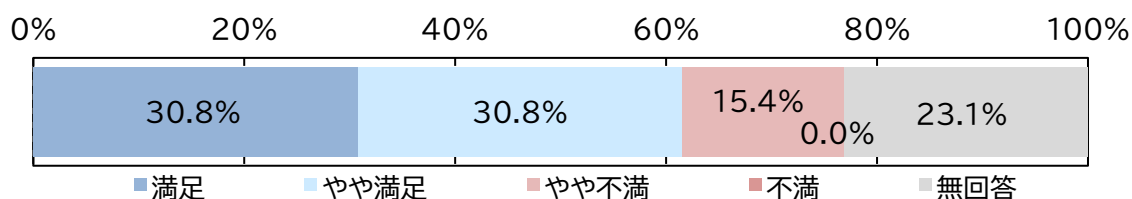
■社会福祉センター利用団体の利用頻度(月当たり)(n=13)

社会福祉センターを利用している団体の月当たりにおける利用頻度は「5回以下」が 61.5%と最も多く、次に「21～25回」が 23.1%である。

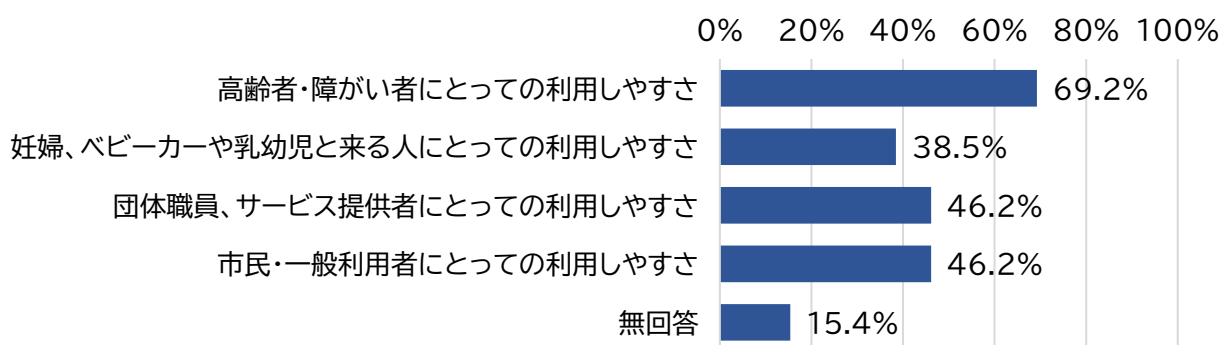


■社会福祉センターの利用満足度(n=13)

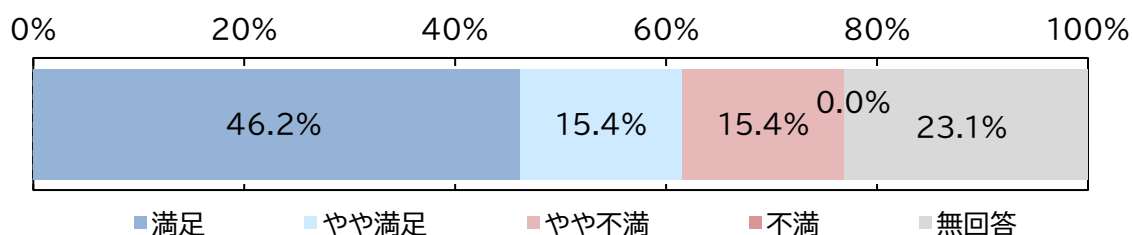
使い勝手について、「満足」及び「やや満足」がいずれも 30.8%である。



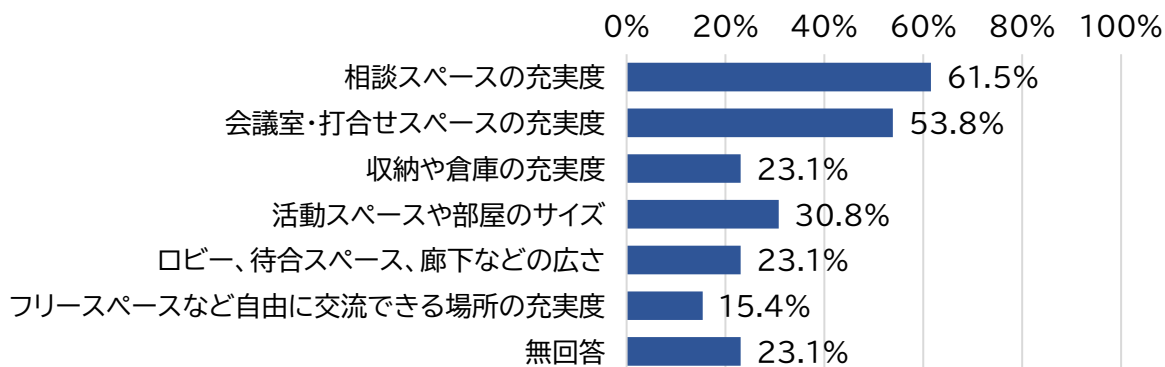
なお、使い勝手の満足度に関する理由は、「高齢者・障がい者にとっての利用しやすさ」が 69.2%、次に「団体職員、サービス提供者にとっての利用しやすさ」及び「市民・一般利用者にとっての利用しやすさ」がそれぞれ 46.2%である。



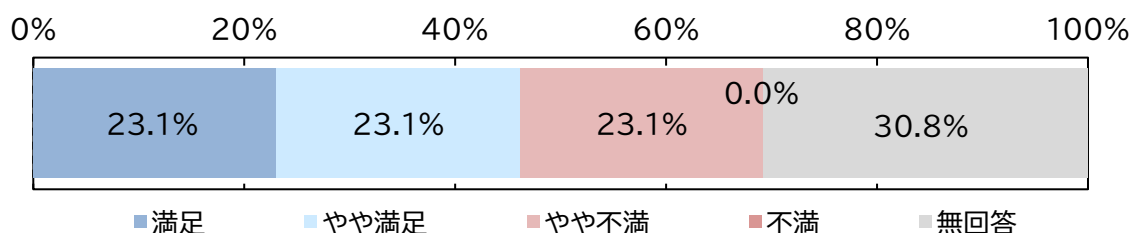
スペースや広さについて、「満足」が 46.2%、「やや満足」が 15.4%である。



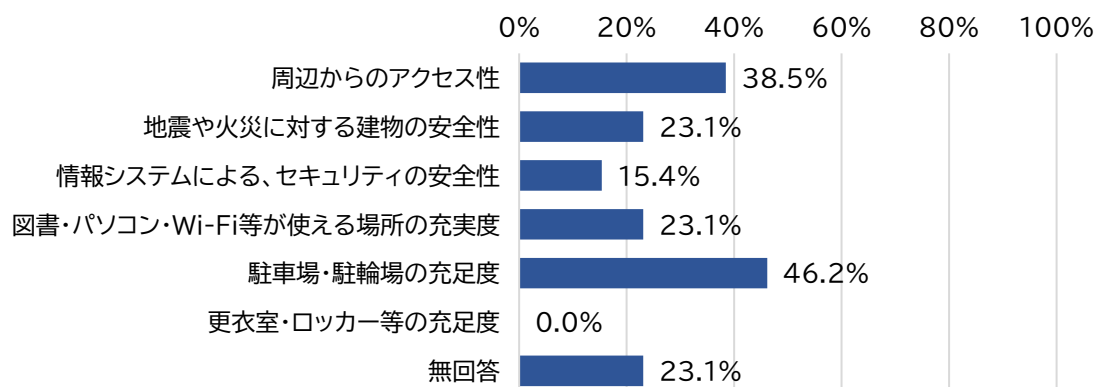
なお、スペースや広さの満足度に関する理由は、「相談スペースの充実度」が 61.5%、「会議室・打合せスペースの充実度」が 53.8%と多くなっている。



建物や設備について、「満足」及び「やや満足」がそれぞれ 23.1%である。



なお、建物や設備の満足度に関する理由は、「駐車場・駐輪場の充足度」が 46.2%、「周辺からのアクセス性」が 38.5%と多くなっている。



その他に、満足度に関する理由として以下が挙げられた。

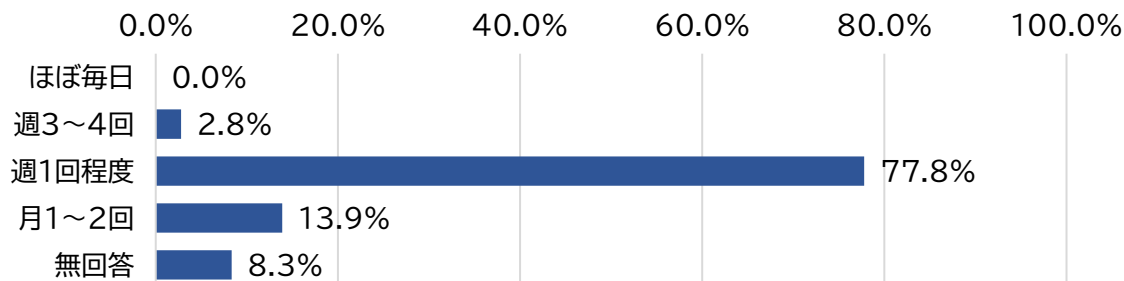
駐車スペースから平行に移動できる
駐車場が狭い。もっと広くしてほしい。
特に利用したことがない。食料を届けてもらっている。
当会が運営する「就労支援センターたまん」(就労移行・B 型)73 名及び「こども発達支援センターココイク」(児童発達支援センター)72 名、「じぶんみらいココイロ」(放課後等デイ)20 名、「グループホームシエル」(共同生活援助)10 名の利用者が在籍し、職員数は約 60 名である。各施設隣接しており、保護者、職員、一般相談者、関係者等が使用する共用駐車場はアクセス性が悪いうえ、狭隘化し大幅に不足している状況である。また、「たまん」では、生産活動の場も不足し、パーソナルスペースを確保し、利用者同士のトラブル防止の観点から、隣接地を借用して生産活動を行っている状況である。さらに、児童発達支援センターである「ココイク」は、障がい児支援の中核施設として国が位置づけ地域支援を実施しているが、アクセス性が悪いうえ、駐車場も密集し、障がいの特性上、危険性が高い。老朽化が顕著で、災害等だけでなく、普段利用時にも雨漏りなど不都合がある。

③生涯学習支援センター利用者について

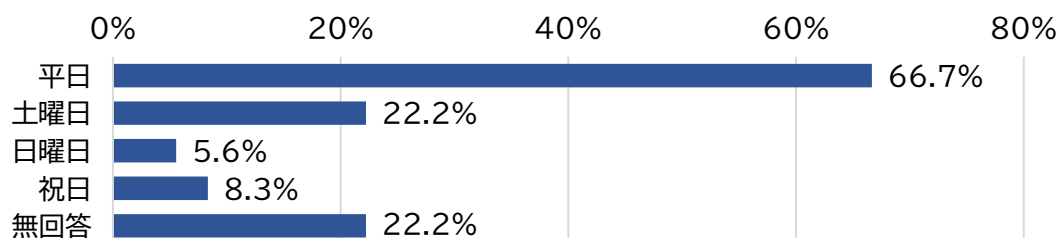
(活動場所について「両方の施設を利用している」または「主に生涯学習支援センターを利用している」と回答された団体)

■生涯学習支援センター利用団体の活動頻度及び活動日(n=36)

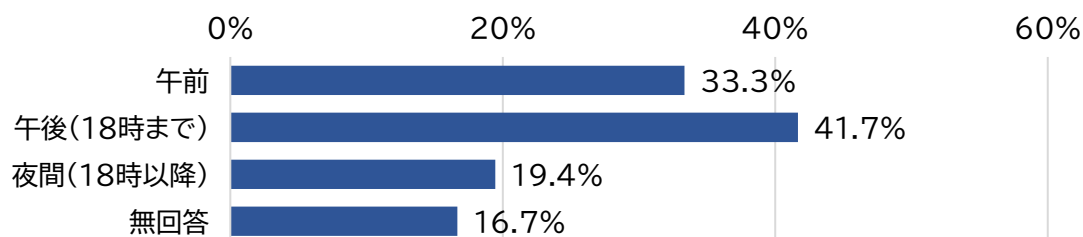
活動頻度は「週1回程度」が 77.8%と最も多く、次に「月1～2回」が 13.9%である。



活動の曜日は「平日」が 66.7%と最も多く、次に「土曜日」22.2%である。

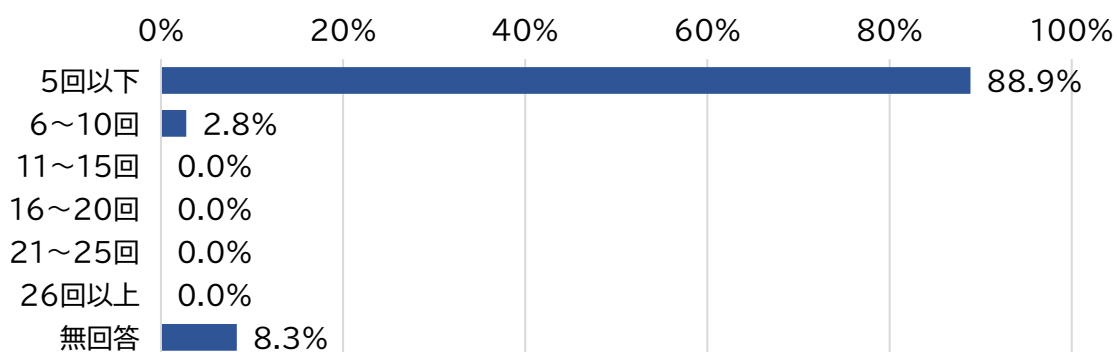


活動の時間帯は「午後(18時まで)」が 41.7%と最も多く、次に「午前」が 33.3%である。



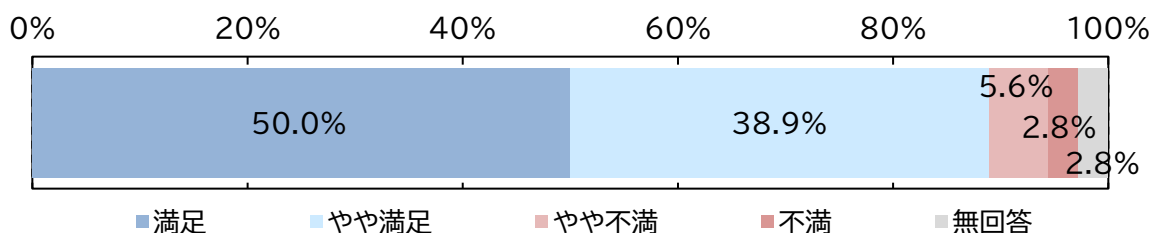
■生涯学習支援センター利用団体の利用頻度(月当たり)(n=36)

生涯学習支援センターを利用している団体の月当たりにおける利用頻度は「5回以下」が 88.9%と最も多く、「6～10回」が 2.8%である。

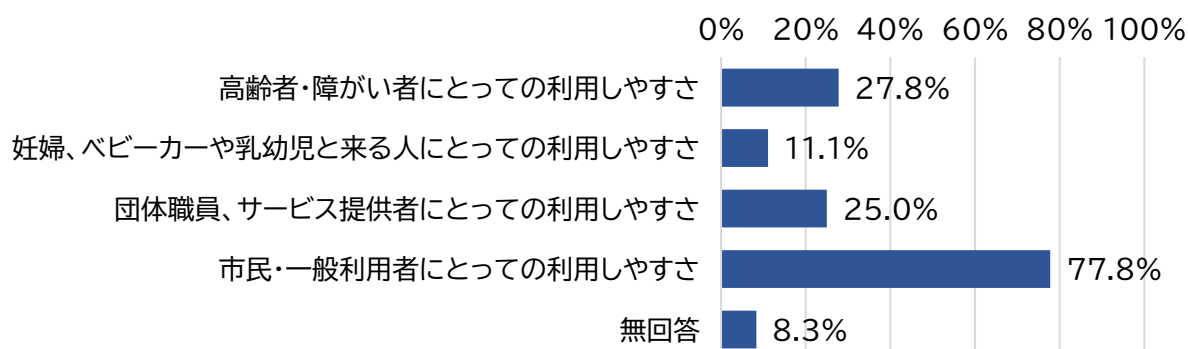


■生涯学習支援センターの利用満足度(n=36)

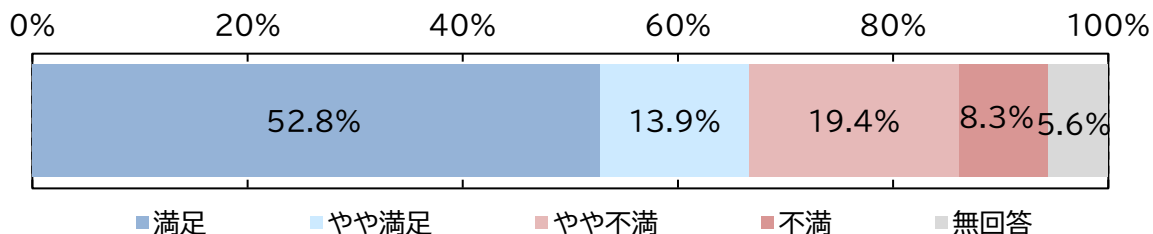
使い勝手について、「満足」が50.0%、「やや満足」が38.9%である。



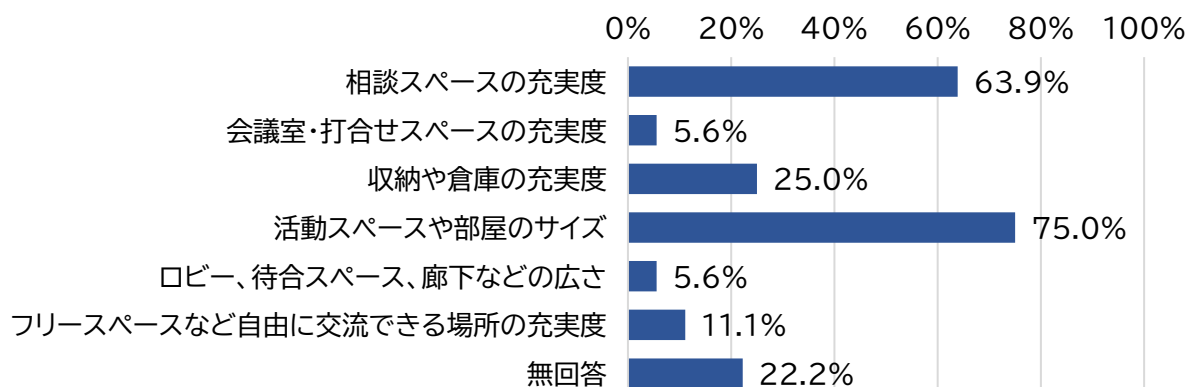
なお、使い勝手の満足度に関する理由は、「市民・一般利用者にとっての利用しやすさ」が77.8%、次に「高齢者・障がい者にとっての利用しやすさ」が27.8%、「団体職員、サービス提供者にとっての利用しやすさ」が25.0%である。



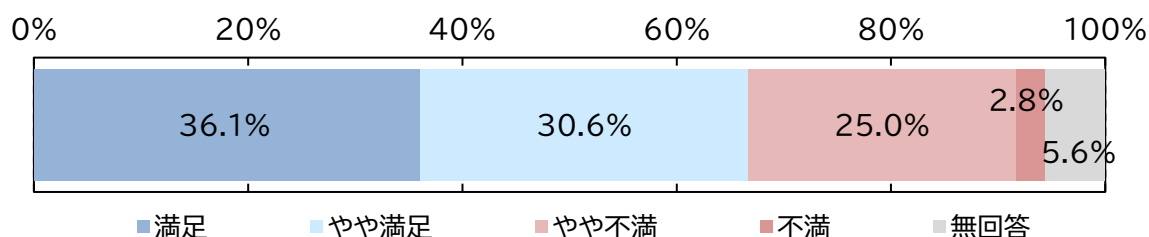
スペースや広さについて、「満足」が52.8%、「やや満足」が13.9%である。



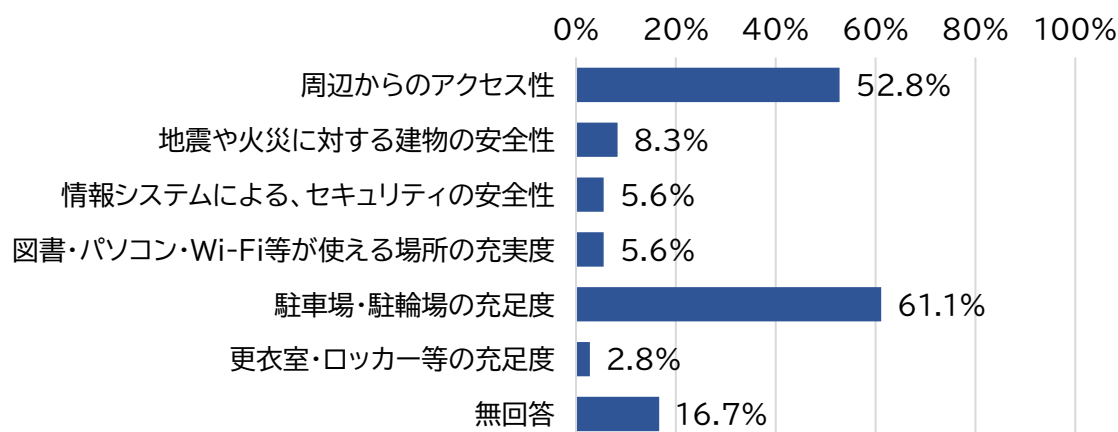
なお、スペースや広さの満足度に関する理由は、「活動スペースや部屋のサイズ」が75.0%、「相談スペースの充実度」が63.9%と多くなっている。



建物や設備について、「満足」が 36.1%、「やや満足」が 30.6%である。



なお、建物や設備の満足度に関する理由は、「駐車場・駐輪場の充足度」が 61.1%、「周辺からのアクセス性」が 52.8%と多くなっている。



その他に、満足度に関する理由として以下が挙げられた。なお、社会福祉センターと生涯学習支援センターの両方を利用されている団体も多く、社会福祉センター利用団体と重複する答えがあることに留意されたい。

階段は高齢者にとってはキツイ。壁に鏡があれば動作がわかりやすいと思う
ピアノが無ければもう少しスペースができ、人数も増やせると思います。現在、待機の方が 12 名程います。
クーラーが席の場所によってはきかない
今年4月から開設のため多くは意見できません(すみません)※昼間があつたらいいと思います。
・障害者も利用できるように手すり、スロープなどの設備が必要。 ・トイレは洋式に全てかえた方が良くと思う。トイレの数を増やして欲しい。 ・サークルの荷物置場にカギをかけられるようにした方が良くと思う。 ・部屋をパーテーションなどで区切り大→小と使えるようにして欲しい。 ・使用料を安くして欲しい舞台発表や展示会ができるようにして欲しい。 ・空調設備をお願いした自動販売機や売店、カフェをお願いします。 ・駐車場は広くして欲しい。 ・エレベーターがある。 ・防音できる部屋がある。
・手続きがもっと手軽にできるといい(空室確認、当日予約)インターネットなど。 ・冷暖房空調完備で鏡があり、備え付けのベンチやカバン置き。活動スペースを広く使用できるようにして欲しい。 ・できれば、30～40 人くらい入れる部屋があるといい。 ・床はフローリングよりクッション性がある方が安全で健康面で安心する。
・年齢が 65 才以上なので活動場所は 1 階を希望。 ・活動部屋がもう少し広いと活動しやすい。

エアコン代が高い
夏の暑い日はクーラーの関係で 2F を利用しています。1F はクーラー代が高すぎて使用できません。
・1F は土足で 2F は上履きにしているのはどうしてでしょうか？ ・2F のトイレのスリッパを上履きのまま履いている人がいるので上履きでトイレを使用可能にしてはどうかと思う。 ・駐車場が混んでいる時は職員の方が声かけしてくれる。 ・いろいろな相談も話しやすくすぐ対応してくれる ・連絡事項などメールで知らせてくれる。 ・現在的人数(12～14 人)だとよい。※室内はエアコン扇風機もあるが運動量があり 1 分ではきびしい。 ・サークルだけの活動時は充分だが、講座などがある時は駐車できない時がある。
高齢者にとっては階段上り下りがきつい(しかし軽度ならリハビリによし)。利用できて大変有難いです。
(使い勝手) ・高齢になると運転が困難になるケースが多くなるため、5 年後には、我がサークルは利用控えがわりそうです。 ・EV 等設置も必要かと(2F,3F)。 (スペース・広さ) ・我がサークルは現在 5～6 人で利用している為、広さは満足。しかし、規定の 10 人以上、とすると広さ的には困難。 (建物・設備) ・クーラーが使用期間の限定があること。春秋とはいえども沖縄では暑いので夏限定使用にすると活動に集中できなくて困る。 ・テーブルが新しくなって嬉しいのですが楽器を置く幅広がり使い勝手がいい。 ・今後、高齢化では交通環境整備要と考える。 ・若者が住みたくなる町の条件を多めにする住環境作りを。
近隣への音漏れがあり窓を開けることができない
自宅から施設が近い、マットレスも十分にひけてよい。十二分に駐車できる。
・収納のスペースがもう少し広ければいいのですが。 ・駐車場を広くして欲しい。 ・作品の展示ができるスペースがあれば良いのですが。
プレハブではあるが、団体専用の事務所の提供を頂き、団体活動に必要な管理運営がスムーズに行えることには感謝しています。もう少し広ければもっと良いかな。しかし、全会員の集うスペースが確保できず、講演会や研修会、交流会等の会議に苦勞しています。

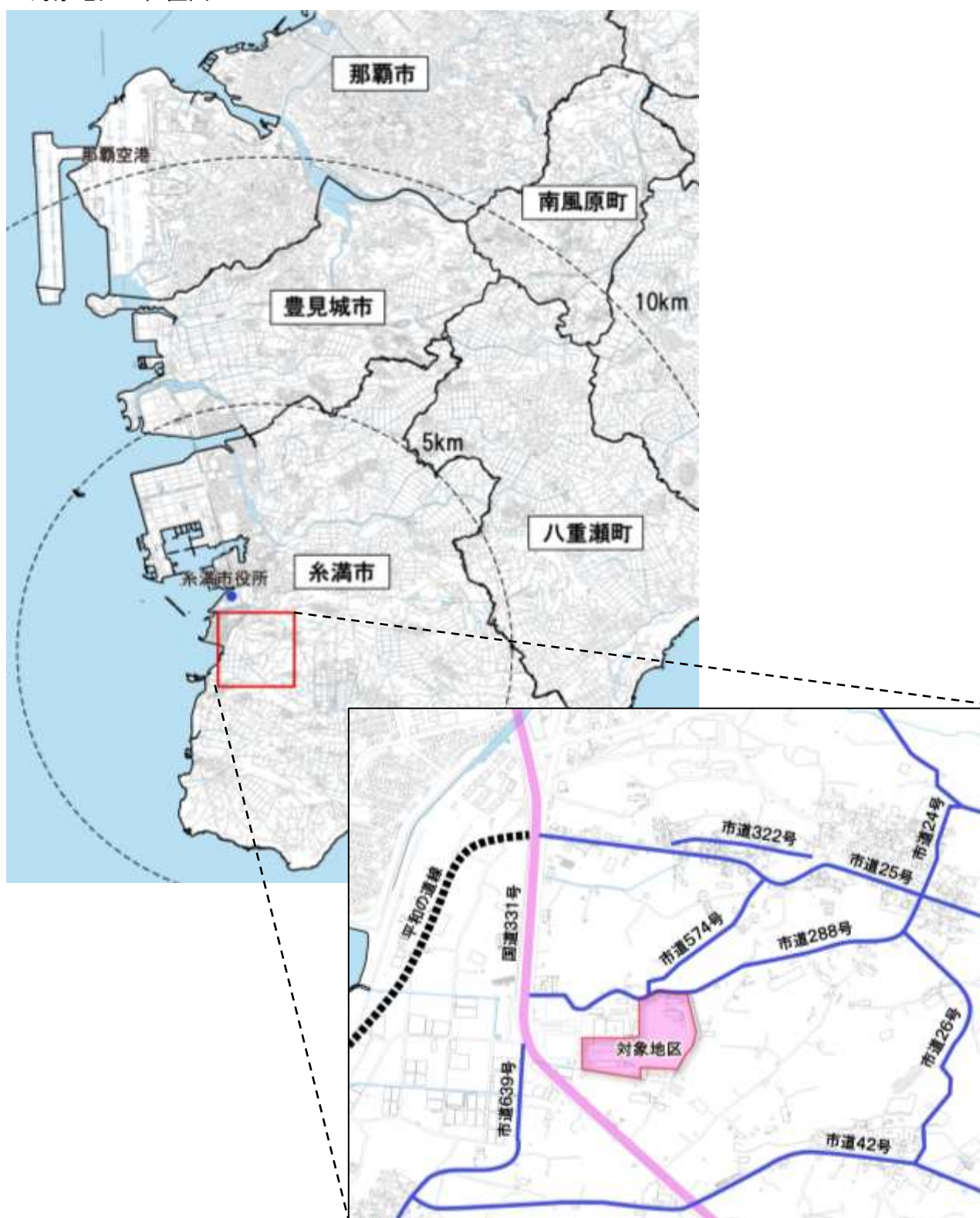
3. 市民ふれあいゾーン施設整備基本計画

(1) 市民ふれあいゾーンの概要・状況

1) 位置

対象地区は、糸満市役所から南に約 800m に位置し、北東部は市街化区域編入による土地区画整理事業が予定されている真栄里地区、西側は国道 331 号に囲まれた地区となっている。

■ 対象地区の位置図



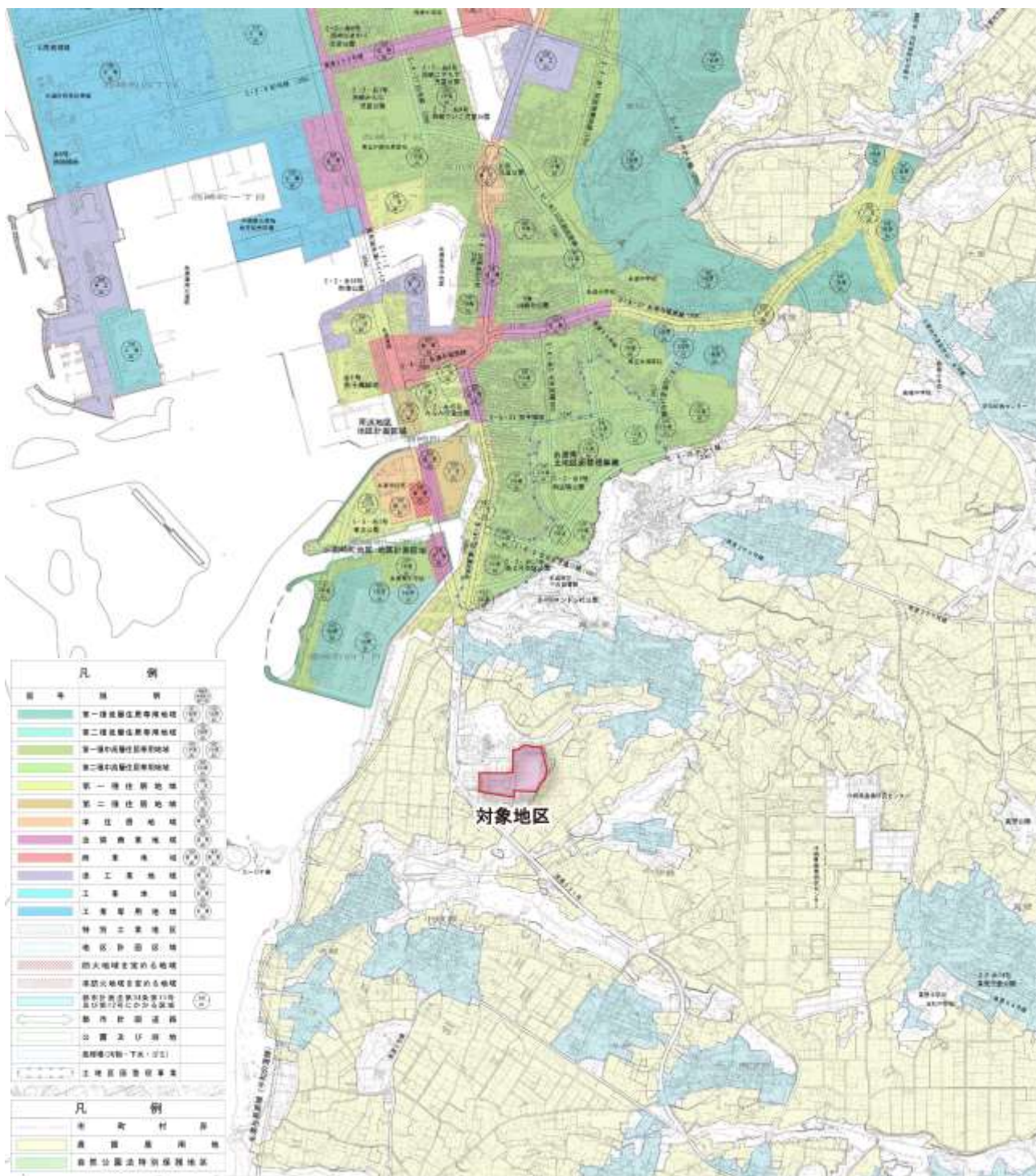
2) 法規制条件

②土地利用・景観

対象地区は、那覇広域都市計画区域における市街化調整区域に指定されており、周辺は農振農用地となっている。開発行為にあたっては、都市計画法第34条の開発許可、または建築基準法第43条の開発許可を受ける必要がある。

国道331号から上り傾斜、北側へ下り傾斜となっており、北名城ビーチや慶良間諸島等の良好な眺望が確保できる地区である。

■対象地区の土地利用規制



3) 建設地の概要

①建設地の位置づけ

対象地区周辺の現状や上位関連計画等の位置づけから、建設地は以下のような位置づけが求められる。

位置づけ	課題
周辺の人口減少対策	○真栄里地区においては、人口が横ばい減少にあるが、少子高齢化が進行しており、日常からの地域のコミュニティや交流機能の強化が求められる。
既存福祉機能の強化	○対象地区には、社会福祉センターが立地しているが、施設の老朽化（昭和 57 年3月建設）や駐車スペースの確保等が課題となっている。
防災拠点機能の強化	○既存の社会福祉センター多目的グラウンドは指定緊急避難場所となっているが、グラウンドの雨天時の環境の悪さ、災害時に対応した設備の不足が課題であり、災害時を想定したトイレ等の公園・防災施設の充実が求められる。 ○福祉避難所は市北部に多く立地しており、市南部における福祉・防災機能の強化が求められる。

4) インフラの整備状況

対象地区の道路、上下水道の整備状況は以下の通りである。

インフラ	整備状況
道路	○対象地区へアクセスする国道 331 号は、豊見城瀬長と糸満市真栄里を結ぶ全長 7.4km が 4 車線道路として整備され、那覇空港及び那覇港等へのアクセス性が高い。 ○国道から対象地区や真栄里地区にアクセスする市道は、幅員4～6m 程度となっており、バスや災害時の給水トレーラー等の大型車のアクセスが困難な状況である。
上水道	○対象地区は上水道の給水区域に含まれている。
下水道	○公共下水道は整備されていない。

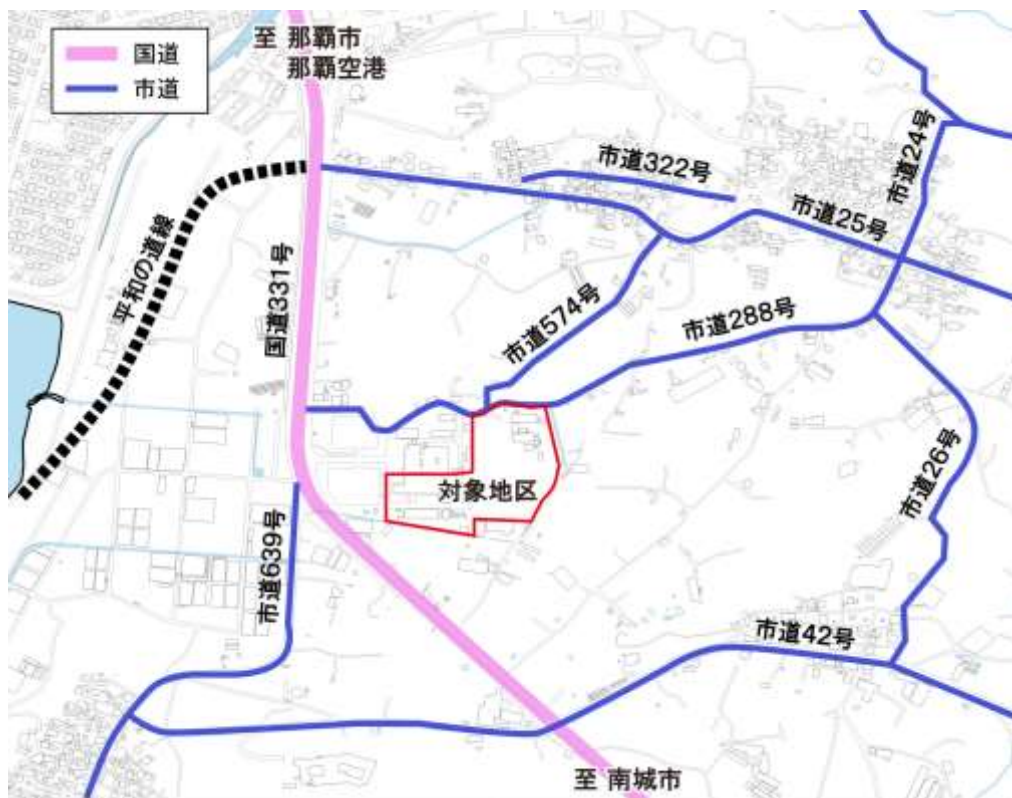
(2) 建設地の立地特性

1) 交通環境

対象地区の西側を通る国道 331 号により、北は那覇空港・那覇港へ、南は八重瀬町・南城市へのアクセス性が高い地区となっている。

公共交通は、国道 331 号から市道 639 号を通るルートで路線バス(琉球交通)が通っており、「南部病院前」が最寄りのバス停となっている。市のコミュニティバス(いとちゃん mini 国吉線)は、糸満バスターミナルを起終点で、国道 331 号から真栄里地区を通る循環バスが通っている。また、デマンド交通(予約型のいとちゃん mini)のバス停が社会福祉センター内に設置されている。

■対象地区周辺の道路網



■対象地区周辺の公共交通



2) ハザード

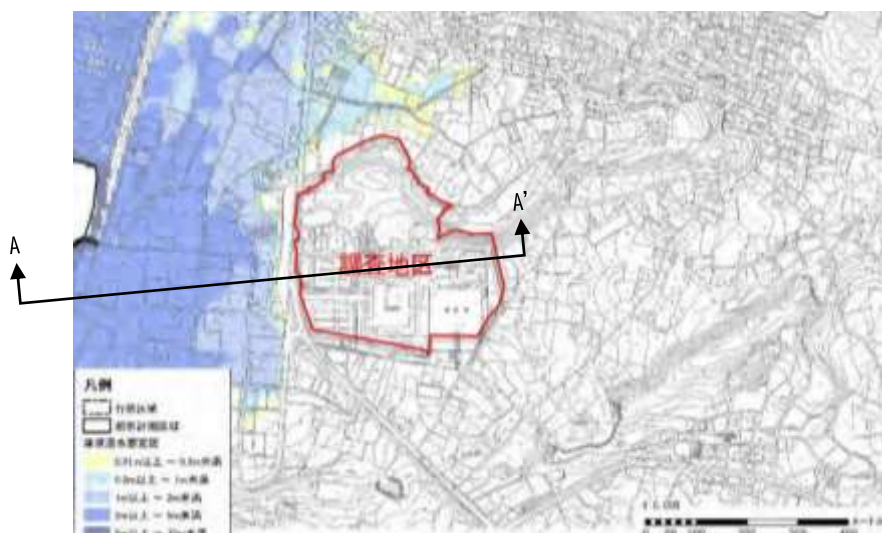
「糸満市地域防災計画」では、本市に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南部スラブ内地震(M7.8・震度6強)、沖縄本島南東沖地震3連動(M9.0・震度6)を想定している。

また、「沖縄県地域防災計画」において、本市には沖縄本島南部断層系が分布しており、(M7.0・震度7)の地震発生のおそれと言及されている。

「糸満市津波減災マップ」によると本計画地は津波、高潮、土砂ともに危険区域に指定されていない。

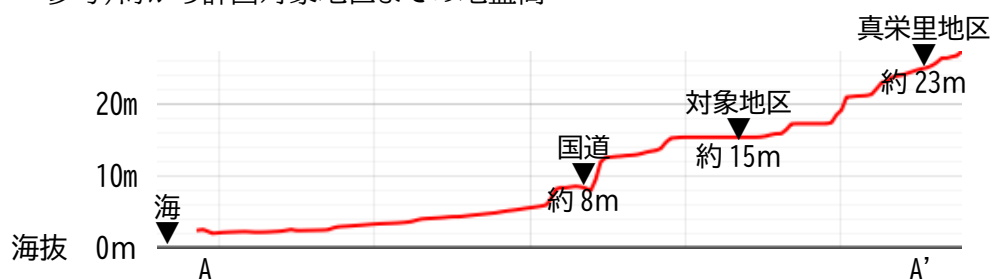


高潮浸水想定図(南部病院跡地等造成事業基本計画より)



津波浸水想定図(南部病院跡地等造成事業基本計画より)

参考)海から計画対象地区までの地盤高



3) 敷地周辺の状況

対象地区の敷地周辺の資源、地形(高低差)、道路環境等の状況を現地確認した結果概要を以下にまとめる。



旧南部病院入口付近国道

○国道 331 号は、糸満市役所や那覇空港へのアクセス、路線バスの主要幹線となっている



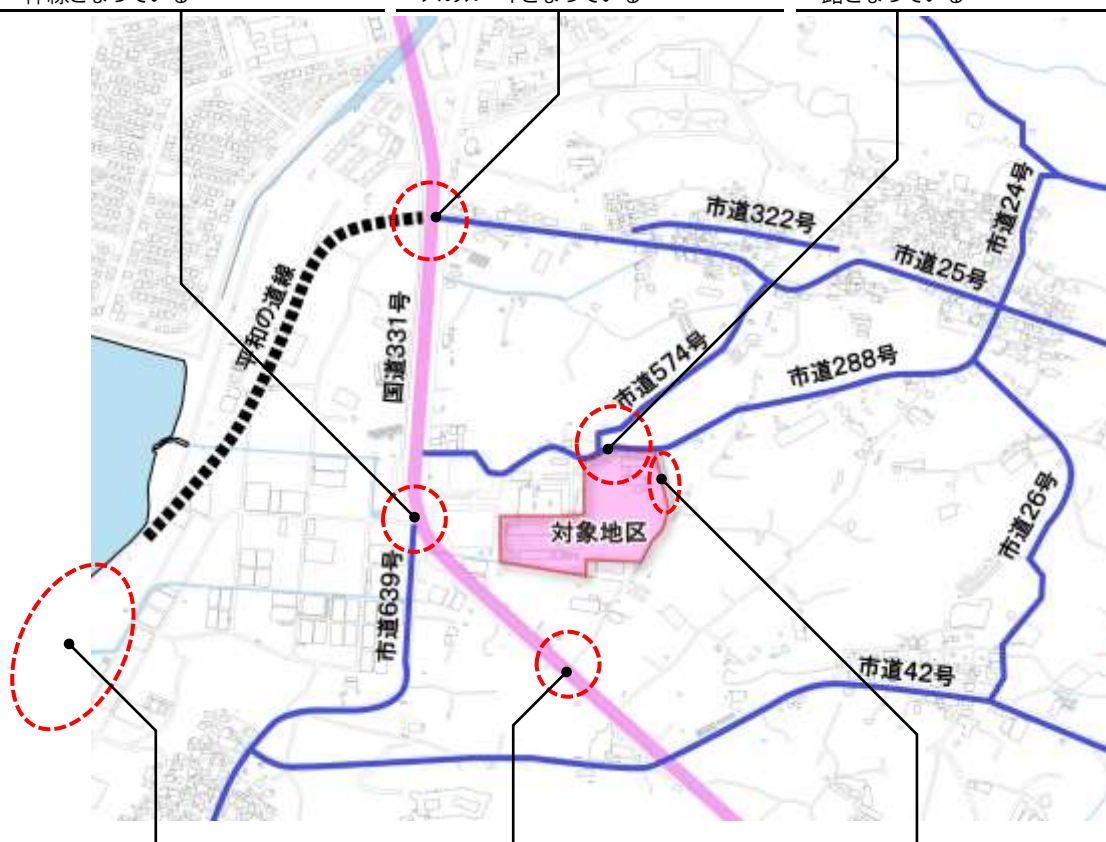
真栄里地区入口付近

○国道331号から対象敷地周辺の真栄里地区への入口で、コミュニティバスのルートとなっている



真栄里地区へのアクセス

○社会福祉センター入口から、真栄里地区に北側に下っていくアクセス道路となっている



北名城ビーチ

○対象敷地の西側の海岸部には北名城ビーチがあり、良好な眺望景観を意識する必要がある



対象敷地東側から国道へのアクセス

○社会福祉センター裏側の道路を通り、南城市側からのアクセスの結節点となる



社会福祉センター裏側道路

○社会福祉センター裏側の道路から、対象敷地との間には高低差があり、対象敷地が低くなっている

参考】対象地区周辺における骨格道路等の整備

対象地区が含まれる南部病院跡地及び周辺の真栄里地区においては、土地区画整理事業等により道路等の一体的整備が計画されており、避難場所となる多目的運動場へのアクセスする避難路として、国道331号を補完する防災経路が形成されることになる。

■糸満市土地利用（真栄里地区）実施計画における防災の基本方針

①避難路・避難場所の確保

- ・災害時に誰もが安全かつ迅速に避難できるような歩行者ネットワークの形成
- ・地区外からの避難経路の確保、一時的に避難可能なスペースの創出
- ・災害時の協定締結の取り組み、地区全体での災害対応力の強化

②先端技術も活用した災害対策の推進

- ・災害時のエネルギー自立性の確保に向けて、再生可能エネルギーを活用した設備の導入
- ・デジタルサイネージやビジョン等、災害情報を発信する情報発信機能の整備

③隣接する南部病院跡地の取り組みと連携した地区全体の防災力の向上

- ・南部病院跡地で整備される福祉の防災拠点と相乗効果を生み出せるよう役割分担を図り、住民、来訪者、就業者など、誰もが安心して暮らせる強靱なまちづくりに寄与

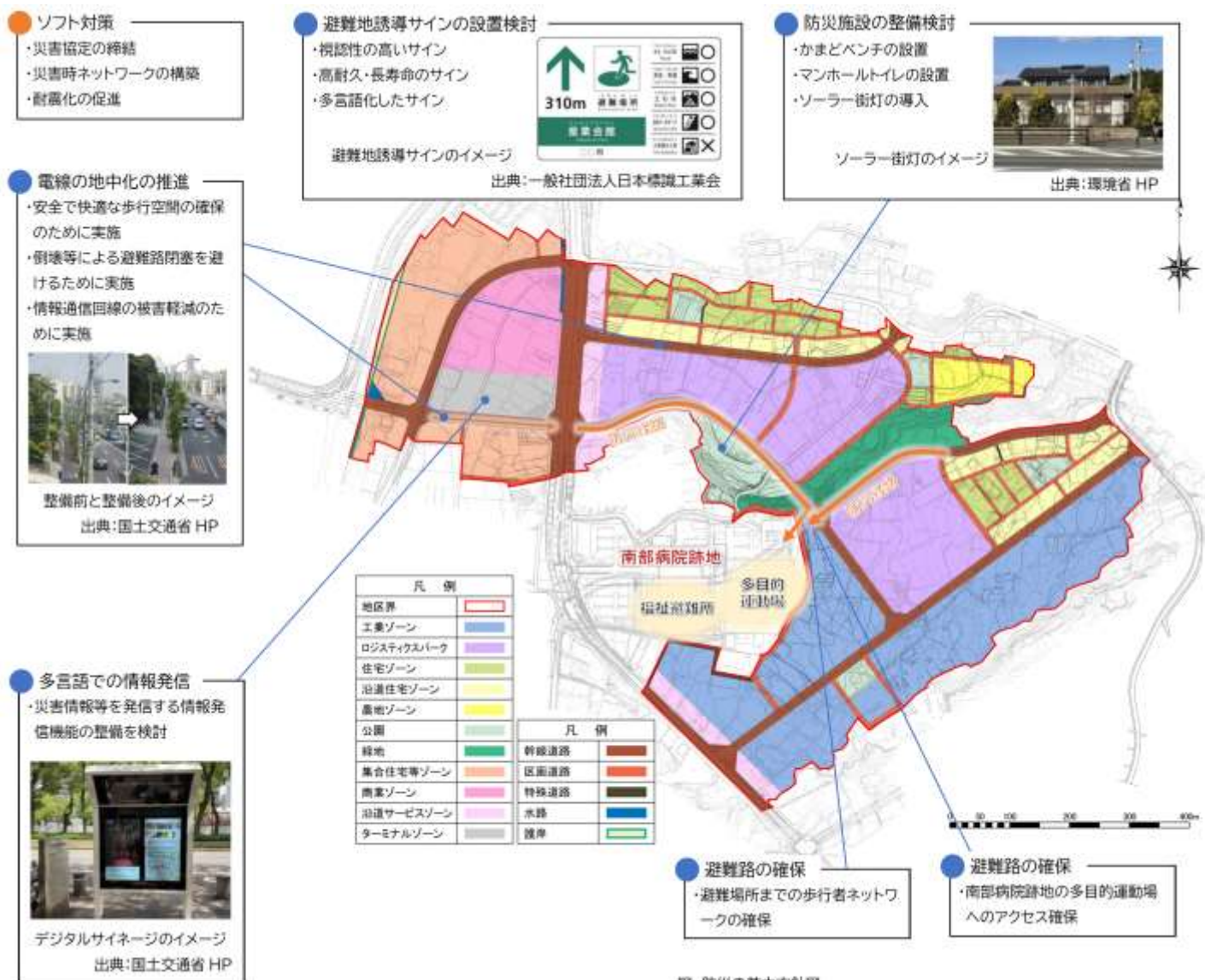


図 防災の基本方針図

防災の基本方針図(糸満市土地利用(真栄里地区)実施計画より)

4) 市民ふれあいゾーン整備における条件の整理

①開発・整備計画との関係

- 地域福祉センターの建築を先行的に整備する。
- 新たな前面道路を見なし道路として開発許可を申請(今後県協議予定)、道路整備が完了するまでは既存の道路を活用する。
- 新たな前面道路からの入口は、施設配置によって検討する。

②造成計画との関係

- 市民ふれあいゾーンの造成において、切り盛りバランスを考慮した造成計画、宅盤高さ(施設整備エリア、公園・広場エリア、給食センターでそれぞれ1~2mの高低差あり)を検討する。
- 新たな前面道路との高低差に配慮した各敷地入口の検討を行う。
- 既存の杭は、一定部分は撤去されることを前提として、施設配置には影響がないことを前提に検討する。

③給排水計画との関係

- 敷地の雨水排水は南側の水路が流末となるため、公共用地内に浸透枳(調整池)が設置される可能性がある。

④公園緑地計画との関係

- 開発面積の3%を緑地として確保する。



（３）市民ふれあいゾーンの整備基本方針

昨年度の検討経緯や周辺環境等を踏まえ、市民ふれあいゾーンにおいては、“更なる交流拠点”の形成につながるコンセプトを設定する。また、給食センターエリア、公園・緑地エリア、施設整備エリア（地域福祉センター、市民ふれあいセンター、地域活動支援センター）に分け、市民の交流機能の向上につながる整備基本方針を整理する。

市民ふれあいゾーンの基本的認識

- ・社会福祉センターの老朽化による建て替え、事業所・会議室等社会福祉協議会の活動に合わせた整備
- ・施設の防災機能の強化、公園と一体的な防災活動・地域防災力の強化の必要性
- ・地域福祉センターと市民ふれあいセンターの空間的分離と機能の一体化の必要性

《開発コンセプト》 “活力”を生み、“共助”を育むまちづくり

市民ふれあい
ゾーンの役割

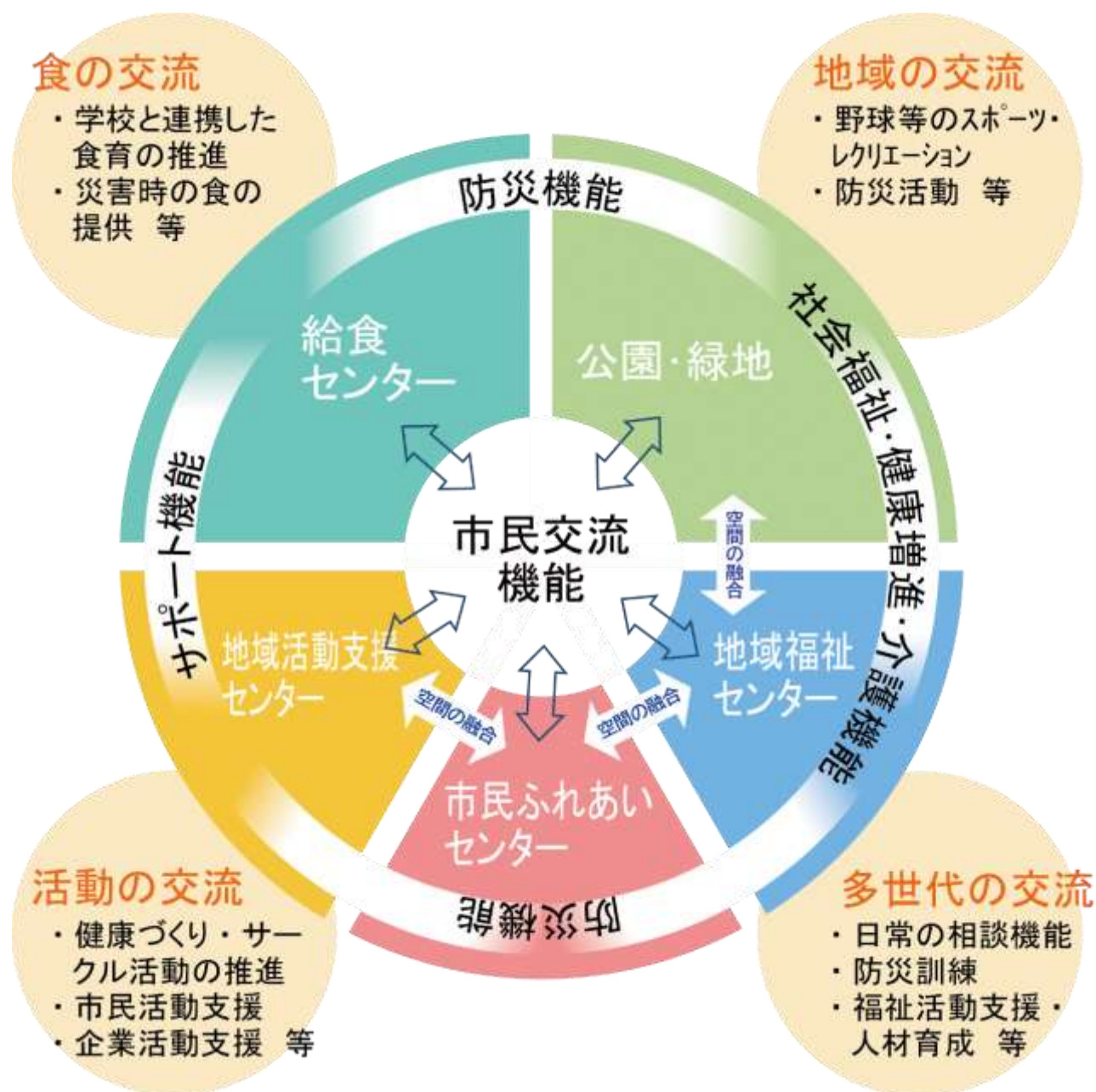
市民一人ひとりの生き生きとした交流活動を支える
“更なる交流拠点”の形成

施設整備・空間づくりコンセプト

地域に開かれた“交流”と“融合”による
インクルーシブ拠点づくり

※インクルーシブとは…社会を構成するすべての人は、多様な属性やニーズを持っていることを前提として、誰もが構成員の一員として分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、生活することができること

《『地域に開かれた“交流”と“融合”によるインクルーシブ拠点づくり』のイメージ》



(4) 予定施設の構成と役割、関係性

給食センターエリア

- 地域福祉センターを早期に整備することで、既存の社会福祉センターの場所に糸満市立学校給食センターを整備する。
- 当面は既存の道路を活用し給食を提供するが、新たな前面道路の整備により、給食の提供の円滑化を図る。
- 災害時には、隣接する公園・緑地エリアや市民ふれあいセンター兼福祉避難所等と連携し、避難者への食の提供を図る。

■既存の給食センター



公園・緑地エリア

- 既存のグラウンドを活用し、地域の交流の場として、地域のコミュニティやレクリエーション活動、野球等のスポーツ活動できる公園として整備する。
- 多目的広場と施設整備エリアとの関係性を重視した施設整備及び一体的な利活用により、利用者のふれあいや多様な人々が交流できる空間の創出を図る。
- 防災施設の整備や災害時のヘリポート場とするなど、防災機能を有した公園としての機能強化を図り、災害時の活動拠点として利用できるよう整備する。

事例：柏崎市駅前防災公園



施設整備エリア

【地域福祉センター】

- 既存の社会福祉センターの機能から、現状の利用課題や今後の活動展開を考慮の上、再整理を行い施設計画に反映する。
- 先行整備を図るため、既存道路との関係性と新たな前面道路からのアクセスの両面に配慮した配置とする。

事例概要： 石垣市健康福祉センター



【市民ふれあいセンター(兼福祉避難所)】

- 地域福祉センターや地域活動支援センターとの空間の融合を図るため、公園・緑地エリア等の外部空間との関係性を重視し、日常の市民の交流機能の強化につながる施設配置とする。
- 災害時には福祉避難所として、要配慮者(高齢者・障がい者や妊産婦等)が利用しやすい施設計画とする。

事例概要： 山形県舟形町福祉避難所 てとて /子育て支援センターみらい



【地域活動支援センター】

- 市内の多様な活動団体の利用を想定した施設計画とする。
- 地域福祉センターと市民ふれあいセンター整備後に、学校施設の仮設校舎の移築による施設整備を想定する。
- そのため、地域福祉センターや市民ふれあいセンターが稼働しながら、資材の運搬や建築工事が可能な位置に配置する。

事例概要： 大石田町町民交流センター 虹のプラザ



(5) 市民ふれあいゾーン土地利用計画

前提条件の整理及びエリア別の必要機能の整理を踏まえ、施設整備エリアにおける各施設のゾーニング、緑地との関係性など、市民の交流機能の向上につながるとともに、平時の維持管理や災害時の施設連携が可能な土地利用、施設配置を行う。



4. 市民ふれあいセンター整備基本計画

(1) 施設整備方針

方針1 多世代の交流を促進する福祉拠点

- 多世代の交流を生む外部空間を設けることを検討し、整備施設を有機的に繋ぐ施設計画とする。
- 建物間を交流促進系空間として植栽やファニチャーで有機的に繋ぐようにし、建物内部でも、外部の緑地などの周辺環境を積極的に取り入れ、利用者が憩える開放的な空間計画とする。
- 建物内部では、来館者空間の中央や出入り口近くに、ラウンジ・ロビースペースなどの交流を促進できる空間を積極的に計画する。
- 北側に外部交流空間や利用者駐車場・南側にサービス駐車場が位置するため、ラウンジやエントランスなどの利用者滞留空間は北側エントランス側とする。開口部を大きく設けるなど、外部と空間の繋がりを持たせることで、明るく開放的な空間となるように計画する。

方針2 誰もが安心して利用できる安全性、利便性の高い福祉施設

- 建物外部では、利用者や車いす使用者が安全に利用できる歩車分離した動線計画とする。
- 建物内外で、段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、バリアフリートイレの設置など施設のバリアフリー化を図る。
- 外国人や観光客の方々も利用しやすいように、建物内外の案内や誘導表示には直感的にわかりやすいピクトグラムを用いるほか、やさしい日本語等で表記するなど、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れたサイン計画とする。
- 建物内部では、利用者動線と職員管理者動線を適切に分離しながら、職員が執務にあたり連携の取りやすい配置とし、主出入口近くの事務室から職員等が施設を管理できる安全性の高い配置とするほか、団体の利用のしやすさに配慮した自由度の高い各室計画とする。

方針3 災害に強く、自らが被災しない地域の安心・安全を支える施設配置

- 万一の浸水や大地震など、あらゆる災害に備えた施設とする。
- 施設が大地震時に倒壊しないだけでなく、最低限の損傷に抑えることで、大地震直後から災害対応拠点として機能維持できる構造計画とする。
- 万一の浸水時でも屋上を活用した避難行動が行えるようにするほか、設備面においてもサーバーや受変電設備、非常用発電設備等は浸水しない配置とする。
- 電力供給途絶時、上水道途絶時でも施設機能が一定期間維持可能な設備計画とし、備蓄した雑用水等でトイレ等の利用が可能となる機器を検討する。

方針4 災害時においても「福祉避難所」として有効に機能するフェーズフリー施設

- 要配慮者及びその家族である福祉避難の対象者を受け入れ、一定期間避難生活を送ることができる「福祉避難所」として容易に転用できる施設として計画する。
- 福祉避難所については、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものとして計画する。
- デスクの仕様やキャビネット配置の工夫により、平時・災害時に什器を大きく移動することなく対応できるユニバーサルレイアウトの導入を検討する。

※(当該福祉避難所への避難の対象となる者の把握は、施設の整備と併せて行動計画として検討を行うものとする。)

方針5 機能的・経済的で環境にやさしい施設

- 各施設の機能的配置と関連性の強い部門の近接配置を図り、来館者ゾーン、管理者ゾーンなど段階的なゾーニングに基づく連携しやすい平面計画とする。
- 必要諸室を精査し、合理的なプランニングによる廊下等の縮減、現状の団体活動やサークル活動の集約・効率的利用などにより、できるだけコンパクトに計画し建設コストの縮減を図る。
- 建物の規模、必要な空間構成、全体的なコストバランスにより最適な構造種別を選択する。
- 費用対効果を考慮した上で、長寿命で耐久性の高い構造計画とするほか、維持管理しやすく汎用性、防汚性が高い内外装材の選択を行うことで、メンテナンスコストの低減を図る。
- 自然採光や自然通風を積極的に行うほか、比較的降雨量が多いこの地域の雨水を集水して、トイレ洗浄水や植栽の散水へ活用するなど糸満市特有の自然環境を積極的に活用する。屋上や駐車場駐車ますに太陽光発電パネルや蓄電池を設置し、館内電力としての利用を検討する。
- ZEB の導入も検討し、様々な省エネルギー技術を導入することで、快適な室内環境を実現しながら、消費エネルギー量の削減を図る。
- 空調熱源方式は、効率性、操作性、メンテナンス性など多くの観点で比較しながら計画し、空調エネルギー消費量の抑制を図る。

(2) 市民ふれあいセンターの導入機能の考え方

平時利用と災害時利用を想定し、次の考え方にに基づき整備する。

平時 市民の交流・ふれあいを促進する多世代交流拠点

- ・市民ふれあいセンターは、多くの人が集まる各種イベントや集団健診等から、少人数のサークル活動まで多様なニーズに対応した諸室を備えた市民の交流・ふれあいを促進する地域活動拠点である。
- ・多くの人が集まることができる「大ホール」や、現状の団体活動やサークル活動など利用者ニーズに合った機能を有する多様な規模の「研修室」を配置する。また、レク活動、カラオケサークル、ラッキーマウス等が利用できる防音性に富んだ「プレイルーム」を設置する。
- ・玄関や廊下には、ボランティア活動室と一体的に利用できる「ラウンジ・ロビースペース」を設け、食事スペースやコワーキングスペースとしての利用もできるようにし、外部交流空間とも連動した多世代のさまざまな交流促進を検討する。また、誰でも利用できる交流空間として、「和室」を設置し、マタニティ教室などを実施できるよう「調理室」を併設して一体的に安らげるオープンな空間とする。

災害時 要配慮者(高齢者・障がい者や妊婦等)を受け入れる福祉避難所

- ・市民ふれあいセンターは、大規模災害時は「福祉避難所」として活用する。
- ・大ホール、各種研修室やプレイルームは避難者の特性(障害、年齢、持病等)に応じた「福祉避難所」として、それぞれに適した性能(防音性、クッション性、遮蔽性等)を有する機能を設ける。また、感染症などを発症している避難者を隔離するため、専用避難室及び出入り口を設置する。
- ・大規模災害時においても、初期復旧のひとつの目安である72時間の自立した活動が継続できるように、非常用自家発電設備や大型受水槽、自家用給油取扱所等の設置を検討する。
- ・トイレやシャワー室を男性用と女性用をなるべく離して設置するほか、カームダウン室を設けることで避難時の不安定な状態など、精神的なストレスを防止するための様々な工夫を行う。

(3) 現行施設の課題とその対応

整備予定の市民ふれあいセンターに集約を図る現行施設(社会福祉センター大ホール、生涯学習支援センター、願寿館)について、施設の抱える課題を、利用団体アンケート、関係課ヒアリング、シンポジウムを踏まえて、以下に整理する。

■社会福祉センター

	主な課題	課題に対する必要な対応
A 大ホール	・市内各団体や社会福祉協議会の総会等を行うスペースの確保が必要である。 ・社会福祉センターの2階に設置されており、アクセスしにくい。 ・大ホールのエントランスが、催しの休憩や車のお迎え待ちの時間に、会話をしたりくつろいだりできるといった交流時間に「溜まりの空間」として使用されているのに、暗く、快適な交流場所となっていない。	○市民ふれあいセンター大ホールを、市内各団体・協議会の総会等、社会福祉協議会が主催する講演会等にも使用できるような規模として設ける。 ○市民ふれあいセンター大ホールを、階段を経由せずにアクセスできるように1階に設け、誰もが安全に利用できるようにする。 ○市民ふれあいセンター大ホールへの入口付近にホワイエとなる待合い空間を設け、エントランスホールと一体にして、催しの休憩や車のお迎え待ちの時間に快適に交流できるような空間とする。

■生涯学習支援センター

	主な課題	課題に対する必要な対応
A アプローチ	・駐車場から施設まで移動する間に、雨天時は利用者が濡れてしまう。	○移動に困難を伴う要配慮者が利用する駐車場を施設出入り口に近接して設けるほか、出入り口から雨に濡れない位置に車寄せを設ける。
B エントランス	・玄関付近には利用者が交流できるようなスペースがなく、屋外で歓談している。 ・2階へは階段のみであり、バリアフリー化が遅れている。	○多世代のさまざまな交流を促す空間として、「ラウンジ・ロビースペース」を、食事スペースやコワーキングスペースとして利用できるように検討し、外部との一体的利用も検討する。 ○バリアフリー基準に適合したエレベーターを適切に設ける。
C 倉庫	・楽器等の荷物を置いているサークルがあり、現状同様のスペースがあれば喜ばれる。	○地域活動支援センターへの配置も含めて、必要な収納力を確保する。
D サークル室	・現室は最大で 96 m²であり、ダンスや体操、ヨガなど動きを伴うサークル活動においては狭い。 ・サークル室5(96 m²)には調理台(3台)が設置されており、現在は稼働率が悪いものの、社会教育や交流の場として残しておくべき。可動式の調理台があれば使い勝手が良い。また、調理室の横に置間があった方がよい。 ・鏡があると、舞踊系の利用者は喜ぶし、ダンスなど、新たな団体の利用も期待できる。	○大空間のホール機能や、大小の研修室など、様々な規模の活動スペースを検討する。地域福祉センターの研修室機能も含めて、稼働率も加味して規模を適切に確保する。 ○和室空間や調理空間などの交流を促進しやすい機能を近接して設けることで安らげるオープンな空間を検討する。 ○全身鏡の導入のほか、通信環境の確保など、多世代交流を誘発する機能を適切に計画する。

■願寿館

	主な課題	課題に対する必要な対応
A アプローチ	・玄関前の庇の下に駐車スペース駐車がある際に通行しづらい。	○駐車場から施設へのメインアプローチは、歩行者も通行しやすいように、歩車の動線を適切に計画する。
B エントランス	・共用部が玄関のみであり、利用者が交流する場所がない。	○多世代のさまざまな交流を促す空間として、「ラウンジ・ロビースペース」を、食事スペースやコワーキングスペースとして利用できるように検討し、外部との一体的利用も検討する。 ○和室空間や調理空間などの交流を促進しやすい機能を近接して設けることで安らげるオープンな空間を検討する。
C 倉庫	・高齢者に特化した備蓄部保管庫（食料、衛生品、ベッドなど）が必要である。	○地域福祉センターの倉庫、市民ふれあいセンターの倉庫を適切に計画し、平時・災害時の備蓄が可能とする。
D 会議室	・願寿館は、介護予防事業やサークルが全面活用しており、手狭である。	○大小の会議室・研修室を適切に計画し、様々な活動に対応できるように計画する。

（４）災害時の福祉避難所としての機能導入の考え方

災害時の福祉避難所として、以下の設置方針に基づき、市民ふれあいセンターの諸室を活用する。

1)福祉避難所の設置の考え方

○指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）

- ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者（「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「事前に市が特定した者」など）やその家族のみが避難する施設であることを公示する。

○日頃から利用している指定福祉避難所への避難の促進

- ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行うことで、要配慮者が日頃から利用している施設である指定福祉避難所への避難を促進する。

○避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策

- ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う。
- ・マスク、消毒液、体温計、ベッド（段ボール）、パーテーション等の衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る。
- ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う。

○観光客の要配慮者の受け入れ体制づくり

- ・災害時には市内の一般避難所やホテル等に避難している観光客についても避難生活にあたって特別な配慮を要する場合が考えられるため、本施設を福祉避難所として開設した場合には、臨機応変に観光客の要配慮者を受け入れる体制を整える。

2)導入機能・収容人数の考え方

- 平時における市民ふれあいセンター諸室の転用による福祉避難所としての収容可能人員を算定する。
- 要配慮者が対象であることから、原則二人以上ユニットを基本として配置する。
- ホール、会議室等、日常的に家具や備品が設置されてない部屋を中心に、避難所としてのしつらえに転用を行う。
- 室面積の大小に応じて、音環境や行動などに配慮が必要な要配慮者の空間とするなどの対応を図る。
- 2階は、上下階移動が可能な避難者が基本となるが、1 階より落ち着いた空間となる特性を踏まえた要配慮者の部屋とする。

3)市民ふれあいセンター諸室の避難室への転用と収容人数の想定

諸室の災害時への転用と各室の収容人数は、本計画時点では次表のように想定を行い、家族などの付添人込みで合計 200 名を収容できるものとして計画する。

なお、収容人数と優先する要配慮者は本計画時の想定であり、災害の種別・規模・被害の大きさにより異なることが想定される。地域防災計画への位置づけ等によって検討をおこない決定していくものであるため、本計画内では一例として次の表の通り示す。

■諸室の避難室への転用と収容人数の想定(例示)

平時	災害時の転用	優先する要配慮者	要配慮者 収容人数	家族込み 収容人数
大ホール	避難室①	身体障害・等	51 人	108 人
研修室（大）	避難室②	乳幼児・妊産婦・等	25 人	52 人
研修室（中）	避難室③	医療的ケア・等	7 人	14 人
	離隔室	患者室・等	2 人	4 人
研修室（小）	避難室④	精神障害・等	4 人	9 人
プレイルーム（防音室）	避難室⑤	聴覚過敏、発達障害・等	6 人	13 人
合計			95 人	200 人

（５）施設への導入機能

平時利用と災害時利用を想定し、導入機能、設置方針、導入規模を、団体アンケート・各課ヒアリング・シンポジウム意見を反映して以下の考え方で整理する。

なお、設置方針の中に「■」で表示した項目は、利用団体アンケート結果、関係課ヒアリング、シンポジウムの意見において複数の意見がみられる等、重要度の高い事項として集約、整理したものであり、「□」で表示した項目は、交流促進性、安全性、利便性、環境対応、まちづくりへの波及性などを検討し整理したものである。

【導入機能と設置方針の考え方】

- 現行施設にて実施している団体活動やサークル活動、イベント等を引き続き実施できるように効率的に集約を行う。
- 交流促進性、安全性、利便性、環境対応、まちづくりへの波及性などを検討して必要な機能を計画する。
- 災害時の機能については、平時の機能の性質から、災害時への容易な転用を想定できる機能を計画する。

【導入規模の考え方】

- 現行の福祉施設の規模を参考に、現在実施している団体活動やサークル活動、イベント等を引き続き実施できるように、稼働率を高めながら効率的に集約を行うことでできるだけコンパクトに計画する。
- 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に記載のある機能については、基準に準じた規模を基準に、将来のニーズや拡張予定などに配慮して計画する。（★）印の記述は、同種の機能における国土交通省新営一般庁舎面積算定基準の考え方によるものである。
- 規模については、市民ふれあいセンター兼福祉避難所としての機能を維持することを前提とし、建築コスト及びランニングコストを抑制する観点から、今後の基本・実施設計を進めていく中で、詳細な諸室面積を算定する。

① 大ホール

平時には、願寿館教室、運動系サークル、市内各団体・協議会の総会等、社会福祉協議会が主催する講演会等、特定健診等に使用する。

災害時には福祉避難所の避難室（身体障害等を想定）として使用できるように設ける。



○機能

ふれあい機能	願寿館教室、運動系サークル、市内各団体・協議会の総会等、社会福祉協議会が主催する講演会等、特定健診等が行える室
福祉避難所機能	避難室①（身体障害等）

○集約する現行施設の機能

健康づくりセンター願寿館（健康づくり体操）
社会福祉センター大ホール機能
生涯学習支援センターの運動系サークルの活動室
骨コツ貯筋教室、楽ラク貯筋教室（願寿館）
特定健診（農村環境改善センターでの実施分）

○想定面積

ふれあい機能
60%程度の稼働率を維持できるよう想定し、願寿館ホール・畳間（320 m ² ）、生涯学習支援センターの活動室（96 m ² ）が同時に使用できる規模を確保する。
福祉避難所機能
身体障害等を抱える要配慮者及びその家族等の付添人が 108 人避難することができるスペースを確保するために平床部分で 415 m ² 程度を確保する。 ・要配慮者約 51 人（8.0 m ² /1 ユニット）の避難スペースを想定 ・付添人込みで約 108 人（3.8 m ² /人）の避難スペースを想定
その他
大ホール専用の倉庫・荷捌室（55 m ² 程度）、空調形式に応じて大ホール専用の空調機械室（15 m ² 程度）、講演等に使用できる講演者の控室（15 m ² 程度）を確保する。

○機能設置方針

☐ 要配慮者等による大人数の同時利用を想定し、1 階に設ける。 ☐ 屋外からも直接アクセスが可能とする。 ☐ 運動系や講演での利用しやすさから天井高を 6.5m 程度確保し、無柱とする。 ☐ 溜まり（ホワイエ）を介して、エントランスホールと隣接して設ける。 ☒ 福祉避難所としてのレイアウトに対応した必要な電源・通信環境等を適切に計画する。 ☒ 常設の舞台は有効利用が見込めないため設けず、可動式または収納式の舞台とする。 ☐ 運動系の活動が行いやすいような床壁の設えとするとともに、講演での使用などに配慮した音響計画とする。 ☐ 大ホール専用の倉庫・荷捌室を設ける。 ☐ 空調形式に応じて、大ホール専用の空調機械室を大ホールに隣接して設ける。 ☐ 講演等に使用できる講演者の控室を大ホールに近接して設ける。

② 研修室

1) 研修室(大)

平時には生涯学習サークルの活動室、老人クラブ各サークルの活動室、乳児一般健診、1歳6か月健診、3歳児健診等に使用する。災害時には福祉避難所の避難室(乳幼児・妊産婦等を想定)として使用できるように設ける。



○機能

ふれあい機能	生涯学習サークルの活動室、老人クラブ各サークルの活動室、乳児一般健診、1歳6か月健診、3歳児健診が行える室
福祉避難所機能	避難室②（乳幼児・妊産婦等）

○集約する現行施設の機能

乳幼児健診機能
生涯学習サークルの活動室
老人クラブ連合会のサークル活動室
骨コツ貯筋教室、楽しく貯筋教室（願寿館）

○想定面積

ふれあい機能
60%程度の稼働率を維持できるよう想定し、乳幼児健診機能を持たせるために隣接する共用スペースと合わせて水道部庁舎2F ふくらしや館の高齢者支援室・ホール（250㎡）程度の規模を確保する。
福祉避難所機能
乳幼児・妊産婦等の要配慮者及びその家族等の付添人が52人避難することができるスペースを確保するために200㎡程度を確保する。 ・要配慮者約25人（8.0㎡/1ユニット）の避難スペースを想定 ・付添人込みで約52人（3.8㎡/人）の避難スペースを想定

○機能設置方針

☐ 無柱とする
☒ 福祉避難所としてのレイアウトに対応した出入り口を計画し、必要な電源・通信環境等を適切に計画する。

2) 研修室(中)

平時には生涯学習サークルの活動室、老人クラブ各サークルの活動室、婦人がん検診等に使用する。災害時には、福祉避難所の避難室(医療的ケアの必要な対象者等を想定)及び感染症の蔓延を防ぐための患者室(離隔室)として使用できるように設ける。

○機能

ふれあい機能	生涯学習サークルの活動室、老人クラブ各サークルの活動、婦人がん検診等が行える室
福祉避難所機能	避難室③（医療的ケア等） 離隔室（患者室）

○集約する現行施設の機能

生涯学習サークルの活動室
老人クラブ連合会のサークル活動室

○想定面積

ふれあい機能
60%程度の稼働率を維持できるよう想定し、現生涯学習支援センター活動室（96 m ² ）と同程度の広さを使用できる規模を確保する。
福祉避難所機能
避難室部分は、医療的ケア等の必要な要配慮者及びその家族等の付添人が14人避難することができるスペースを確保するために80 m ² 程度を確保する。 ・要配慮者約7人（10.8 m ² /1ユニット）を想定 ・付添人込みで約14人（5.4 m ² /人）を想定
離隔室（患者室）部分は、感染者・要観察者及びその家族等の付添人が4人避難することができるスペースを確保するために25 m ² 程度（トイレ4 m ² ・通路込）を確保する。 ・要配慮者約2人（10.8 m ² /1ユニット）の避難スペースを想定 ・付添人込みで約4人（5.4 m ² /人）の避難スペースを想定

○機能設置方針

□無柱とする。 ■福祉避難所としてのレイアウトに対応した出入り口を計画し、必要な電源・通信環境等を適切に計画する。 ■患者室（離隔室）は、外部の専用出入口から直接入室できる位置に可動間仕切りによって区画して設けられる（ゾーニング）ように計画し、十分な換気が行えるようにする、専用のトイレを設ける。

3) 研修室(小)

平時には生涯学習サークルの活動室、老人クラブ各サークルの活動室等に使用する。災害時には、福祉避難所の避難室（精神障害等を想定）として使用できるように設ける。

○機能

ふれあい機能	生涯学習サークルの活動室、老人クラブ各サークルの活動室等が行える室
福祉避難所機能	避難室④（精神障害等）

○集約する現行施設の機能

生涯学習サークルの活動室
老人クラブ連合会のサークル活動室

○想定面積

ふれあい機能
60%程度の稼働率を維持できるよう想定し、現生涯学習支援センター活動室（48 m ² ）と同程度の広さを使用できる規模を確保する。
福祉避難所機能
精神障害等を抱える要配慮者及びその家族等の付添人等が9人避難することができるスペースを確保するために50 m ² 程度を確保する。 ・要配慮者約4人（10.8 m ² /1ユニット）の避難スペースを想定 ・付添人込みで約9人（5.4 m ² /人）の避難スペースを想定

○機能設置方針

■福祉避難所としてのレイアウトに対応した出入り口を計画し、必要な電源・通信環境等を適切に計画する。
--

③ プレイルーム(防音室)

平時には、障害福祉サービス事業所の課外レク活動、老人クラブのカラオケサークル、音訳サービスボランティア活動等に使用する。

災害時には福祉避難所の避難室(聴覚過敏、発達障害を想定)として使用できるように設ける。



○機能

ふれあい機能	障害福祉サービス事業所の課外レク活動、老人クラブのカラオケサークル、音訳サービスボランティア活動等が行える室
福祉避難所機能	避難室⑤(聴覚過敏、発達障害等)

○集約する現行施設の機能

老人クラブ連合会のカラオケサークル活動室
音訳サービスボランティア団体等の活動スペース
障害者地域活動支援センター等の課外レク活動スペース

○想定面積

ふれあい機能
60%程度の稼働率を維持できるよう想定し、願寿館ホール・畳間(320㎡)、生涯学習支援センターの活動室2室(96㎡×2)が同時に使用できる規模を確保する。
福祉避難所機能
発達障害や聴覚過敏等を抱える要配慮者及びその家族等の付添人が13人避難することができ、スペースを確保するために50㎡程度を確保する。 ・要配慮者約6人(8.0㎡/1ユニット)の避難スペースを想定 ・付添人込みで約13人(3.8㎡/人)の避難スペースを想定

○機能設置方針

■福祉避難所としてのレイアウトに対応した出入り口を計画し、必要な電源・通信環境等を適切に計画する。
■全身鏡を設ける。

○防音室を導入するメリット・デメリット

メリット	デメリット
普段使い・災害時ともに多くのニーズがある。	防音機能の整備費が高く、費用負担が大きくなる。
中・高校生等新たな年齢層の参加が見込める。	

④ 調理室

平時には、食生活改善関連事業、離乳食教室等に使用する。

災害時には福祉避難所の避難室に対して炊き出しを行い、食事を提供できるように設ける。



○機能

ふれあい機能	食生活改善関連事業、離乳食教室等が行える室
福祉避難所機能	炊き出し室

○集約する現行施設の機能

食生活改善関連事業
離乳食教室、マタニティ教室
市民講座・教室
炊き出し機能（災害時）

○想定面積

ふれあい機能
調理台 3 台と収納スペースを設け、50 m ² 程度の規模を確保する。

○機能設置方針

■調理台 3 台と収納を設ける。 □「和室・休憩室」に隣接して一体利用できるように設ける。 □福祉避難所時は、炊き出しとして、各避難室に食事の提供がしやすい位置とする。 □上足仕様とし、入口に履き替えスペースを設ける。

○メリット・デメリット

メリット	デメリット
災害時において調理室のニーズは高く、防災機能の向上に繋がる。	普段使いのニーズが不透明であり、稼働率が低くなるおそれがある。
健康推進課所管事業での利活用が増えた場合に対応することができる。	

⑤ 和室

平時には、乳幼児健診、マタニティ教室、老人クラブ各サークルの活動室等に使用する。災害時には福祉避難所の職員が休憩することができる職員休憩室として設ける。



○機能

ふれあい機能	乳幼児健診、マタニティ教室等が行える室、老人クラブ各サークルの活動室
福祉避難所機能	職員休憩室（災害時）

○集約する現行施設の機能

乳幼児健診、マタニティ教室
老人クラブ連合会のサークル活動室
職員休憩室（災害時）

○想定面積

福祉避難所機能
避難所運営職員が同時に 6 人程度休むことができるスペースを確保。 6 m ² /人程度と想定し、35 m ² 程度を確保する。

○機能設置方針

□ソファを置けるスペースと畳の小上がりを設置する。 □「調理室」に隣接して一体利用できるように設け、平時は作った食事を楽しめる空間として計画する。 □災害時は 24 時間体制となり、施設内で多くの時間を過ごすことになるためプライバシーに配慮した設えとする。女性職員のための環境に配慮する。 □上足仕様とし、入口に履き替えスペースを設ける。

○メリット・デメリット

メリット	デメリット
災害時は 24 時間体制となり、施設内で多くの時間を過ごすことになるため、運営職員に配慮した機能確保を確保することができる。	普段使いのニーズが不透明であり、稼働率が低くなるおそれがある。

⑥ 多目的室

平時には、乳幼児健診や、福祉・子育て・健康等の各種相談機能の問診、相談室等に使用する。

福祉避難時には、プライベートルーム・相談室として使用できるように設ける。



○機能

ふれあい機能	乳幼児検診や、福祉・子育て・健康等の各種相談機能の問診、相談室等として使用できる室
福祉避難所機能	プライベートルーム・相談室

○集約する現行施設の機能

診察室
相談室
生涯学習サークルの活動室
プライベートルーム・相談室（災害時）

○想定面積

ふれあい機能
平時には福祉・子育て・健康等の各種相談機能としての使用することができるように、個室として機能する規模とする。特定健診（がん検診）の際には診察室としての使用を想定し、1・2階それぞれに 10 m ² ×3 程度の規模を確保する。
福祉避難所機能
各個室に、要配慮者及びその家族等の付添人が 1 世帯避難することができるスペースを確保するために平床部分で 10 m ² 程度を確保する。 2 人/1 個室×6 室=12 人（付添人込）の避難を想定する。

○機能設置方針

☐ 1・2 階にそれぞれ 3 室程度設ける。 ☐ 大研修室・研修室②から入室できるようにし、共用部と大研修室の両方から入室できるようにするのが望ましい。 ☒ プライバシーに配慮し、防音室として設ける。
--

○メリット・デメリット

メリット	デメリット
大規模災害時には、プライベートな空間が確保できる。	普段使いのニーズが不透明であり、稼働率が低くなるおそれがある。
長期間の避難生活の中での困りごと等を相談できる場所を確保できる。	

⑦ カームダウン室

精神的に不安定な状況にある避難者が冷静を取り戻したり、騒がしい場所が苦手な避難者などが精神的ストレスを緩和したりするための静養室として設ける。



○機能

福祉避難所機能	避難者が冷静を取り戻したり、精神的ストレスを緩和したりするための静養室
---------	-------------------------------------

○集約する現行施設の機能

※新設（アンケートやシンポジウムにて福祉避難所に必要な機能として要望あり。）

○想定面積

福祉避難所機能
1・2階に15㎡程度の規模を確保する。 スペースは常設の室として、あるいは組立て式で移動できるスペースとして設ける。

○機能設置方針

□施設への出入り口近くが望ましい。

○メリット・デメリット

メリット	デメリット
知的・精神・発達障害、自閉症、認知症等の人や体調が優れない人が気持ちを落ち着かせる場所として使用することができる。	-

⑧ 防災備蓄倉庫

災害時に福祉避難所として運用するために、避難者（災害時福祉避難所収用人数 200 名を想定）に必要な備蓄品（防災備蓄消耗品、防災資機材）を備蓄するための倉庫として設ける。



○機能

福祉避難所機能	福祉避難所に必要な備蓄品を備蓄する倉庫として設ける。 防災備蓄消耗品、防災資機材を備蓄する。
---------	---

○集約する現行施設の機能

※新設（アンケートやシンポジウムにて福祉避難所に必要な機能として要望あり。）

○想定面積

災害時収用人数 200 名分を確保した場合、防災備蓄消耗品の備蓄スペースとして約 25 ㎡、防災資機材の備蓄スペースとして約 50 ㎡、倉庫内での作業スペースとして約 25 ㎡が必要となることから、合計 100 ㎡程度を確保する。

○一般的に想定される主な備蓄品

- ①防災備蓄消耗品（飲料水・食料（主食・副食・汁物・間食）・経口保水材・液体ミルク缶・ミルクアレルギー除去食品・哺乳瓶・食器セット・毛布・介護用おむつ・子ども用おむつ・生理用品・おしりふき等）
- ②防災資機材（発電機・蓄電池・懐中電灯・ランタン・パーテーション・簡易枕・折り畳みベッド・投光器・大型扇風機・救助工具セット等）

○機能設置方針

□中長期の備蓄に適した倉庫の環境を維持するため、空調設備を適切に導入する。

⑨ シャワー室

災害時の福祉避難所への避難者のシャワー使用ニーズに応えるものとして設ける。平時での使用については、利用者ニーズが顕在化していないため、平時に使用することで施設の利用価値が向上するような活用方法について検討が必要となる。



○機能

福祉避難所機能	災害時に福祉避難所への避難者がシャワーを利用できる室
---------	----------------------------

○集約する現行施設の機能

※新設

○想定面積

福祉避難所機能
10 m ² 程度の規模を確保し、男女1ブースずつ設けるものとする。

○機能設置方針

■避難時の夜間などの防犯のため、男女の出入り口を離隔して設ける。

○メリット・デメリット

メリット	デメリット
災害時のシャワー使用ニーズに応えることができる。	平時からの利活用がされていない公共施設が多くあり、物置となっているケースも散見される。
	現時点で平時の利用者ニーズが低い。

⑩ 管理室

平時は、ふれあいセンターの管理業務の執務スペースとして設ける。福祉避難所開設時には、福祉避難所職員の執務室として使用できるように設ける。

○機能

ふれあい機能	ふれあいセンター管理室
福祉避難所機能	福祉避難所執務室

○想定面積

ふれあい機能
・職員数は10名を想定
・事務室=3.63 (m ² /人) × 人数 (★) であることから、36 m ² 程度を確保する。

○機能設置方針

■執務環境は業務効率を踏まえた機能的なレイアウトとし、高度情報化へ対応可能なOA環境等を整備する。

□主出入口に近接して設け、来館者に対して開かれた空間とする。

□プライバシーに配慮した来館者対応機能（応接スペース、またはオープンカウンター）を設置する。

□デスクには引き出しは設けず、移動式のキャビネットとするなど、可変性の高い什器計画とする。

⑪ トイレ・授乳室

トイレは、男女トイレ・バリアフリートイレを各階に設け、平時・災害時を問わず利用者・職員が利用しやすいように設ける。福祉施設という特性を考慮してバリアフリーに配慮したものとするほか、誰もが利用しやすいようにユニバーサルデザインに配慮する。

また、災害時の利用・福祉避難所の利用を想定し、地震などで損傷すると施設の継続使用に支障をきたすことから、災害耐性の高いものを使用するほか、障害特性への配慮や防犯性への十分な配慮が求められる。

授乳室には、おむつ交換台、幼児用便座等を適切に設置する。



○想定面積

男女トイレ
・1階は、大ホール講演時等の集中利用時を考慮し、男女で合計 40 m²程度を確保する。 ・2階は、大研修室を配置した場合の集中利用を考慮し、男女とも 30 m²程度を確保する。 ・講演などの集中利用時等に発生する女子トイレの混雑に配慮して、女子トイレの規模を大きめに設定する。
バリアフリートイレ
・4ブース=約 5 m²×4 ブース（1階2階にそれぞれ2ブース）=20 m²程度を確保する。
授乳室
・20 m²程度を確保する。

○機能設置方針

- 便所は、来館者が利用しやすい位置に、各階に男女とも設置する。
- 災害時には、障がいの特性によらず利用しやすさが求められることから、各避難室から利用しやすい位置とする。
- 障がいの特性に対応できる機器を設け、バリアフリーに配慮する。
- 避難時の夜間などの防犯のため、男女の出入り口を離隔して設ける。
- 災害時の利用に適したものを設置し、福祉避難所には、バリアフリートイレの利用が集中することが想定されるため、各階2ブースずつ設ける。
- トイレは自動センサーライトや節水型水栓を採用するなど環境性能の高いものの採用を検討する。
- 配管などについては、地震等によって損傷の生じにくい伸縮性のある配管や継ぎ手等を採用する。
- 職員専用トイレは設けない。

⑫ ラウンジスペース

平時には、多世代の交流を促し憩いの場となるような場所として設ける。くつろいだり、話をしたり気軽に利用できるスペースとして、施設の中央付近で、エントランスホールや2階共用部前のオープンなスペースとして計画する。

災害時における福祉避難所としての活用時には、避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場(サロン)として利用したり、乳幼児のキッズスペースや礼拝スペースなど、用途をその都度変化することができるスペースとして設ける。



○機能

ふれあい機能	・ラウンジスペース (多世代の交流を促し憩いの場となるようなオープンスペース)
福祉避難所機能	・避難者のコミュニティサロン ・乳幼児のキッズスペース・礼拝スペースなどに可変 ・固定電話スペース

○想定面積

1・2階とも各 30 m ² 程度を確保する

○機能設置方針

☐ エントランスホールや2階共用部前にオープンなスペースとして設ける。 ☒ ソファや畳の小上がり、テレビを設置するなどくつろげる空間とする。 ☒ 多世代が利用できる「飲食コーナー」「WiFi スポット」「企画展示スペース」の設置を検討する。 ☐ 研修室と隣接する場合は、研修室と一体利用できる計画とし、施設内での交流を促進できるようにする。 ☐ 「飲食コーナー」を設ける。 ☐ 福祉避難時には、避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場とし、「女性スペース」を設ける。 ☒ 乳幼児を遊ばせるキッズスペースや観光客をはじめとする外国人の礼拝スペースなどに臨機応変に可変できるように検討する。 ☐ 固定電話を避難室に声の届かないように配慮して設ける。

⑫ エントランスホール・廊下ほか

エントランスホールは建物の出入り口にあたる空間で、建物外部との接点となる空間であり、平時には、「ラウンジスペース」とあわせて多世代の交流を促し憩いの場となるような場所として、外部空間とも連動して多世代のさまざまな交流活動を誘発する場所として計画する。



災害時には、大ホールホワイエと併せて使用し、福祉避難所の「受付」、「情報掲示スペース」、「物資配布スペース」「医務スペース」を設定する。

廊下・階段・エレベーターは、バリアフリーに配慮して適切に計画する。

○機能

ふれあい機能	・エントランスホール、大ホールホワイエ（溜まり空間） ・廊下・階段・エレベーター
福祉避難所機能	・福祉避難所受付・情報掲示スペース ・物資配布スペース ・医務スペース 等として使用

○想定面積

- ・福祉施設であることから廊下幅をバリアフリー対応とする点、大空間である大ホールの待合機能を設ける点などを考慮すると、十分な共用部空間を設定する必要がある。
- ・エントランスホールと廊下・階段・エレベーターを含めた共用部の面積は、一般的に2階建ての建物では諸室合計面積の35%程度の510㎡程度が必要となる。
- ・ただし、本施設ではできるだけ計画の合理化を図り、コンパクトな建物としての計画を目指すことから、諸室合計面積の30%程度となる460㎡程度を目標とする。

○機能設置方針

- 交流促進の空間として、「ラウンジスペース」と一体的に利用できる計画とし、開口部を大きくとり視覚的な空間の連続性を活かし、外部との一体利用も可能な設えとするなど、外部空間と連動した、多世代のさまざまな交流活動を誘発する場所とする。
- エントランスホールに面して、沖縄県福祉のまちづくり条例に適合した階段とEV1基を設ける。
- 廊下幅は、大ホールや大研修室～トイレに至る部分など、同時に多数の利用者の歩行が想定される主要な廊下は、車椅子利用者同士が円滑にすれ違うことができる幅員を確保し、それ以外の廊下は、沖縄県福祉のまちづくり条例に適合した幅員を確保する。
- エレベーターについては、福祉避難所の運用時を考慮して、寝台やストレッチャーに寝たままの移送が可能な寝台用エレベーター乗用15人乗り1機を検討し、エントランスホールや管理事務所の受付カウンターから分かりやすい位置とする。
- メインアプローチは北側からとして、駐車場・身障者駐車場からアクセスのいい位置とする。
- 管理サービス出入口は、搬入・サービス用駐車場側からとし、メインアプローチと明確に分離する。

⑬ 設備スペース

市民ふれあいセンターの機能維持のための設備スペースとして設ける。

大規模災害時においても、初期復旧のひとつの目安である72時間の自立した活動が継続できるように非常用自家発電設備や大型受水槽、防火水槽、自家用給油取扱所等を適切に計画する。

○想定面積

- ・設備機械室は通常延床面積の5～10%程度。ただし屋上・屋外も活用して省スペース化を図ることで、屋内の設備スペースとしては50㎡程度を目安に計画する。
- ・そのうち2階に想定する自家発電設備スペースとしては、適切に更新・メンテナンスが行えるスペースも考慮して35㎡程度を確保する。

○機能設置方針

- 浸水被害を確実に回避するべき非常用自家発電設備は2階に設けるなど、平時のメンテナンスしやすさにも配慮して1階・2階・屋上設置を適切に計画する。
- 屋上や屋根フトコロを利用して、非常用自家発電設備の更新スペース、太陽光パネルを設置する。

※具体的な設備計画は、今後の建築基本設計・実施設計における設備設計において、建築計画・構造計画とも対応した適切な設備方式を検討し決定していく。

(6) 諸室の関連性

平時の市民ふれあい機能、災害時の福祉避難所機能がともに円滑に機能するように、以下の諸室のつながり・関係性に配慮してゾーニング計画・動線計画を行う。

① 利用者と管理者の適切なゾーニングを行う

利用者アプローチは北側の利用者駐車場側からとし、南側または西側からを管理部門、西側を大ホールとし、利用者ゾーンと管理ゾーンを適切にゾーニングし、利用者と職員の動線が短くできるように配置する。また、管理者が執務を行う「管理室」は、平時・災害時とも利用者の出入りの管理がしやすい位置として、エントランスに面して設ける。管理者ゾーンとの行き来にも配慮する必要がある。

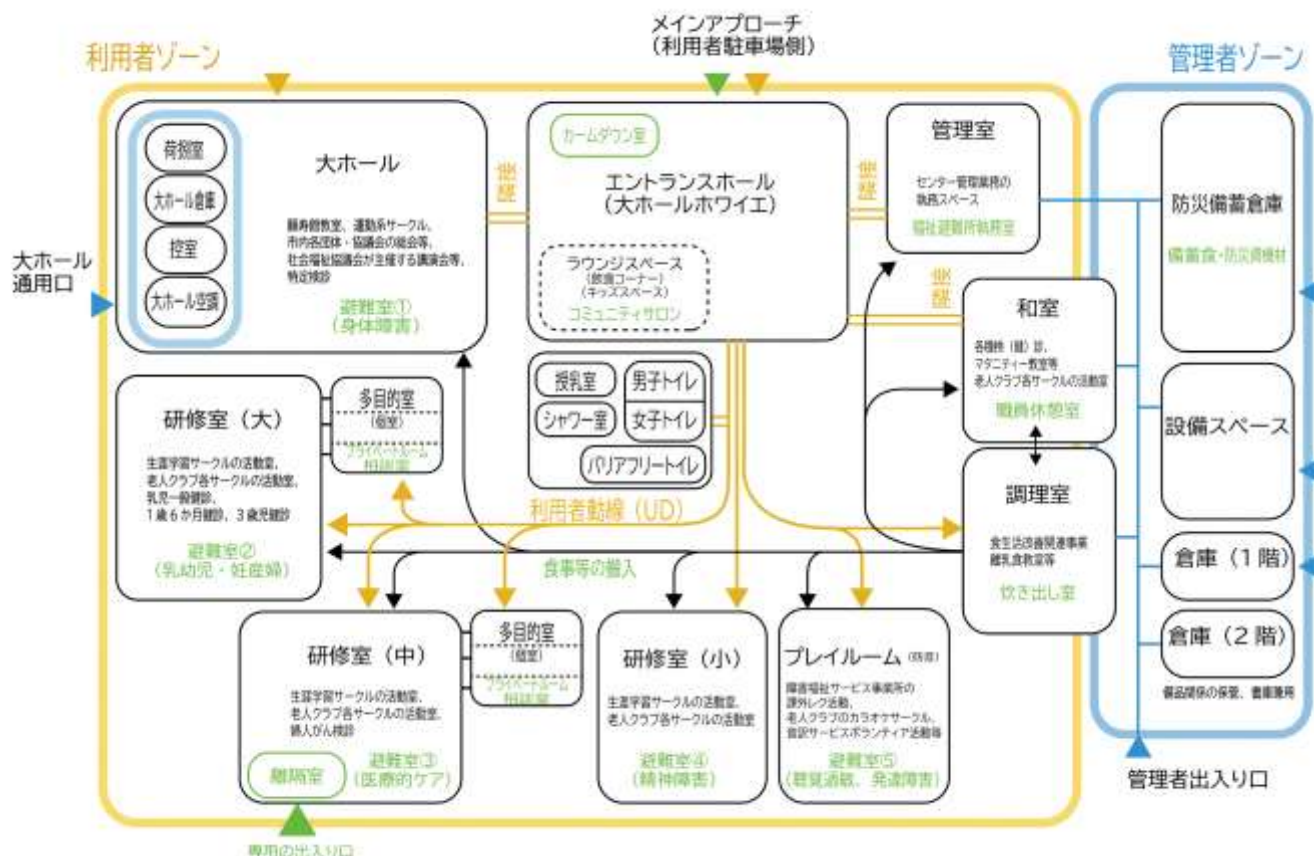
② 平時と災害時とも利用しやすい動線計画とする

「大ホール」や「研修室」、「プレイルーム」などは、災害時の福祉避難所機能の避難室となる計画であることから、いずれの場合においても利用しやすい配置とするために、男女トイレやバリアフリートイレ、利用者階段・エレベーターは施設中央付近に配置し、移動動線が短くなるように配置を行う。

「調理室」については、平時は食生活改善関連事業、離乳食教室等で利用者が使用する部屋でありながら、災害時は炊き出し室としての機能が想定されるため、平時の利用者ゾーンの和室との一体利用に配慮しつつ、災害時の食事の提供・搬入が行いやすいように計画を行う必要がある。

「和室」については、平時は乳幼児健診、マタニティ教室として利用者が使用する部屋でありながら、災害時には職員休憩室として想定することから、利用者ゾーンと管理者ゾーンの関係性に配慮して適切な位置に計画する必要がある。

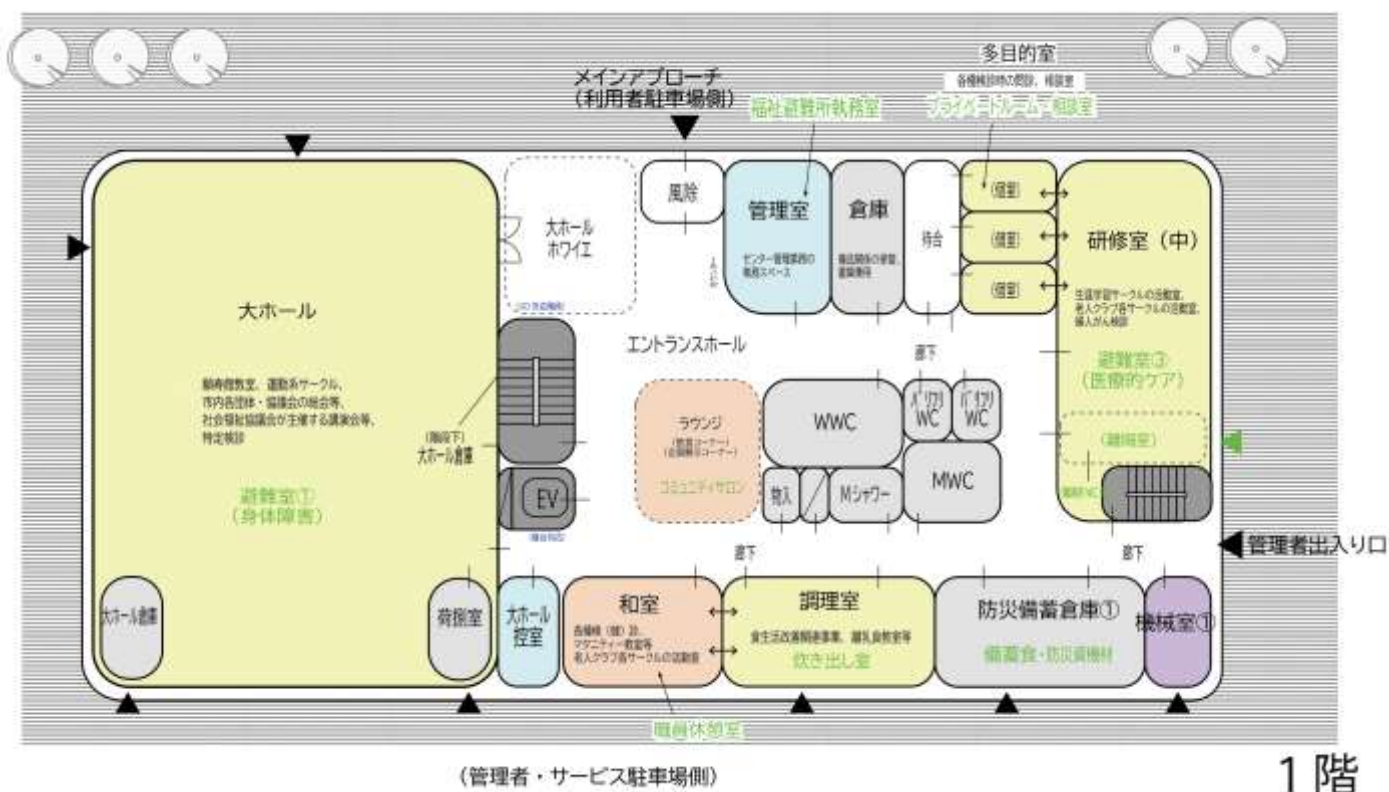
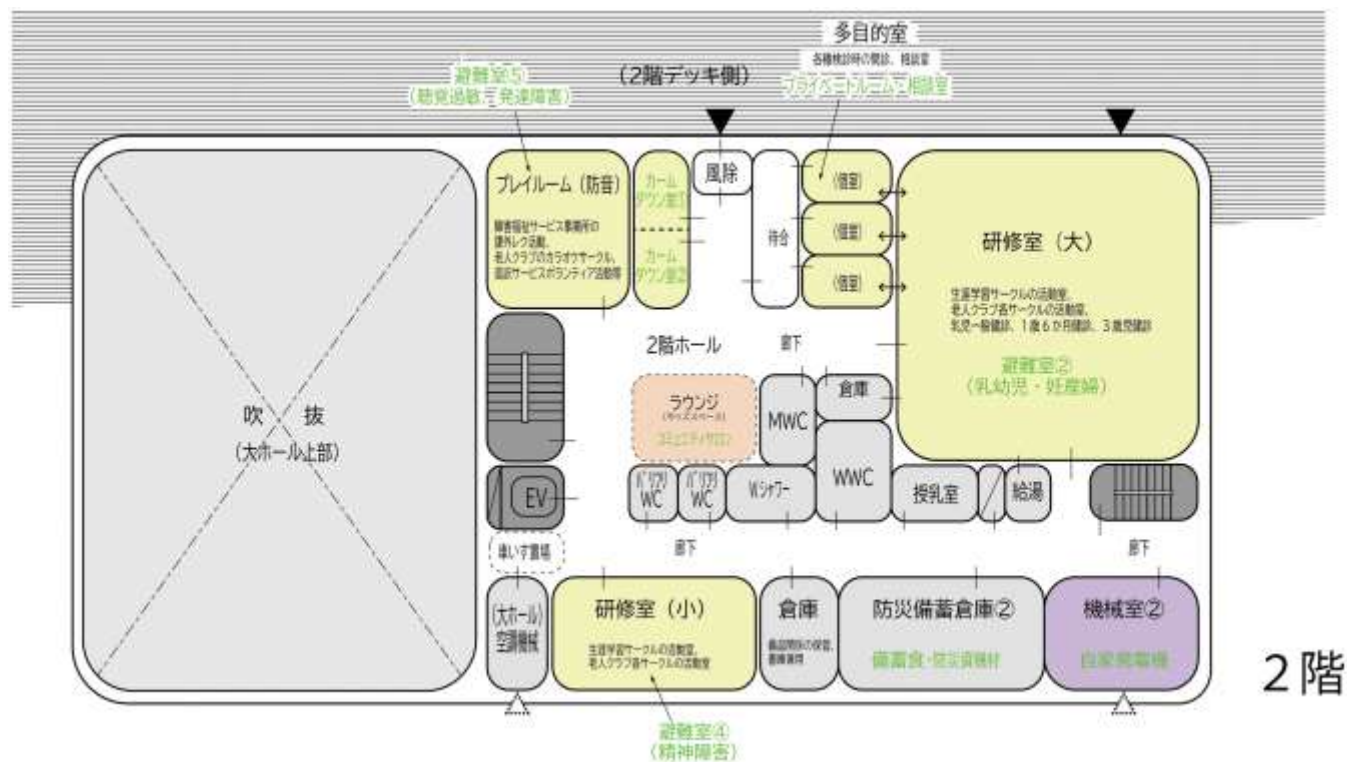
■ 市民ふれあいセンター兼福祉避難所 諸室の関連性



■ 市民ふれあいセンター兼福祉避難所 諸室配置イメージ

【凡例】

研修室（中）	： 平時の室名を示す
生涯学習サークルの活動室、 老人クラブ各サークルの活動室、 若人グループ	： 平時利用想定を示す
避難室③ （医療的ケア）	： 災害時利用想定を示す



※ここで示すレイアウトは、配置の一例であり、今後の建築基本設計・実施設計において、具体的に検討していく。

施設イメージ図

※内外装の色や素材などはイメージであり、
設計業務を通じて検討・決定していく



■外観イメージ（2階部分にデッキを採用した場合のイメージ）



■共用部のイメージ(エントランスホール・ラウンジなど)



■大ホールのイメージ(平時)



■大ホールのイメージ(福祉避難所転用時)

(7) 必要な建物規模

施設配置計画に示したように、敷地内での施設配置を考慮すると、平屋建てとして計画することは難しく、2階建てが想定される。

(5)施設への導入機能にて示したように、市民ふれあいセンターに必要な機能の規模を合計すると、2階建ての想定では概算で延床面積 2,100 m²程度が必要と算出される。福祉施設として利用しやすく余裕のある空間を考慮すると、十分な面積を設定する必要がある。

しかしながら、本施設では、できるだけコンパクトな建物として計画することを目指すことから、共用部などの面積をできるだけ合理的に計画を行い延床面積の圧縮を図ることにより、延床面積 2,000～2,050 m²程度を目標として計画を進めるものとする。

(8) 構造計画

1) 構造計画で求められる耐震性能

市民ふれあいセンターは、国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、「学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等」の耐震安全性の基準に準じた性能として、構造体については「Ⅱ類」、建築非構造部材については「B類」に相当する耐震性能の確保を目標とすべきとされる。

しかしながら、「学校、研修施設等であって、地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設」については、構造体については「Ⅱ類」、建築非構造部材については「A類」相当の耐震安全性の確保を目標とすることとされている。また、本施設では、大地震時に構造体を守るだけでなく、建物内部の間仕切り、設備、収容物の被害を最小限にとどめ、災害発生後には福祉避難所として事業継続していくための十分な機能維持が求められることから、構造体については「Ⅱ類」、建築非構造部材については「A類」の耐震安全性の確保を目標として今後の計画を進めるものとする。

なお、地域防災計画における拠点機能の位置づけに応じ、耐震安全性の目標は適宜設定するものとする。

■官庁施設の総合耐震計画基準・耐震安全性の目標（国土交通省）

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（耐震強度はⅢ類の1.5倍）
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。（耐震強度はⅢ類の1.25倍）
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。（建築基準法で求められる耐震強度）

部位	分類	耐震安全性の目標
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対応活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害防止が図られている。

2) 構造種別・構造形式の検討

構造種別(RC造、S造等)については、市民ふれあいセンターにおける構造形式としてはRC造、S造いずれの種別においても、「構造体」の耐震安全性目標「Ⅱ類」は確保できるが、地盤性状、建物形態、柱スパンの要求度、及び費用対効果等により、基本設計において詳細に検証を行い総合的に検討して決定する。

3) 基礎計画の留意点

①残存既存杭への対応

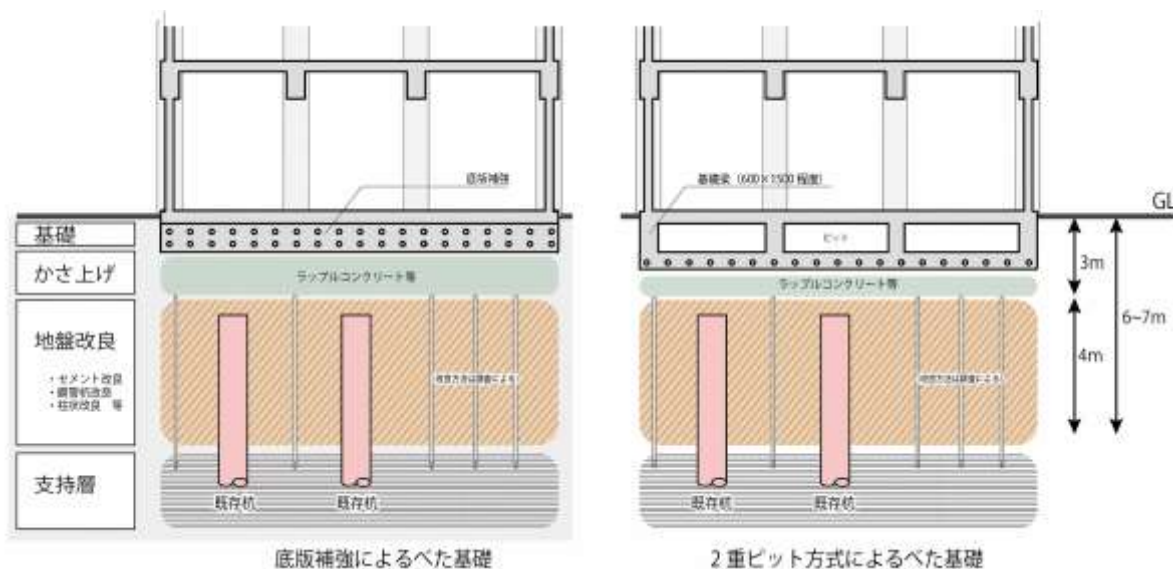
施設整備エリアは、市民ふれあいセンターの建設予定位置を含めて、旧南部病院跡地であり、病院棟の解体時には既存の病院の支持杭を一部地中に残存したまま土地の造成が行われることとなっている。

造成にあたっては、杭頭から2～3m程度を除去した状態での建築工事となることが想定されており、基礎形式によらず、設計段階の詳細な地質調査結果によって、地盤改良等の必要な地耐力の確保、不同沈下の防止策が求められる。

②基礎形式

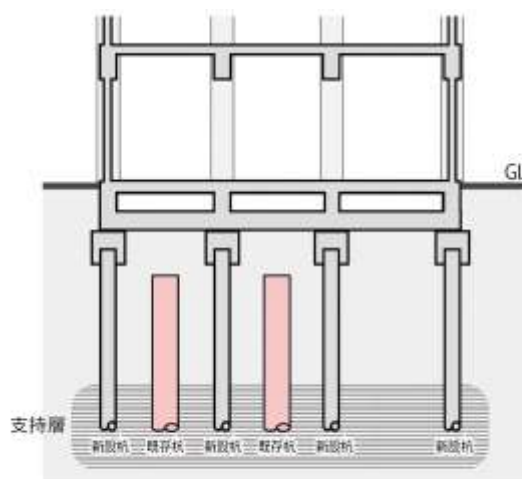
設計段階の詳細な検討結果によるが、土質調査柱状図から、6～7m 深の位置で、N 値 50 程度の砂礫層等による安全な支持地盤に達すると考えられるため、必要な地盤改良を行い地耐力を確保することで、安全性が高く、不同沈下が生じにくい「べた基礎」の採用が可能と考えられる。

■既存杭を残したべた基礎のイメージ（一例）

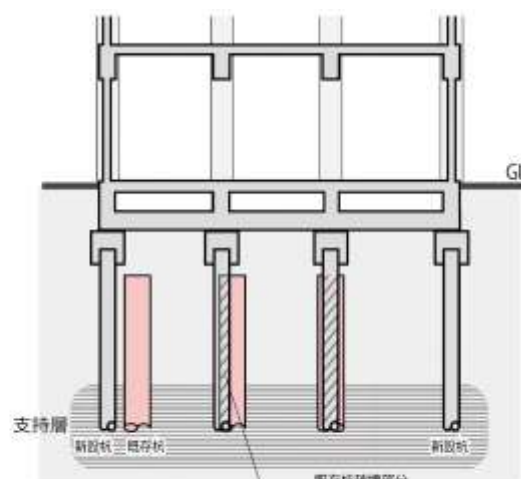


なお、基本設計時の地質調査による検討の結果、地盤改良では十分な地耐力を確保できないとされる場合には、杭基礎を採用することが考えられる。その際に、既存杭の詳細な情報の有無によって、既存杭を避けた位置での新規杭による対応や、既存杭を活用した支持方法による対応などが考えられる。

■既存杭の残存に対応した杭基礎のイメージ（一例）



既存杭との位置をずらして計画する杭基礎



既存杭を破壊しながら打設する杭基礎

（９）設備計画

１）設備計画で求められる耐震性能

市民ふれあいセンターの設備計画に求められる耐震性能については、国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、「学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等」に設定されている耐震安全性の目標に準じた性能として、建築設備「乙類」に相当する性能とする。

■官庁施設の総合耐震計画基準・耐震安全性の目標（国土交通省）

部位	分類	耐震安全性の目標
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているものとする。

5. 市民ふれあいセンターにおける事業計画

(1) 事業方式の比較検討

事業手法としては、「公共」が施設整備も管理運営も行う「公設公営方式」、「公共」が施設整備を行い、「民間」が管理運営を行う「公設民営方式(PPP方式)」がある。施設整備は公共が主体となるが、施設の管理運営にあたっては民間との連携を検討する。

■事業方式の概要

事業方式		概要	
公設公営方式		・施設整備・管理運営ともに地方公共団体が直接担う直営方式。管理運営に関する責任は行政が負い、清掃・警備等の一部業務を民間に委託する場合も公設公営に含まれる。 ・施設を設置している地方公共団体に属する施設長が管理運営の責任者にあたり、直接業務上の指示を行うため、管理運営業務、事業執行の実施主体と責任主体が一致する。	
PPP方式	指定管理者委託方式	・施設を地方公共団体が建設整備し、その管理運営を民間に委託する方式。 ・指定管理者制度は、管理運営に係る費用負担の仕方によって、公共団体が委託費として民間に支払う「委託費支払型」、民間が施設利用料金収入から負担する「利用料金型」、両方の「併用型」の3つに区分される。	
	建物賃借方式	・施設を地方公共団体が建設整備したのち、民間に有償または無償で貸与し、管理運営を委ねる方式。管理運営に係る費用は、原則、民間が利用料金収入から負担する。	
	DBO方式	・施設の設計（Design）、建設請負工事（Build）、管理運営（Operate）を一体的に民間に委ねる方式。 ・施設の細かな仕様まで指定せずに、地方公共団体が求める施設内容やサービスの水準を指定する性能発注とすることにより、民間の創意工夫を活かした効率的な建設工事が可能となる。	
	PFI方式	BT0	・民間で独自に資金調達し、設計・建設を行い、施設完成後に所有権を地方公共団体に移譲、公共が所有権を持ったまま、民間が管理運営を行う方式。 ・管理運営を行う民間は、軽微な修繕等は可能だが、施設の所有権は地方公共団体にあるため、施設の大規模改修や管理責任は地方公共団体が負うこととなる。
		B0T	・民間で独自に資金調達し、設計・建設・管理運営を行い、事業期間満了後に、所有権を地方公共団体に移譲する方式。 ・事業期間中の所有権は民間にあるため、施設改修や管理責任などは民間が負うこととなる。
		B00	・民間で独自に資金調達し、設計・建設・管理運営を行い、事業期間満了後も民間が所有権をもち、事業を継続するか、施設撤去する方式。 ・施設内容の目的が期間限定のものや、施設耐用年数が短い場合の採用が多くみられる。

■ 公共・民間の役割分担

項目	公設公営方式	PPP方式					
		指定管理者委託方式	建物賃借方式	DBO方式	PFI方式		
					BTO	BOT	BOO
民間寄与度	小						
計画策定	公共	公共	公共	公共	公共	公共	公共
資金調達	公共	公共	公共	公共	民間	民間	民間
設計・建設	公共	公共	公共	公共／民間	民間	民間	民間
運営	公共	民間	民間	民間	民間	民間	民間
施設の所有 (事業期間中)	公共	公共	公共	公共	公共	民間	民間
施設の所有 (事業終了後)	公共	公共	公共	公共	公共	公共	民間

それぞれの事業手法のメリット・デメリットを次頁に整理する。

市民への福祉サービスや生涯学習、災害時における福祉避難所機能など、過度に採算性に捉われることなく、一定水準のサービス、公平性や継続性が担保される必要があることから、公設公営方式、もしくは指定管理者委託方式が望ましい。

PFI 方式の場合、民間のノウハウや資金力を効果的に活用することで財政支出の抑制や平準化、事業全体の効率化、民間の創意工夫による質の高いサービスの提供などが期待できる反面、PFI 導入に係る事務的負担や準備期間が大きくなるほか、対象施設の収益性や施設規模によっては必ずしも大きな効果が得られるわけではなく、PFI事業としての成立が困難になることも想定される。

■それぞれの手法のメリット・デメリット

事業方式		メリット	デメリット
公設公営方式		○行政目的を施設整備やサービスに直接反映できる。 ○過度に採算性に捉われることなく、一定水準のサービス、公平性や継続性が担保される。 ○住民からの信頼を得やすい。 ○他のまちづくり施策との連携が図りやすい。	▼効率化や採算性が重視されにくく、非効率な運営となる可能性が高い（税負担に反映）。 ▼予算執行や事務手続きの面で柔軟な対応ができない場合がある。 ▼人件費が割高になりやすく、柔軟な雇用形態が難しい。
PPP方式	指定管理者委託方式	○行政目的を施設整備に反映しやすい。 ○民間によるノウハウ・努力などが反映され、効率化やコスト削減、創意工夫が期待できる。 ○利用料金制による利用促進で収入増加（経費削減）も期待できる。 ○管理運営経費が削減できれば、施設所有者である行政の負担軽減にもつながる。	▼民間が途中で事業を失敗するケースも考えられ、行政が追加負担を行うリスクがある。 ▼民間側が採算を過度に重視したり、事業経験が少ない場合、サービス水準の低下、不採算部門の切り捨てなどのリスクがある。 ▼「建物賃借方式」は、建設整備された施設の目的外利用の場合に貸付するものであり、新しい施設の場合は採用が難しい。
	建物賃借方式		
	DBO方式	○行政目的を施設整備に反映しやすい。 ○専門的なノウハウをもつ民間業者を選定することによって、質の高いサービスの提供、採算性の高い管理運営が期待できる。 ○管理運営コストを考えた設計により、設計、建設、管理運営を通じた全期間の総事業費、施設のライフサイクルコストの抑制が図られる。	▼民間が途中で事業を失敗するケースも考えられ、行政が追加負担を行うリスクがある。 ▼民間側が採算を過度に重視したり、事業経験が少ない場合、サービス水準の低下、不採算部門の切り捨てなどのリスクがある。 ▼事業化に時間を要する。 ▼事業の手続が煩雑で、事務コストがかかる。
	PFI方式	BT0	▼事業化に時間を要する。 ▼事業の手続が煩雑で、事務コストがかかる。
		BOT	▼収益性が低い、施設規模が小さい場合などでは民間事業者の参入が難しく民設民営事業としての成立が困難。
		B00	▼事業化に時間を要する。 ▼事業の手続が煩雑で、事務コストがかかる。 ▼収益性が低い、施設規模が小さい場合などでは民間事業者の参入が難しく民設民営事業としての成立が困難。 ▼施設所有権を民間がもつため、長期にわたり必要となる施設には向かない。

(2) 概算工事費

市民ふれあいセンターの建築工事について概算工事費を試算する。

試算においては、資材や人件費等の原価高騰が原因で建設工事費が上昇しており、特に令和2年以降は、新型コロナウイルスの感染拡大やロシア・ウクライナ情勢の影響による経済や景気への影響等もあり、今後も建設費上昇が予想されること、また、沖縄県内では、建設資材運搬費などが、他地域より高めに想定する必要があることなどから、上昇率を見込んで数値を設定する。

なお、概算工事費には、造成工事にて行う盛土や擁壁の造成費、備品等費用、情報通信設備、有線放送設備、構内交換設備、サイン・案内設備、移転に伴う引越費用、測量、地質調査、アスベスト調査、埋蔵文化財調査などの調査費、建築設計・土木設計などの設計監理費、開発許可申請料などの各種申請料は含まない。

1) 市民ふれあいセンター

市民ふれあいセンターの建築工事(延床面積:2,000~2,050 m²と設定)について、概算工事費を試算する。

試算にあたっては、全国の過去10年に着工した、類似用途の建築物の建設工事の工事費単価を用いる。今後も建設費の高騰が予想されることから15%の上昇率を見込む。

科目	金額	備考
I. 躯体工事	383,074 千円	共通仮設, 直接仮設, 土工, 地業, 躯体
II. 仕上工事	310,892 千円	
III. 設備工事	270,819 千円	電気, 空調, 衛生設備等
IV. その他工事	55,171 千円	
V. 外構工事		別途
VI. 諸経費	138,463 千円	
項目計(税抜)	1,158,419 千円	
小計(税込)	1,274,261 千円	110%
概算工事費(税込)	1,465,400 千円	15%の上昇率を見込む

※直近5年間で同種同規模工事の総工事費平均値は17.4%上昇しており、今後も建設費の高騰が予想されることから15%の上昇率を見込む。

上記のように、市民ふれあいセンターの建築工事については概算工事費を 14.6億円程度と試算する。

(3) 施設管理運営計画

1) 事業計画・利用計画の整理

①施設利用見込数の整理

既存の生涯学習支援センターの利用者数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2・3年度は利用者延べ人数及び利用件数がいずれも大きく減少しているが、令和元年度の利用者数が 22,673 人となっており、令和 4 年度では 19,096 人まで回復している。

市民ふれあいセンターの整備により、生涯学習サークル活動や願寿館、老人クラブの各サークル活動等の利用を想定し、諸室(大ホール、研修室、プレイルーム等)の整備を予定している。さらに、願寿館で実施している各種教室の利用者や市民の交流拠点として、市民が交流するイベント等を定期的実施することで、整備後の施設利用者数は 25,000 人(年間)を想定する。

災害時は福祉避難所として利用し、200 人(家族を含む)の受入れを想定し、平時から多目的広場と連携し、防災訓練の実施、参加促進を図る。

②利用計画に基づく成果目標

利用計画を踏まえ、施設利用者の増加に向けた交流イベントの実施、災害時の防災・避難機能の強化に向けた平時からの防災訓練に実施に関する目標を設定する。福祉避難所としての利用に関しては、要配慮者が福祉避難所として活用できるか等を市と関係団体で協議し、施設の在り方を検証する。

成果指標	整備後の目標値
市民の交流を図るイベント	年 1 2 回
防災訓練時のアンケートで「安心安全な訓練ができた」の回答 (年に1回以上)	8 0 %
平時の年間利用者数	2 5 , 0 0 0 人

2) 管理運営体制の検討

市民ふれあいセンターは、市民への福祉サービスや生涯学習等の過度に採算性に捉われることなく、一定水準のサービス、公平性や継続性が担保される必要があることから、管理運営体制は以下の2つの方式を基本とする。

- 公設公営方式(行政が管理運営の責任を負い、清掃・警備等の一部業務を民間に委託する)
- 指定管理者委託方式(管理運営自体を民間に委託する)

なお、災害時における福祉避難所としての活用においては、災害対応において十分な訓練を受け、対策本部をはじめとする関係部局との連携を確保するため、市の直営での運営とすることが必要と考えられる。

■公設公営方式と指定管理者委託方式のメリット・デメリット

事業方式	メリット	デメリット
公設公営方式	○行政目的を施設整備やサービスに直接反映できる。 ○過度に採算性に捉われることなく、一定水準のサービス、公平性や継続性が担保される。 ○住民からの信頼を得やすい。 ○他のまちづくり施策との連携が図りやすい。	▼効率化や採算性が重視されにくく、非効率な運営となる可能性が高い(税負担に反映)。 ▼予算執行や事務手続きの面で柔軟な対応ができない場合がある。 ▼人件費が割高になりやすく、柔軟な雇用形態が難しい。
指定管理者委託方式	○行政目的を施設整備に反映しやすい。 ○民間によるノウハウ・努力などが反映され、効率化やコスト削減、創意工夫が期待できる。 ○利用料金制による利用促進で収入増加(経費削減)も期待できる。 ○管理運営経費が削減できれば、施設所有者である行政の負担軽減にもつながる。	▼民間が途中で事業を失敗するケースも考えられ、行政が追加負担を行うリスクがある。 ▼民間側が採算を過度に重視したり、事業経験が少ない場合、サービス水準の低下、不採算部門の切り捨てなどのリスクがある。

3) 施設の管理計画の検討

①施設の開館日・時間

施設の管理にあたっては、既存の生涯学習支援センターの開館日・時間を考慮するが、広範な市民参加を促進するため、日曜日・祝祭日は開館日とし、月曜を休館日とする。なお、災害時は館日、時間に関わらず福祉避難所として利用する。

事項	平時	災害時
開館日・時間	火曜日～日曜日、祝祭日 9時～22時	災害時は休館日、時間に関わらず福祉避難所として開館する。
休館日	月曜日(祝祭日の場合は火曜日)・慰霊の日・年末年始	

②施設の管理計画の検討

施設の円滑な管理運営のためには、施設設計時に管理運営計画を検討しておく必要があり、主管課が中心となって庁内関係課や活動団体との協議を行い、必要な事項を設計へ反映する。

なお、管理計画の検討時期には、施設の管理運営者(指定管理者など)が決定し、協議に参加することが望ましい。

<管理運営計画の内容と目次(案)>

■管理運営計画に定める内容

- ・ 管理運営事業計画…複合施設で提供する具体的な公共サービスの内容
開館日・開館時間・利用料金の考え方
運営サービスの内容(生涯学習、貸室等)
- ・ 施設管理計画…保守管理や警備等の考え方
- ・ 広報宣伝計画…施設の広報、情報発信に関する考え方
- ・ 開館準備計画…管理運営の円滑な開始に向けた、開館までのスケジュール等
- ・ 管理運営体制…市の組織機構(各機能の所管部署、施設全体の管理部署)など

■目次(例)

第1章 はじめに

施設の整備に至るこれまでの経緯、管理運営計画策定の目的などについて整理

第2章 施設の基本的事項

施設の施設構成や機能、用途などについて整理

第3章 管理運営の基本方針

管理運営のコンセプトと基本方針の考え方を整理

第4章 サービス提供方針

具体的な提供サービスの方向性と内容について整理

第5章 管理運営計画

様々なプログラムの提供数などに関わること、
開館日・開館時間・利用料金等施設の管理に関わること、
広報宣伝に関わること、開館準備に関わることなど具体的内容を整理

第6章 管理運営体制及び管理運営手法

4) ライフサイクルコスト（LCC）におけるコスト削減の考え方

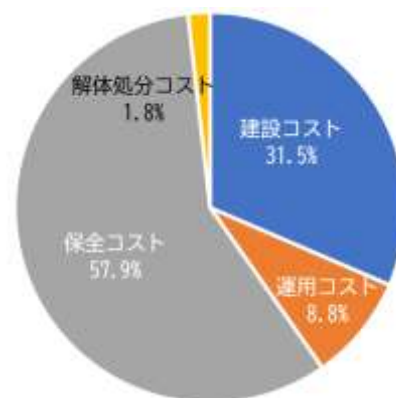
ライフサイクルコストには大きく分けて「イニシャルコスト(企画・設計・建設費)」と「ランニングコスト(運営・維持管理費)」があり、建築物のライフサイクルコストのうち「イニシャルコスト」は一部に過ぎず、全体からすると「ランニングコスト」が非常に大きな割合を占める。

施設の整備を行う上では、建設時の費用を抑えるだけでなく、ランニングコストまで含めた総額により長期的な視点に立ってコストの妥当性を検討することが必要となる。

■ ライフサイクルコストの費用内訳例

構造	鉄筋コンクリート造とした場合
規模	延床面積2062.0㎡と想定
用途	中規模事務所
竣工年	2027年度と想定
建物使用年数	80年間と想定

参考：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「建築物のライフサイクルコスト」
(一財)建築保全センター・(一財)経済調査会



5) 想定されるランニングコスト

ライフサイクルコストの大半を占めるのはランニングコストであり、これを削減することで、市民ふれあいセンターに係る費用の低減が期待される。一方で、建物の完成後にも、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、安全に使用できる良好な状態で管理・保持し続けるためには、必要とされるランニングコストを、中長期的な視点で想定しておく必要がある。

そのため、以下に、建設後の一定の期間に想定されるランニングコストの概算を行う。

ランニングコストは、運用コスト、保全コスト(修繕等コスト・維持管理コスト)を合算したものとし、このうち、修繕等コストは、「分解整備費等」、「修繕費」及び「更新費」から構成される。

算出に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物のライフサイクルコスト 第2版」及び同算定プログラムを参考に算出を行う。更新周期の設定は、都道府県・政令市が共同で開発運用し、多くの地方公共団体で活用されている、公共建築の維持管理・運営を効率的・効果的に行うための保全5マネジメントシステム「BIMMS」による分析・設定による。

■建設後に想定されるランニングコストの費用例

(千円)

		2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【運用コスト】																
光熱水コスト		4,283	4,283	4,283	4,283	4,283	4,283	4,283	4,283	4,283	4,283	4,283	4,283	4,283	4,283	4,283
【保全コスト】																
維持管理コスト		13,156	13,156	13,156	13,156	13,156	13,156	13,156	13,156	13,156	13,156	13,156	13,156	13,156	13,156	13,156
定期点検 及び保守	建築	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437
	電気設備	759	759	759	759	759	759	759	759	759	759	759	759	759	759	759
	機械設備	2,798	2,798	2,798	2,798	2,798	2,798	2,798	2,798	2,798	2,798	2,798	2,798	2,798	2,798	2,798
	監視制御設備	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579
運転・監視及び日常点検・保守		3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549	3,549
清掃	内部・外部・ガラス	5,033	5,033	5,033	5,033	5,033	5,033	5,033	5,033	5,033	5,033	5,033	5,033	5,033	5,033	5,033
修繕等コスト		2	677	648	2,162	8,168	1,589	3,716	3,656	648	21,957	2	4,530	2	4,391	59,253
建築	屋根					232					270					232
	外部										1,075					
	外部建具					247					337					247
	内部建具					320					320					320
	内部					106					1,209					106
	外構										249					
	外部足場										4,572					
電気設備	電力	1	1	1	1	1,332	1	9	1	1	1,425	1	1	1	9	13,303
	受変電						140				246		140			664
	電力貯蔵・発電															1,270
	通信・情報					79					222					299
	通信・情報(防災)					49					49					49
	中央監視															
	避雷・屋外															
機械設備	空調		509	292	1,237	884	862	1,679	1,580	292	2,843		2,688		2,188	4,907
	換気					2,239					2,239					2,239
	排煙															
	自動制御					265			417		265					17,243
	給排水衛生			108	392	407	108	1,114	758	108	1,063		500		1,114	1,433
	消火															
	ガス															
	昇降機その他			88			88			88	176		88			2,374
×共通費率(30%)			156	150	499	1,885	367	858	844	150	5,067		1,045		1,013	13,674
ランニングコスト計		17,440	18,115	18,087	19,600	25,606	19,027	21,154	21,094	18,087	39,396	17,440	21,968	17,440	21,829	76,692
税込	110%	19,184	19,927	19,895	21,560	28,167	20,930	23,270	23,203	19,895	43,335	19,184	24,165	19,184	24,012	84,361

※算出の前提とする建物構造や規模、用途、建物使用年数の想定は、前ページと同様の建物を想定する。

※建物使用年数については、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方 1998」「建築物・部材・材料の耐久設計手法 2003」を参考に 80 年と設定する。

※光熱水コストに用いた単価は、国家機関の建築物の保全の現況(H29.3)の平均値による。

※維持管理コストのうち、「運転・監視及び日常点検・保守」にかかるコストについては、「庁舎維持管理費要求単価」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)による。それ以外の維持管理コストの単価は、建築保全業務共通仕様書による。

※修繕等コストは、国土交通省大臣官房営繕部による地域別工事費指数(沖縄地域=102%)で補正した数値を示す。

※本想定においては、今後の建設コストの上昇率については見込んでいない。

※数値の表記にあたっては、四捨五入により必ずしも合計値が一致しない場合があることに留意されたい。

6) ランニングコスト縮減の考え方

市民ふれあいセンター運用後の点検・保守、修繕・改善、光熱水費等のランニングコストごとにコスト縮減に向けた考え方の整理を行う。なお、ライフサイクルコストの縮減方策については、今後の基本設計・実施設計の段階で具体的に検討するものとする。

コスト	コスト縮減の考え方
光熱水費等のコスト	ZEB（ゼロ・エネルギー・ビル／建物の運用段階でのエネルギー消費量を省エネや再生可能エネルギーの利用を通じて削減するという考え方）の実現に向けた各種省エネ手法等を採用することで、コストを削減することが可能である。例えば、LED 照明や地中熱利用、昼光利用照明制御、コージェネレーションシステムの導入等の手法の採用が挙げられる。また、市民ふれあいセンターの竣工後における空調・照明・給湯等のエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、エネルギー使用の最適化を図ることで、エネルギーの効率化・適正化を図ることが可能である。
点検・保守等コスト	市民ふれあいセンターの建物における点検マニュアル等を作成し、それをもとに職員による日常的な点検を行うことで、劣化箇所を早期発見し、修繕等に係るコストの削減につなげることが可能である。
修繕・改善コスト	施設の劣化状況を事前に把握し、劣化が拡大する前に行う予防保全型の改修を行うことで、修繕費の削減を図ることが可能である。
その他	市民ふれあいセンターの機能を効率的に配置することで、インシヤルコストである建設費を削減できるほか、点検・保守、修繕・改善、光熱水費等のランニングコストについても削減することが可能である。

「ライフサイクルコスト」に占める企画・設計コスト（基本計画、基本設計、実施設計業務等に係る費用）の割合は一般的に非常に小さいものの、企画・設計の内容は、建設段階以後のランニングコストに大きな影響を与える極めて重要な業務であると言える。

特に、基本設計・実施設計等で具体的に検討を行う設備（照明、空調関連等）を省エネ化することで、今後数十年にわたって必要となる「ランニングコスト」が大きく削減され、結果として「ライフサイクルコスト」の縮減にもつながる可能性がある。

(4) 財源計画（活用可能な財政措置）

施設の整備にあたっては、施設の目的、整備内容に応じて、国や沖縄県の支援措置の活用、財源の確保を行いながら、効率的に事業を実施します。

■活用可能な財政措置

財政措置	内容
沖縄振興特別推進市町村交付金	【交付の目的】 ○市町村が沖縄の振興に資する事業等を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金市町村事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、県が市町村に交付金を交付することにより、市町村の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ること 【交付金の対象】 ○職員人件費や旅費等の事務費、<u>公用施設の施設整備費、修繕費、維持管理費など地方公共団体が通常必要とする行政運営に必要な経費</u> ○保証金及び出捐金 ○個人・法人の負担に充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務（現金給付を含む） ○基金の造成費 ○別途国の負担又は補助を得て実施することができる事業 【交付率】 ○10分の8以内とする
緊急防災・減災事業債	【地方財政措置】 ○充当率100%、交付税措置率70% 【対象事業】 ○消防団拠点施設等（災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設） ○非常用電源 ○防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地 ○指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設（浸水対策のための施設整備（電源設備等の嵩上げ、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）を含む） ○指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所等、発熱者専用室、要配慮者を滞在させるための居室等）

(5) 整備スケジュール

市民ふれあいセンター兼福祉避難所の整備スケジュールは以下の通りである。

